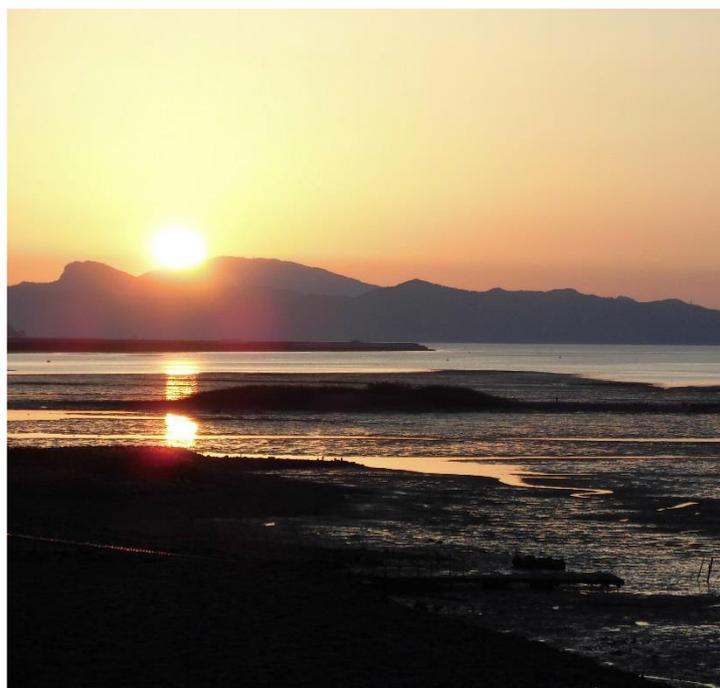


と
球磨川と時間の流れに育まれた
人と風景がともに輝くまち“やつしろ”

八代市 景観計画

Landscape Plan of Yatsushiro City
令和2年4月（令和6年4月改定）



はじめに

私たちが暮らす八代市は、四季が移ろう山々、球磨川をはじめ悠々と流れる河川、夕日に映える八代海など、豊かな自然に恵まれ、これらが織り成す風光明媚な景観は、かつて「八代八景」として詠われたほどです。

また、八代城跡と城下町の風情を残す町並み、八代平野の田園風景、里山の棚田や石橋、地域に根付いた祭礼行事など、地域の歴史や文化、風土を物語る景観が市内随所に息づいています。

さらに、近代化を支えた工場群や多彩な景観軸を形成する鉄道や幹線道路などは、交流拠点都市として本市を特徴づける景観の一つとなっています。

これらの景観は、長い歴史の中、先人たちの手で守り、育まれてきた「地域の宝」であり、私たちの心に潤いや安らぎを、故郷への誇りと愛着を、時には明日への希望や活力を与えてくれるものです。

私たちは、先人たちの功績に敬意を表し、身近なところに当たり前のようにある八代らしい景観の価値を再認識するとともに、このかけがえのない景観を守り、さらに磨きをかけ、後世へ継承していかなければなりません。

そこで、本市は、令和元年9月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、この度、地域の特性を活かした魅力ある景観づくりを進めていくための柱として「八代市景観計画」を策定しました。

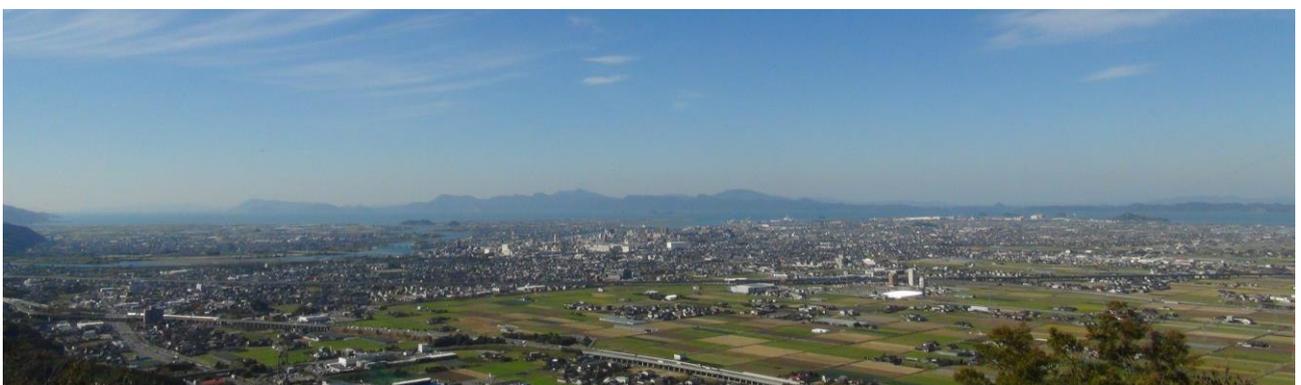
本計画は、本市の景観の魅力や課題を整理し、景観づくりの目標や方針・ルール、協働で取り組む施策などを定めています。

今後は、「球磨川と時間（とき）の流れに育まれた人と風景がともに輝くまち“やつしろ”」を基本目標として、市民の皆さんが誇りをもち、訪れる人々の心に残るような景観づくりに、市民・事業者・行政が一体となって取り組んで参りたいと考えております。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました八代市景観計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民ワークショップ等により貴重なご意見を賜りました関係者の皆様、アンケート調査や景観基礎調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。



令和2年4月
八代市長 中村 博生



八代市景観計画 目次

序章 景観づくりの考え方.....	1
第1節 景観計画策定の背景と目的.....	1
(1) 景観計画策定の背景.....	1
(2) 景観計画の目的.....	1
第2節 景観まちづくりの必要性.....	2
(1) 景観とは.....	2
(2) 景観まちづくりとは.....	2
(3) 景観まちづくりの必要性.....	2
第3節 景観計画の位置づけ.....	3
第4節 八代市の景観特性.....	4
(1) 景観構造.....	4
(2) 景観の構成要素.....	5
(3) 景観特性.....	6
(4) 景観の主な問題点と課題.....	13
第5節 “眺めの小路”を用いた景観まちづくり.....	16
(1) “眺めの小路”とは.....	16
(2) 景観まちづくりにおける“眺めの小路”の有効性.....	16
(3) 八代市の“眺めの小路”.....	16
(4) “眺めの小路”を用いた景観まちづくりのあり方.....	17
第1章 景観計画の区域.....	20
第1節 景観計画の区域.....	20
第2章 良好な景観の形成に関する方針.....	21
第1節 基本目標.....	21
第2節 基本方針.....	21
(1) 景観形成の視点.....	21
(2) 景観形成の共通方針.....	22
第3節 景観構造別の景観形成方針.....	24
(1) やまなみ景観ゾーン.....	25
(2) 海辺景観ゾーン.....	26
(3) まちなか景観ゾーン.....	27
(4) 田園景観ゾーン.....	29
(5) 河川景観軸.....	30
(6) 道路景観軸.....	31
(7) 鉄道景観軸.....	32

第4節 景観重点地区と景観重点地区候補の景観形成方針.....	33
■景観重点地区	
(1) 妙見宮周辺.....	34
■景観重点地区候補	
(1) 八代城跡・市役所周辺.....	35
(2) 本町アーケード街.....	36
(3) 日奈久温泉街.....	37
第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項.....	38
第1節 良好な景観形成に向けた仕組み.....	38
第2節 一般地区（市全域）.....	40
(1) 対象区域の範囲.....	40
(2) 届出対象行為.....	40
(3) 景観形成基準.....	42
第3節 特定施設届出地区.....	45
(1) 対象区域の範囲.....	45
(2) 届出対象行為.....	47
(3) 景観形成基準.....	49
第4節 景観重点地区.....	50
(1) 対象区域の範囲.....	50
(2) 届出対象行為.....	51
(3) 景観形成基準.....	51
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針.....	57
第1節 基本的な考え方.....	57
第2節 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針.....	57
(1) 景観重要建造物の指定の方針.....	57
(2) 景観重要樹木の指定の方針.....	58
第3節 景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準.....	59
(1) 景観重要建造物の管理方法の基準.....	59
(2) 景観重要樹木の管理方法の基準.....	59
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	60
第1節 基本的な考え方.....	60
第2節 景観重要公共施設とは.....	60
第3節 景観重要公共施設の指定の方針.....	61
第4節 景観重要公共施設の整備に関する指針.....	61
(1) 景観重要道路.....	61
(2) 景観重要河川.....	62

(3) 景観重要公園	62
(4) 景観重要港湾・海岸・漁港.....	62
第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項.....	63
第1節 基本的な考え方.....	63
第2節 八代市の屋外広告物の現状と問題点.....	63
第3節 屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針.....	64
第7章 景観まちづくりを推進するために.....	65
第1節 景観まちづくりの捉え方.....	65
第2節 協働体制.....	66
(1) 協働による景観まちづくりのイメージ.....	66
(2) 市民の役割.....	67
(3) 事業者の役割.....	67
(4) 行政の役割.....	67
第3節 協働の景観まちづくり（アクションプラン）.....	68
(1) アクションプランの考え方.....	68
(2) 『守る』アクションプランの内容.....	70
(3) 『改める』アクションプランの内容.....	71
(4) 『防ぐ』アクションプランの内容.....	72
(5) 『つくる・育む』アクションプランの内容.....	73
第4節 計画の運用と体制.....	76
(1) 計画の適切な運用.....	76
(2) 計画の見直し.....	77
(3) 推進体制.....	77

【資料編】

1. 八代市景観計画の策定経過等.....	79
(1) 策定体制.....	79
(2) 策定経過.....	80
2. 八代市景観計画策定委員会.....	81
(1) 八代市景観計画策定委員会 設置要綱.....	81
(2) 八代市景観計画策定委員会 委員名簿.....	83
3. アンケート調査結果（市民意向）.....	84
4. ”眺めの小路”の一例.....	96

序章 景観づくりの考え方

第1節 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

日本のまちづくりは、高度経済成長期の中で経済性や機能性が優先され、景観に対する配慮が欠けてきたといわれています。

しかしながら、人の価値観が、量的充実から質的向上へと変化しつつあり、良好な景観への関心が高まっています。

これを背景に、景観に関する総合的な法律である「景観法」が、平成17年に全面施行され、全国の多くの地方公共団体において、景観条例の制定をはじめとした景観に関する様々な取り組みが行われています。

そのような中、平成17年の1市2町3村の合併により、八代市域は拡大し、九州中央山地から八代海に至る広大な範囲の中に、数多くの特徴的な景観を有することとなりました。

近年では、市役所庁舎の建て替えや大型クルーズ船の寄港による外国人観光客の増加、八代妙見祭のユネスコ無形文化遺産への登録などを受け、八代城跡周辺や日奈久温泉街、妙見宮周辺などの地区で、八代らしさを活かした新たな景観づくりが求められています。

その一方で、少子高齢化の進展、人々の生活様式の多様化や経済活動の変化に伴い、本市の景観を取り巻く環境は大きく変化し、山林や農地の荒廃、空き家・空き地の増加など、潤いのある自然景観や八代らしい雰囲気のあるまちなみ景観が損なわれつつあるのも事実です。

また、法的担保や地域の特性に依じたきめ細やかな規制誘導策がないことから、重要な景観資源が消失したり、周辺と調和しない建築物が建築されたりすることが懸念されます。

さらに、各地域で景観づくりの活動は行われているものの、具体的目標やバックアップしていくための仕組みがないことから、有機的な連携に乏しく、持続的な活動につながっていないのが現状です。

そこで、これらの要請・課題に対処し、八代らしい魅力ある景観形成を推進していくため、「景観法」に基づく「八代市景観計画」を策定することとしました。

(2) 景観計画の目的

八代市景観計画は、景観づくりに関する基本的な考え方や目標、方針等を明らかにし、市全体で共有することにより、八代らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、景観条例の制定に併せて、届出対象行為や景観形成基準を定めることにより、景観づくりに関して一定の強制力を持ったルールをつくることもできます。

さらに、景観法の諸制度の活用により、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、協働して景観づくりを推進することができます。

なお、本計画は、今後の市民主導による景観づくりへの円滑な展開を見据え、生活者である市民の暮らしの社会基盤施設としての“眺めの小路”※に焦点を当てて策定しています。

※“眺めの小路”とは、本市を特徴づける景観や、守り育てていきたい景観を、眺め、楽しみながら歩くことができる小路です。本計画では、景観づくりの活動の場として位置付けています。

第2節 景観まちづくりの必要性

(1) 景観とは

景観とは、「目と心に映るまちの姿」であり、目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには、水の流れる音や匂いなど、人間の五感を通して感じられるものです。

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

(2) 景観まちづくりとは

景観まちづくりとは、地域固有の美しい景観を、守り、育み、創り出すことで、魅力あるまちにしていく、一連の取り組みをいいます。

具体的には、歴史文化遺産の保全や美しいまちなみの創出など、大きな取り組みの他に、地域の清掃や除草・花植えなどの日常の地道な活動も、大切な取り組みのひとつとして挙げられます。

すなわち、景観まちづくりは、単に美しく魅力的な空間をつくることだけでなく、そこに住み、働く人のいきいきとした生活や活動を目指すものといえます。

また、景観まちづくりの対象は、私たちが日常的に見ている、自然の景色や道路等の公共空間だけでなく、通りから見える個人の建物や庭なども含まれます。

特に、住宅・店舗の外壁や屋根、敷地内の緑地や生垣、看板など、多くの人から見える部分は、まちの景観を構成する大きな要素であり、個人の所有物であっても、地域の共有空間であるという意識を持つことが大切です。

(3) 景観まちづくりの必要性

良好な景観は、私たちの暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、そのまちに「住んでみたい、住み続けたい」と感じさせる「まちの魅力」となるものです。

また、良好な景観は、人の心を育み、その心が次の良好な景観を育むという、持続的な展開にもつながっていきます。

誰もが足を止め、「美しい」、「心地よい」と感じる場所には、その地域に暮らす人々の地道な景観まちづくり活動が息づいています。

景観まちづくり活動は、地域への愛着や誇りを育み、豊かなコミュニティを形づくるものです。

さらに、まちの個性や魅力を引き立てることは、観光や地域間交流、産業活動、文化活動に活力を与え、地域の活性化につながります。

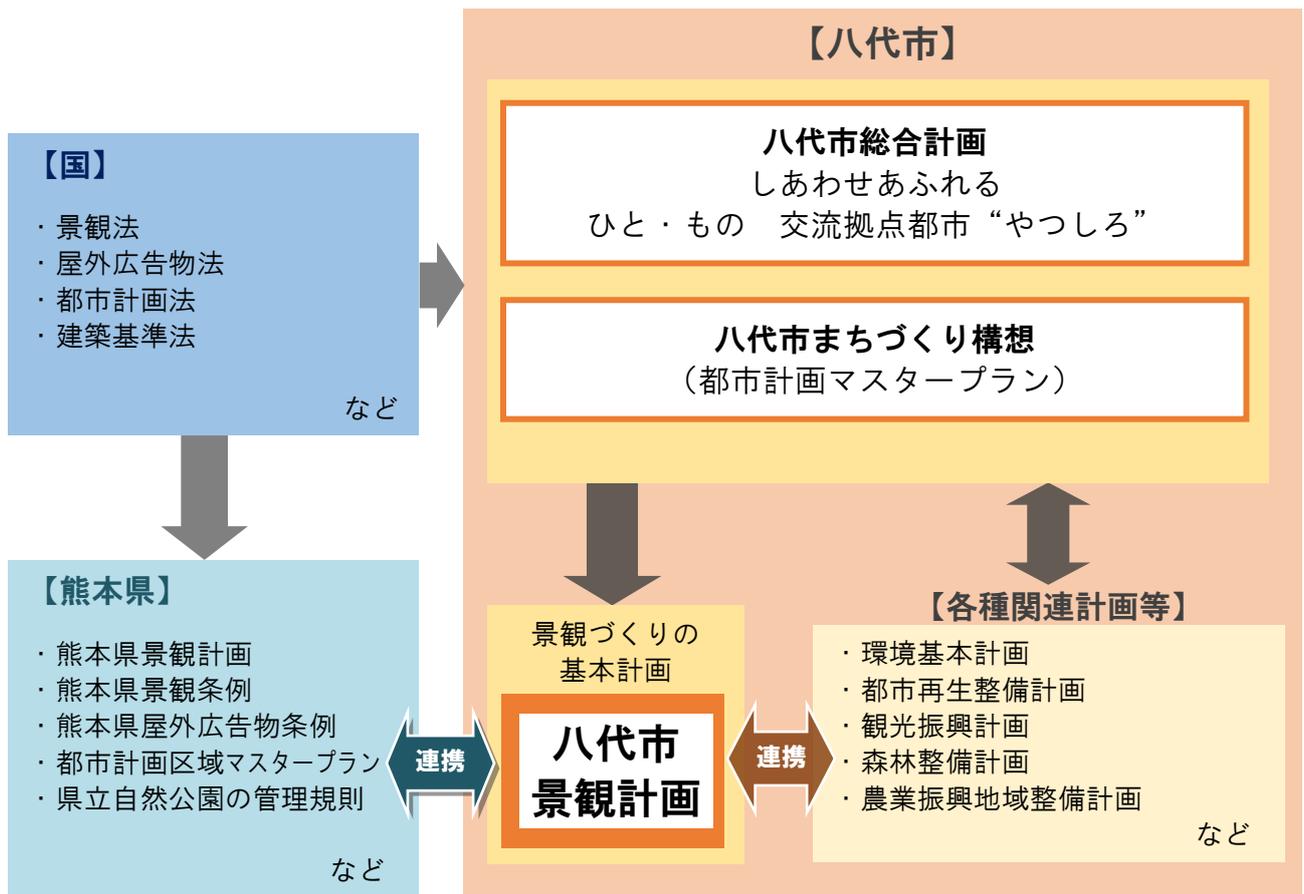
豊かな自然、歴史、文化、多様な地域性は、本市の個性であり、後世に残すべき市民共有の財産です。

今後、本市が魅力ある都市であり続けるためには、この「八代らしさ」を活かした良好な景観まちづくりに、市民一人ひとりが、当事者であることを意識しながら、積極的かつ持続的に取り組むことが必要です。

第3節 景観計画の位置づけ

八代市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、豊かな自然、歴史、文化、暮らしが織り成す八代固有の景観を“守り”“育み”“つくり”、次世代に誇れる景観として引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めた基本計画です。

今後は、本計画に基づき、市の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観まちづくりを進めていきます。



▲景観計画の位置づけ

第4節 八代市の景観特性

(1) 景観構造

八代市の地勢は、日奈久断層崖に沿って東側の山間部と西側の平野部に大きく分けられます。

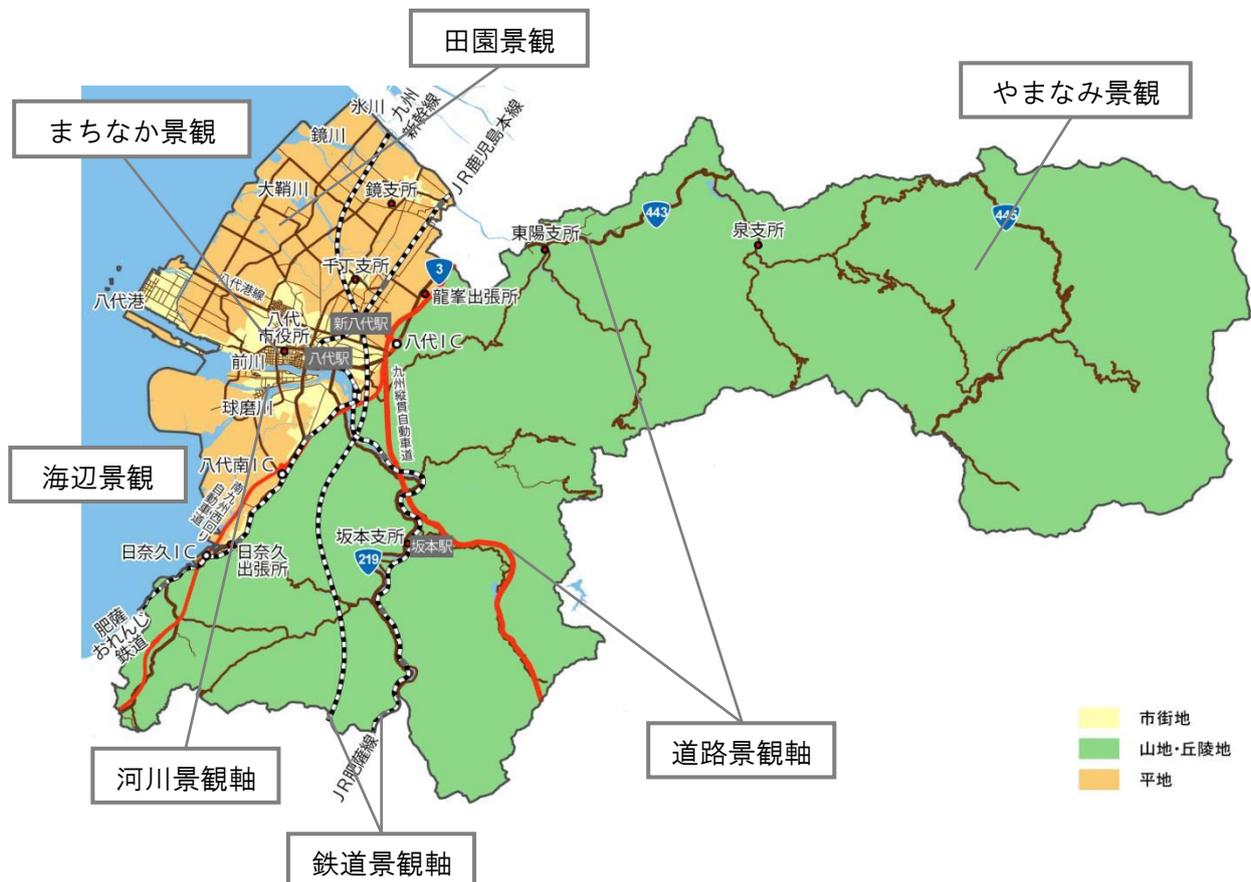
東側の九州中央山地から日奈久断層崖の市街地にせまった斜面緑地を經由して、西側に広大な干拓地が広がり、八代海に至る多様でダイナミックな地形が景観構造の土台となっています。

【景観構造の断面イメージ】



景観の構造をみると、九州中央山地と丘陵地からなる「やまなみ景観」、八代海と干潟が広がる「海辺景観」、広大な干拓地と田園からなる「田園景観」、市街地を中心とする「まちなか景観」の4つの景観域により構成されています。

また、球磨川、氷川等の「河川景観軸」や国道3号、国道219号、国道443号、国道445号、県道八代鏡宇土線、県道八代港線、九州縦貫自動車道等の「道路景観軸」、JR鹿児島本線、JR肥薩線、肥薩おれんじ鉄道、九州新幹線の「鉄道景観軸」が景観構造の骨格を形成しています。

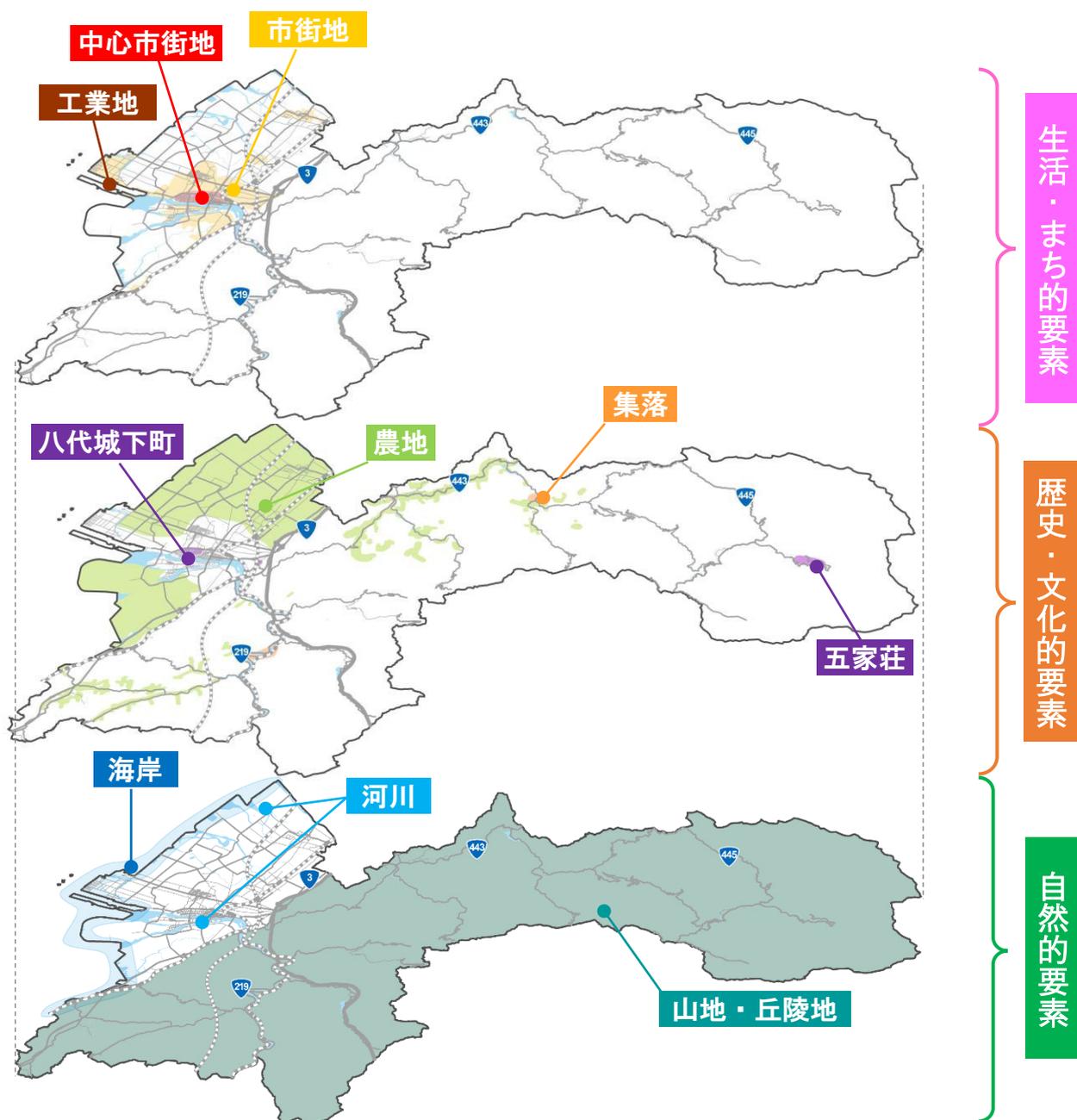


▲景観構造図

(2) 景観の構成要素

八代市の景観の美しさは、前述した特徴的な景観構造の中に包括される以下の3つの要素に分類でき、これらの要素が様々に混ざり合っ形成されています。

- 「生活・まちの要素」：住宅地や商店街、工業地等、人々の日常生活のフィールドとなるもの
- 「歴史・文化的要素」：集落、干拓地や農地、歴史的まちなみ等、長い時間をかけて人々の営みの中で形成されたもの
- 「自然的要素」：海岸、山林、河川、沖積平野等、ありのままの自然



▲景観を構成する3つの要素

(3) 景観特性

①自然景観

●九州中央山地と丘陵地からなる「やまなみ景観」

- 東部は、九州中央山地国定公園や五木五家荘県立自然公園に指定された山間部となっています。
- 山間部には、川辺川の源流である熊本県最高峰の国見岳を中心に森林が広がり、五家荘の紅葉・新緑、美しい渓谷、吊り橋、国指定名勝の走り水ノ瀧をはじめとする滝、妙見上宮のクスノキ群、龍峯山自然公園や八竜山自然公園のやまなみなど、四季折々の変化に富んだ緑の景観が地域の人や訪れる人の目を楽しませています。
- 急峻な山々が連なる谷沿いの道路を中心に棚田が分布し、農林業を主体とする山村集落地が点在しています。
- 平野部から山が急激にせり上がる光景が、特徴的な景観のひとつとなっています。
- やまなみは、平野部からの眺めの背景となり、市内全体の景観に視覚的な潤いを与えています。



▲さかもと八竜天文台からのやまなみ



▲梅の木轟公園吊橋



▲五家荘の紅葉



▲泉支所からみた山桜



▲縦木の吊橋



▲走り水ノ瀧



▲平野部からのやまなみ



▲氷川ダム



▲やまなみと山村集落

●八代海と干潟が広がる「海辺景観」

- 西部には、豊富な魚介類を育む雄大な八代海と広大な干潟の海辺景観が広がっています。
- 八代海に注ぐ球磨川の河口港として発展してきた八代港は、県下最大の重要港湾であり、南九州の国際的な物流拠点としての役割を果たしています。平成29年7月には国の国際旅客船拠点形成港湾に指定され、海外からの大型クルーズ船の寄港が増えています。
- 八代港の周辺には工場が集積し、八代海を背景にした工場群は、特徴的な景観のひとつとなっています。
- 西側一帯に海域が広がっているため、龍峯山自然公園展望台をはじめとする各所から、八代海に映える美しい夕日を眺めることができます。
- 日本書紀や万葉集にも記された国指定名勝「不知火及び水島」は、夕日と干潟をセットで見ることができる眺望スポットとなっています。
- 八代港からは、大築島（石灰岩を採掘した跡地）、三ツ島、雲仙、天草への眺望や八代海を背景にした工場群と夕日の景観が楽しめます。
- 八代海の球磨川河口部を中心とする干潟には、多くの貴重な干潟生物が生息し、シギ・チドリ類の飛来地になっています。
- 八代海沿岸には、干拓事業後に島が陸続きとなった、特徴的な景観が見られます。



▲大型クルーズ船



▲工場地のクレーン群



▲八代海と工業景観



▲水島と夕日



▲三ツ島・雲仙・天草への眺望



▲球磨川河口干潟と夕日



▲シギ・チドリ類の飛来地



▲展望台からの夕日



▲陸続きになった大島

●八代海に注ぐ雄大な球磨川や前川、氷川などの「河川景観」

- 市の中央部を貫き八代海に注ぐ球磨川や前川、氷川、流藻川、水無川等の河川は、水と緑の景観軸を形成しています。
- 球磨川などの美しい清流には、希少生物や植物が多数生息し、河川沿いには季節や時間の変化に富んだ自然景観が広がっています。
- 球磨川の悠然とした流れは、市のシンボルとなっており、川を渡る橋や土手からは市街地景観ややまなみ景観などを遠望することができます。
- 河川沿いは、散歩やサイクリングなど、レクリエーションの場として多くの人々に利用されています。特に球磨川の河川敷には、球磨川河川敷スポーツ公園が整備され、ソフトボールやサッカー等のスポーツや「やつしろ全国花火競技大会」などのイベントを楽しむ人が、数多く訪れています。また、流藻川や水無川沿いは、自然を楽しむ川辺の散歩道として人気があります。
- 球磨川では、多様な流れを持つ河川環境とともに地域の歴史を蘇らせる取り組みとして、加藤清正に由来する「八の字堰」が復元され、特徴的な景観を見せています。
- 球磨川の豊かな伏流水(地下水)により、高田地区などでは美しい水源が見られます。



▲球磨川



▲氷川



▲流藻川



▲大鞘川



▲水無川



▲前川



▲宮地親水公園



▲高田水源（長光水源）



▲八の字堰と遙拝堰（球磨川）

②歴史・文化的な景観

●八代城跡周辺や日奈久温泉街、五家荘、石橋群などの「歴史的景観」

- 城下町として栄えた中心市街地周辺には、八代城跡や松浜軒、薩摩街道沿いの町家、徳淵の津跡、蛇籠の船着場が、宮地地区には、「妙見さん」と呼ばれ親しまれる八代神社（妙見宮）、春光寺、紙漉き水路などの風情ある歴史的景観が残っています。
- 600年の歴史を持つ日奈久温泉街は、熊本県内で最も古い温泉のひとつであり、なまこ壁や木造建造物の街並みが残り、棧敷の相撲場がある日奈久温泉神社からは、日奈久の市街地と八代海の広がりのある景色を眺めることができます。
- 八代平野の山裾に位置する高田地区は、中世の灌漑で開拓された地域で、各集落に細い路地と笹垣があり、南北朝時代の古い地名や征西府・御所の跡が残っています。また、「遙拝さん」と呼ばれる豊葦原神社からは球磨川と市街地が一望できます。
- 龍峯地区には、修験道の霊峰「竜峰山」があり、巨石を組んだ鬼の岩屋式古墳が里の中に点在する特徴的な景観が見られます。また、七百町新地干拓の際の麓川用水が薩摩街道に沿って流れ、石灰岩がむき出しになった登山道も特徴的な景観の一つです。
- 坂本地区は、球磨川とその支流沿いに集落があり、細い路地や小さなお堂・神社が大切に守られています。また、深水発電所跡などの産業遺産が存在し、近年では、荒瀬ダムの撤去により、ダム底に沈んでいた遺構が姿を現し、新しい景観を見せています。
- 泉地区の平家落人伝説で知られる秘境「五家荘」には、釈迦院や平家の里、緒方家、左座家など、多くの歴史的建造物が残されています。また、東陽地区や二見地区では、四季折々の風景と一体となった石橋群が特徴的な景観を見せています。



▲八代城跡



▲八代神社（妙見宮）参道



▲日奈久温泉街の木造建造物



▲鬼の岩屋式古墳



▲日奈久温泉神社の棧敷・相撲場



▲豊葦原神社（遙拝神社）



▲五家荘（緒方家）



▲深水発電所跡



▲笠松橋

●八代妙見祭や縦木神楽、干拓地・田園景観、棚田などの「文化的景観」

- ユネスコ無形文化遺産に登録された八代神社（妙見宮）の八代妙見祭神幸行事、植柳の盆踊、泉町の久連子古代踊りや縦木神楽、千丁町の女相撲、鏡町の大鞆節など、生活文化に醸成された文化的景観が数多く存在しています。
- 各集落に残る「お堂を中心とした小さな祭り」や「年中行事」は、暮らしに密着した文化的景観を形づくっています。
- 西部には、球磨川が運び出す土砂によって形成された沖積平野と16世紀後半から進められてきた八代海の干拓事業により、広大な八代平野が形成されています。
- 八代平野には、日本一の生産量を誇る草や水稻、トマト等の野菜栽培を通した四季折々の田園景観が広がっています。
- 水を引き入れるための用水路である井手や洗い場は、生業から生まれた特徴的な景観のひとつとなっています。
- 球磨川は、古くから生活と密着していたことから、瀬や岩には1つ1つ名前が付けられています。
- 干拓地には、干拓事業の遺産である国指定重要文化財の旧郡築新地甲号樋門や県指定史跡の大鞆樋門群などがあり、八代を特徴づける景観のひとつとなっています。
- 山間部には、美生の棚田をはじめとする生姜畑や水稻の棚田、茶の段々畑など一体となった山村集落が点在し、文化的景観を形成しています。



▲八代妙見祭（笠鉾）



▲千丁町女相撲



▲田園景観



▲ビニールハウスの夜景



▲久連子古代踊り



▲旧郡築新地甲号樋門



▲茶の段々畑



▲植柳の盆踊り



▲井手・洗い場

③まちなみ景観

●市役所周辺、本町アーケード商店街、日奈久温泉街などの「市街地景観」

- 江戸時代から城下町として栄えた中心部には城下町の町割りが今も残り、市街地を形づくる基盤となっています。
- 薩摩街道を含む城下町として町が配置されてきたことから、八代城跡や市役所、本町アーケード商店街を中心としたエリアに市街地景観が広がっています。
- 日奈久温泉街や鏡地区など都市計画区域内の幹線道路沿いにも市街地景観が広がっています。
- 明治時代より製紙工場等が立地し、県内有数の工業地帯として発展してきたことから、工場の煙突群が、市街地景観の特徴のひとつとなっています。
- 現在、市役所の新庁舎整備が進められており、庁舎を中心としたエリアの景観整備に注目が集まっています。
- 市役所周辺には、八代市立博物館や八代警察署などの近代的な建築物があり、洗練された都市景観がみられます。
- 竜峰山等の山々からは市街地の美しい夜景を眺めることができます。



▲城下町の風情を残すまちなみ



▲本町アーケード商店街



▲市街地の工業景観（煙突群）



▲日奈久温泉街



▲八代市立博物館



▲市街地の夜景



▲八代港付近の工業景観



▲中心市街地（市役所周辺）



▲八代警察署

●景観の骨格軸としての「幹線道路沿道景観、鉄道沿線景観」

- 市内を南北に走る国道3号、国道219号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、県道八代鏡宇土線、並びに東西に走る国道443号、県道八代港線などは、幹線道路として人々の活動を支えています。
- 国道3号、県道八代鏡宇土線、県道八代港線などの幹線道路の沿道には、商業施設が集積し、賑わいのある沿道景観となっています。
- JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、JR肥薩線、九州新幹線の車窓からは、広大な干拓地や八代海、球磨川の清流、線路沿いに広がる晩白柚畑や高田みかん畑など、八代ならではの美しい景観を眺めることができます。
- 球磨川第一橋梁を含むJR肥薩線が、平成29年12月に、日本イコモス国内委員会を選ぶ後世に残したい「日本の20世紀遺産20選」に選定されました。また、橋梁のほかにも、連続する石積・レンガ積のトンネルや擁壁など、歴史的な鉄道沿線景観が残されています。
- 自転車歩行者専用道路として整備された「八代緑の回廊線」は、四季折々の花々や「せせらぎ水路」により、“やすらぎ”と“うるおい”のある憩いの空間として多くの人に利用されています。



▲国道3号（電線地中化）



▲県道八代港線



▲八代緑の回廊線



▲新八代駅



▲肥薩おれんじ鉄道と八代海



▲肥薩おれんじ鉄道と晩白柚畑



▲球磨川橋梁（奥）と
球磨川大橋（手前）



▲九州新幹線沿線の菜の花畑



▲球磨川第一橋梁（JR肥薩線）

(4) 景観の主な問題点と課題

①自然景観

●良好なやまなみ景観の保全

- 山間部の一部では、山肌の露出やソーラーパネル、携帯電話の電波塔などの工作物が、良好なやまなみ景観を阻害しているところが見られます。また、耕作放棄地や空き家・空き地なども、やまなみ景観を阻害している要因のひとつになっています。
- やまなみの眺望に配慮し、大規模な土地の改変に対する規制や周辺の自然環境と調和した建築物・工作物への景観誘導等による、やまなみ景観の保全・育成が必要です。
- 五家荘や溪谷の吊り橋、滝、自然公園の展望台など、本市を代表する眺望スポット周辺においては、重点的な景観保全・育成など効果的な景観づくりが必要です。
- 農林業振興との連携を図りながら、山地・丘陵地の荒廃を防ぎ、良好なやまなみ景観と山村集落地の景観を保全していくことが必要です。特に、山村集落地では、高齢化・過疎化に伴う限界集落の増加により、美しい山村景観を維持していくことが困難になっています。山村集落地への移住定住の促進など、担い手を育成する取り組みも必要です。

●夕日の映える海辺景観の保全・活用と「海の玄関口」の景観づくり

- 八代海の雄大な景観を活かすため、八代海沿岸や干潟周辺地域では、自然景観と調和した建築物・工作物への景観誘導等による、美しい海辺景観の保全・育成が必要です。
- 八代港の周辺地区では、国際クルーズ拠点に相応しい「海の玄関口」としての景観づくりが必要です。
- 八代海を背景にした工場群と夕日の眺望を活かす取り組みが必要です。
- 海辺と触れ合うことができる親水空間の創出など、海辺景観を活用した取り組みが必要です。
- 貴重な自然環境である干潟を保全していくための取り組みが必要です。

●人々に親しまれる美しい河川景観の保全・活用

- 多くの人々に親しまれ、眺望が開ける河川沿いの景観は、身近で人目につきやすいため、ごみや雑草が他の場所に比べて目立つように感じられます。
- 河川沿いに派手な建築物や工作物が存在したり、ごみが散乱していると、河川沿いの景観が荒廃している印象を受けます。
- 多様な動植物の保全とともに、ごみ拾いや草刈りなど、河川景観の保全が必要です。
- 河川沿いは散歩などの利用が多いため、水辺と触れ合うことができる親水空間の整備や“眺めの小路”と河川ネットワークとの連携による河川景観の活用が必要です。

②歴史・文化的な景観

●多様な歴史的景観の保全・活用

- 国指定史跡のひとつである八代城跡は、平成28年熊本地震で石垣が壊れ、平成30年に修復が完了しました。この他にも市内の文化財が地震で被害を受け、修復作業が進められています。一方、文化財に指定されていない町屋や木造建築物などは、その価値が十分に認識されていないため、居住者がいなくなれば、空き家・空き地となって管理されなくなり、すぐに取り壊されてしまう可能性があります。
- 日奈久温泉街や八代神社（妙見宮）周辺などでは、空き家・空き地が増え、歴史的景観が徐々に失われつつあります。
- 歴史的資源の周辺に空き家・空き地があったり、調和しない建築物や工作物が建ったりすると、歴史的な趣が損なわれてしまいます。
- 風情ある歴史的景観を先人から受け継がれた財産と捉え、風格のある景観の保全を図るとともに、空き家・空き地の有効活用が必要です。
- 球磨川の「八の字堰」の復元のように、官民一体となって歴史的遺構を次世代へ継承していくことが必要です。

●文化の継承と文化的景観の保全・活用

- 八代妙見祭神幸行事が行われる八代神社（妙見宮）周辺は、一般的な住宅地となっているため、ユネスコ無形文化遺産登録の機運を盛り上げ、歴史と文化の趣を感じられる景観づくりが求められています。
- 生活文化に醸成された神事・催事のほか、各集落に昔から残る暮らしに密着した「お堂を中心とした小さな祭り」や「年中行事」などを継承していくことも必要です。
- 干拓地や山間部の棚田がつくり出す文化的景観の保全を図るためには、農林業振興との連携が不可欠です。生業との連携を図るとともに、樋門群などと調和した広がりのある干拓地景観の保全や棚田等の文化的景観を保全・活用することが必要です。

③まちなみ景観

●賑わいとうるおい、落ち着いたきのある市街地景観の創出

- 県道八代港線などの沿道には、大規模商業施設が集積し、賑わいのある沿道景観がみられます。その一方で、JR八代駅周辺や本町アーケード商店街、日奈久温泉街には、空き店舗・空き地がみられ、賑わいが乏しい状況となっています。
- 市民意向調査では、八代市の悪い景観として「廃屋・空き家が目立つ」が最も多く挙げられています。これらの地区では、空き店舗・空き地の改善・活用を図るとともに、一定のコンセプトに基づく統一感のあるまちなみ景観形成のルール化が必要です。
- 本町アーケード商店街の土曜夜市や日奈久温泉街の路地を活用したまちづくりなど、まちの賑わいを創出する活動による「賑わいの景観づくり」が必要です。
- 市街地から眺望できる工業景観の活用や新庁舎周辺の八代城跡と一体となった落ち着いたきと風格のある景観整備が必要です。
- 市街地周辺の干拓農地には、市街地のスプロール化が進行し、住宅の開発が行われている地区があります。これらの地区では、周辺の田園景観と調和したまちなみの景観づくりが必要です。

●幹線道路や鉄道沿いの良好な沿道景観づくりと「陸の玄関口」の景観づくり

- 国道3号、県道八代鏡宇土線、県道八代港線などの幹線道路の沿道には、商業施設が集積し、派手な色彩の建築物・屋外広告物が他の地区より多くみられます。
- 景観の骨格を形成する幹線道路の沿道や鉄道沿線は、建築物・工作物・屋外広告物の色彩や大きさの規制等による良好な景観づくりが必要です。
- 幹線道路の街路樹や工作物などの適切な維持管理による景観づくりが必要です。
- 田園の中を抜ける幹線道路沿道や鉄道沿線では、周辺の田園景観と調和した景観づくりが必要です。
- 干拓地の風景、晩白柚畑や高田みかん畑、球磨川の清流など、八代ならではの景観を活かすテーマ性をもった景観づくりが望まれます。
- 九州新幹線の新八代駅周辺やインターチェンジ周辺地区においては、周辺のまちなみや背景となるやまなみ景観と調和した建築物・工作物への景観誘導等による、「陸の玄関口」に相応しい景観づくりが必要です。

④まとめ

このように、本市は、自然、歴史・文化、まちなみの景観特性ごとに特徴ある価値を有しており、それらが重なり合って八代固有の美しい景観を構成しています。

しかしながら、市を取り巻く様々な社会的変化の中には、景観の持つ価値が損なわれると懸念されるものもあることから、景観の価値を守っていくための仕組みづくりが必要となります。

現在、清掃活動や庭先緑化など、市民による自主的な景観づくりの動きは見られますが、まだ一部の活動として留まっており、景観に対する市民の意識は決して十分とはいえません。

このような市民の景観形成意識に対して、その更なる啓発のきっかけとなり、市民・事業者・行政の協働による景観形成につなげていくため、景観まちづくりの考え方・方策が強く求められています。

第5節 “眺めの小路”^{こみち}を用いた景観まちづくり

(1) “眺めの小路”^{こみち}とは

八代市景観計画では、市の顔となる場所の景観づくりに加えて、市民が考える「身近な生活景観」を大切に景観づくりを進めていきます。

地域住民の長年にわたる自然への働きかけ、風土に根ざした伝統的な生活様式、土地への愛着などの結果として生み出され、維持・管理されてきた「身近な生活景観」は、八代らしさを構成する重要な要素であり、今後、保全・育成していくべき景観です。

この「身近な生活景観」を保全・育成していくため、本計画では、“眺めの小路”に着目しました。“眺めの小路”とは、八代市を特徴づける景観や守り育てていきたい景観を、眺め、楽しみながら歩くことができる小路です。本計画では、“眺めの小路”を景観まちづくりの活動の場として位置付けています。

(2) 景観まちづくりにおける“眺めの小路”^{こみち}の有効性

主として地域住民が日常生活で利用する“眺めの小路”は、「身近な生活景観」を眺めるための良好な視点場になると同時に、地域住民の交流の場ともなります。

また、“眺めの小路”は、歩行者や自転車のほか、自動車も利用します。様々な種類の移動手段が共存している場所では、お互いが譲り合い、ゆっくりとした速度で移動が行われることから、利用者は、道端に咲く花や、せせらぎの音などの細かな部分にも気づきやすく、その地域ならではの魅力的な景色を楽しむことができます。

このように身近な存在である“眺めの小路”を通じて、市民が景観に対する関心を高め、自分にできる範囲で景観まちづくりに取り組むことにより、協働による景観まちづくりが推進されることが期待できます。

(3) 八代市の“眺めの小路”^{こみち}

八代市では、自然豊かな風景やまちなみ、歴史文化遺産などを楽しむことができるウォーキングコースやサイクリングロードが各地域に設定されており、市民の憩いの空間となっていることから、これらを主要な“眺めの小路”として位置づけることとします。

また、市内の河川沿いや幹線道路、鉄道沿線は、市民や来訪者など多くの人々が利用する空間であるとともに、各地域を貫く骨格の役割を果たすことから、これらを「景観軸」として設定し、“眺めの小路”を検討する際に配慮することとします。



妙見宮と紙漉きの里の
“眺めの小路”



水無川沿い 桜並木の
“眺めの小路”



日奈久温泉街の“眺めの小路”

▲八代市内の“眺めの小路”のイメージ（一例）

(4) “眺めの小路”^{こみち}を用いた景観まちづくりのあり方

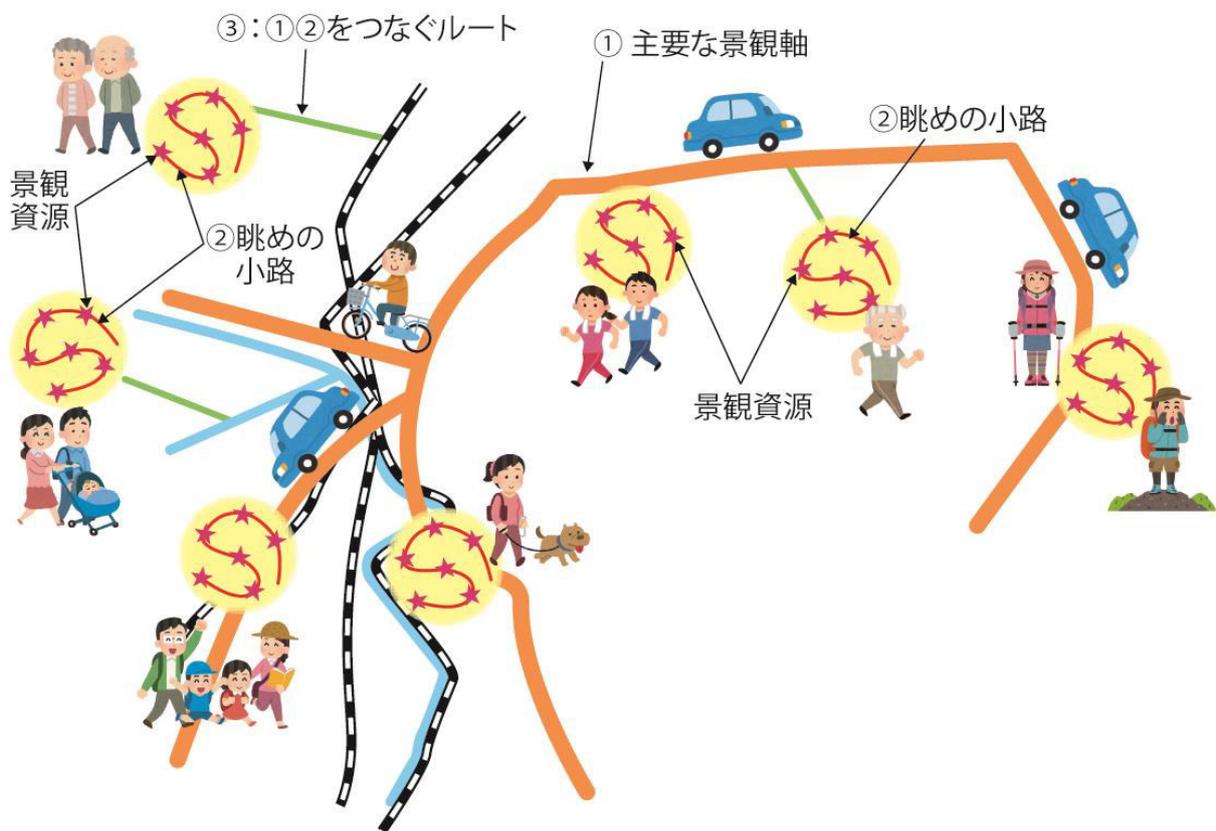
主要な景観軸である河川や幹線道路、鉄道と、主要な“眺めの小路”と位置づけられるウォーキングコースやサイクリングロードとをつなぎ、「眺めの小路」ネットワークを構築することで、市全域に回遊性や連続性が生まれます。

将来的には、“眺めの小路”に近接する公共施設などを、各“眺めの小路”をつなぐ結節点とすることで、徒歩から自転車や自動車、公共施設への乗り換えを可能とし、“眺めの小路”ネットワークの広がりや利用促進が期待できます。

また、そこに生活者の営みや市民活動によって手が加えられ、“暮らしの社会基盤”としての“眺めの小路”の機能が向上することにより、市民や来訪者の誰もが景観を楽しみながら快適に過ごすことができる空間を創出し、市全体の魅力あるまちづくりに寄与するものと考えます。

【“眺めの小路”ネットワークの構成】

- ① 主要な景観軸：河川景観軸、道路景観軸、鉄道景観軸
- ② ウォーキングコース+サイクリングロード：
主要な“眺めの小路”と位置づけられる八代市の自然や歴史をたどるみち
- ③ 上記①②をつなぐルート：自動車・自転車での移動を基本とした①・②をつなぐコース



▲ “眺めの小路”ネットワークのイメージ

本 編

本編の構成

第1章

景観計画の区域

- 第1節
景観計画の区域

第2章

良好な景観の形成に関する方針

- 第1節
基本目標
- 第2節
基本方針
- 第3節
景観構造別の景観形成方針
- 第4節
景観重点地区候補の景観形成方針（案）

第3章

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

- 第1節
良好な景観形成に向けた仕組み
- 第2節
一般地区（市全域）
- 第3節
特定施設届出地区
- 第4節
景観重点地区

第4章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 第3節
景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準

第5章

景観重要公共施設の整備に関する事項

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
景観重要公共施設とは
- 第3節
景観重要公共施設の指定の方針
- 第4節
景観重要公共施設の整備に関する指針

第6章

屋外広告物の表示等の制限に関する事項

- 第1節
基本的な考え方
- 第2節
八代市の屋外広告物の現状と問題点
- 第3節
屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針

第7章

景観まちづくりを推進するために

- 第1節
景観まちづくりの捉え方
- 第2節
協働体制
- 第3節
協働の景観まちづくり（アクションプラン）
- 第4節
計画の運用と体制

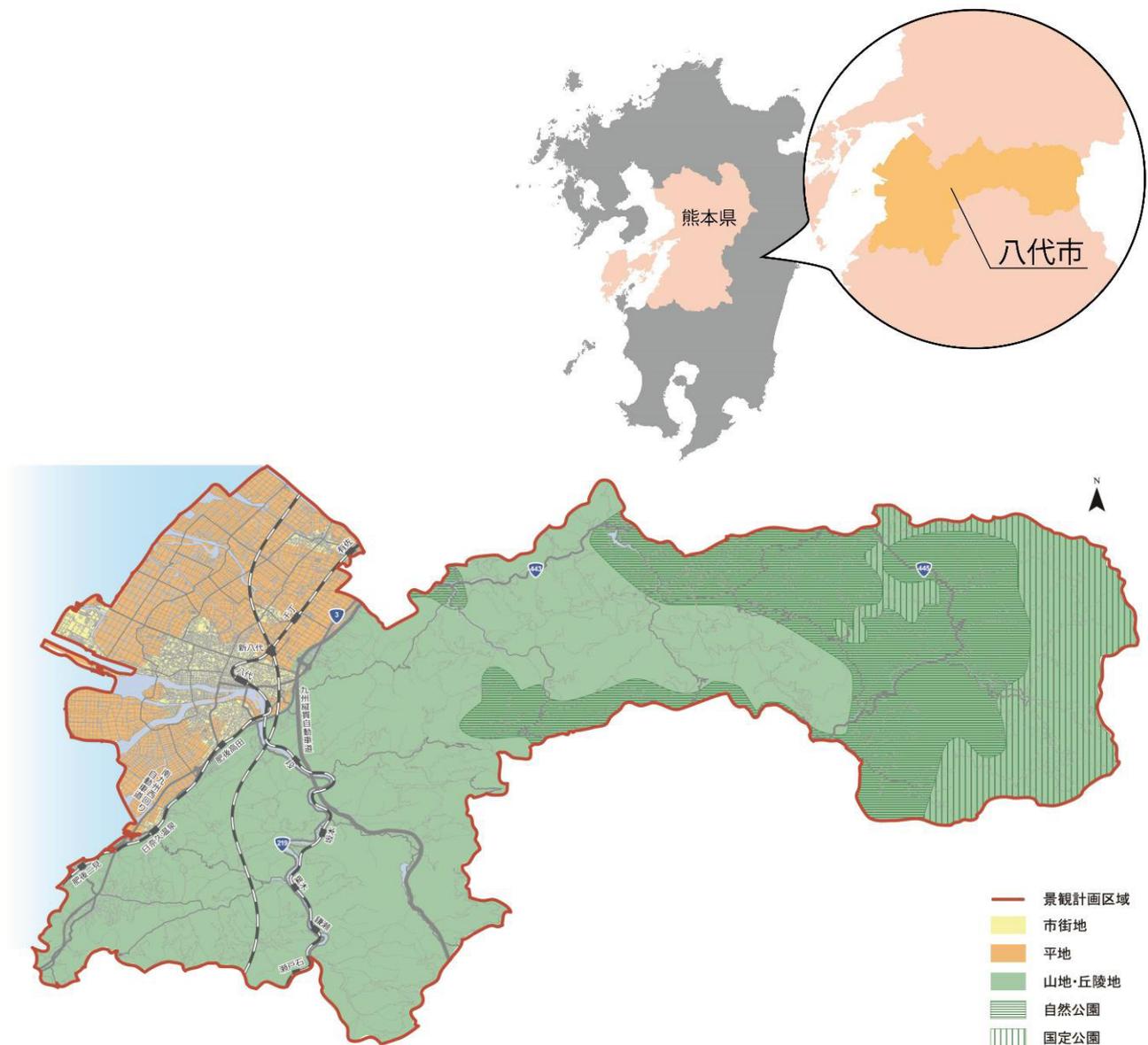
第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

八代市の景観構造を構成する要素としては、西部の八代海・干潟、東部の急峻な山々、雄大な球磨川や氷川などの美しい自然景観、八代城跡や神社などの各地に点在する歴史的景観、広大な干拓地や山間部に点在する集落地などの文化的景観、市役所周辺の中心市街地や日奈久温泉街をはじめとした市街地景観があり、本市の特徴的な景観を形成しています。

これらの多彩な景観要素の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、本市では、市全域（地先の公有水面を含む）を、景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。



▲景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 基本目標

本市では、市のシンボルである球磨川の流れに沿って開けた八代平野や山間部・河川沿いの集落を中心に、古くから人々が暮らしや生業を営み、地域固有の景観を育んできました。

これらの景観は、歴史や文化、風土など、時間の流れに育まれた地域の物語（ストーリー）が、現代の暮らしの風景として形づくられてきたものであり、地域の誇りや魅力となるものです。

私たちは、先人達が大切に育んできた「郷土やつしろ」の景観を「市民共有の財産」として受け継ぎ、未来へ繋いでいく義務があります。

そのため、これらの景観を大切に守り、育み、今後、新しいものをつくる時は、地域固有の景観や風土との調和に配慮することで、地域に寄り添う暮らし方を実践していきます。

「景観を育むことは、人の心を育むこと。」

このような考えで、人と風景がともに輝きながら、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく、誰もが誇れるまちにしていくため、以下のとおり景観まちづくりの基本目標を定めます。

基本目標

と き
球磨川と時間の流れに育まれた
人と風景がともに輝くまち “やつしろ”

第2節 基本方針

(1) 景観形成の視点

本市の景観形成を取り巻く現状と、主な問題点・課題を踏まえ、効果的かつ効率的な市全域の景観形成を進めるための基本方針として、次の3つの視点を設定します。

1 “八代らしさ” を醸し出す景観資源の保全・育成

東部の九州中央山地から西部の八代海に至る、多様でダイナミックな地勢や市の骨格となる球磨川等の河川、幹線道路、鉄道からなる景観構造は、“八代らしさ”を構成する大きな要素です。

また、八代城跡や城下町の風情が残るまちなみ、日奈久温泉街、棚田が美しい山村集落、五家荘や石橋群などは、特徴ある価値を有しており、各地に伝わる祭りや伝統行事などの歴史・文化的な景観と重なり合って“八代らしさ”を醸し出しています。

しかしながら、市を取り巻く様々な社会的変化の中には、景観の持つ価値が損なわれると懸念されるものもあることから、景観の価値を守っていくための仕組みづくりが必要です。

そこで、全市域を対象とした景観計画を策定することにより、景観施策の実効性を高め、“八代らしさ”を醸し出す景観を守り、育てていきます。

2 新しい“八代ブランド”となる景観づくり

「八代妙見祭の神幸行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録され、球磨川第一橋梁を含むJR肥薩線が、日本イコモス国内委員会が選ぶ後世に残したい「日本の20世紀遺産20選」に選定されました。

また、八代港への海外大型クルーズ船の寄港も増えており、国内外から本市への注目が集まっています。

市内には、干拓事業の樋門群と農地が織りなすパッチワークの風景や夕日と工場群がセットになった風景、緑豊かな棚田の山村風景、四季折々の石橋群の風景、球磨川沿いや晩白柚畑を走る鉄道の風景など、市民が誇る景観が数多くあります。

そこで、本市の多様な景観資源を広くアピールするため、心に残る「わがまち八代」のベストシーンをより良く見せる戦略的・重点的な「眺めの場」づくりに着目し、新しい“八代ブランド”となる景観づくりを進めていきます。

3 “八代市民が主体”の景観まちづくり

現在、清掃活動や庭先緑化など、市民による自主的な景観づくりの動きは見られますが、まだ一部の活動として留まっており、景観に対する市民の意識は決して十分とはいえません。

このような市民の景観形成意識に対して、その更なる啓発のきっかけとなり、市民・事業者・行政の協働による景観形成につなげていくため、景観まちづくりの考え方・方策が強く求められています。

そこで、“眺めの小路”を中心に、身の回りから始める花植え、生垣の手入れ等の緑化活動や清掃活動など、市民が主体の景観まちづくりを進めていきます。

(2) 景観形成の共通方針

景観構造（景観ゾーン・景観軸）によらない市全域の景観形成を進めるための基本方針として、次の3つの共通方針を設定します。

1) 歴史・文化資源の保全と継承

本市は、八代城跡の堀や石垣、松浜軒や薩摩街道沿いに残る社寺・町家等をはじめ、数多くの歴史資源を有しています。

また、干拓農地の用水路である井手や洗い場、宮地地区の紙漉き水路、棚田と一体となった山村集落、坂本地区の細い路地が残る球磨川沿いの集落、全国的に知られる「彦一とんち話」の舞台となった場所など、文化資源も数多く残っています。

さらに、八代妙見祭神幸行事をはじめとする祭り、各集落に残る「お堂を中心とした

小さな祭り」や「年中行事」が、暮らしに密着した文化的景観を形づくっています。

これら歴史・文化資源の一つひとつが、歴史の変遷が織り成すストーリーを持っており、そのストーリーと一体となった歴史・文化資源を守り、育み、次世代へ継承していきます。

2) 各地域の成り立ち・変遷を踏まえた景観形成

各地域において景観資源を活かした景観形成に取り組む際には、各地域の成り立ち、変遷にも目を向け、そのストーリーを踏まえた景観形成のルールづくりを行うことで、歴史・文化、風土、暮らしとの調和に配慮した景観誘導を図り、地域の誇りを高め、人の営みが息づく景観形成を進めます。

3) 景観形成を円滑に進めるための体制づくり

●景観まちづくりに対する機運の高揚

きめ細かな景観づくりのためには、市民が主体となった草の根的な景観まちづくりが必要です。

そのため、景観関連の計画づくりや整備プロセスの中で、景観まちづくりに対する勉強会・広報など、市民の意識啓発を促す工夫を織り込み、市民の景観に対する意識向上や景観まちづくりの機運を高める取り組みを行っていきます。

●景観形成に向けた体制づくりの推進

景観は、色彩を除いて定量化の難しい事象です。また、良好な景観形成のためには、市全域において、一概に同様のルールが有効とは限らず、地区ごとに周辺との調和を総合的に勘案しつつ、最適なデザイン等を検討していくことが必要となります。

そのため、景観のルール自体が定性的で幅のある表現になることが多く、良好な景観形成は、行為者の裁量に委ねられる部分が多少なりとも存在します。

そこで、良好な景観形成の将来にわたる担保を目的に、専門家を含む審査組織や関係部署が連携した庁内検討組織、景観アドバイザー制度など、実効性の高い景観形成に向けた体制を構築します。

また、市民主体の景観まちづくりを促進するために、花植え等の緑化や建築物等の修景への助成など、活動を支援する制度の創設を検討します。

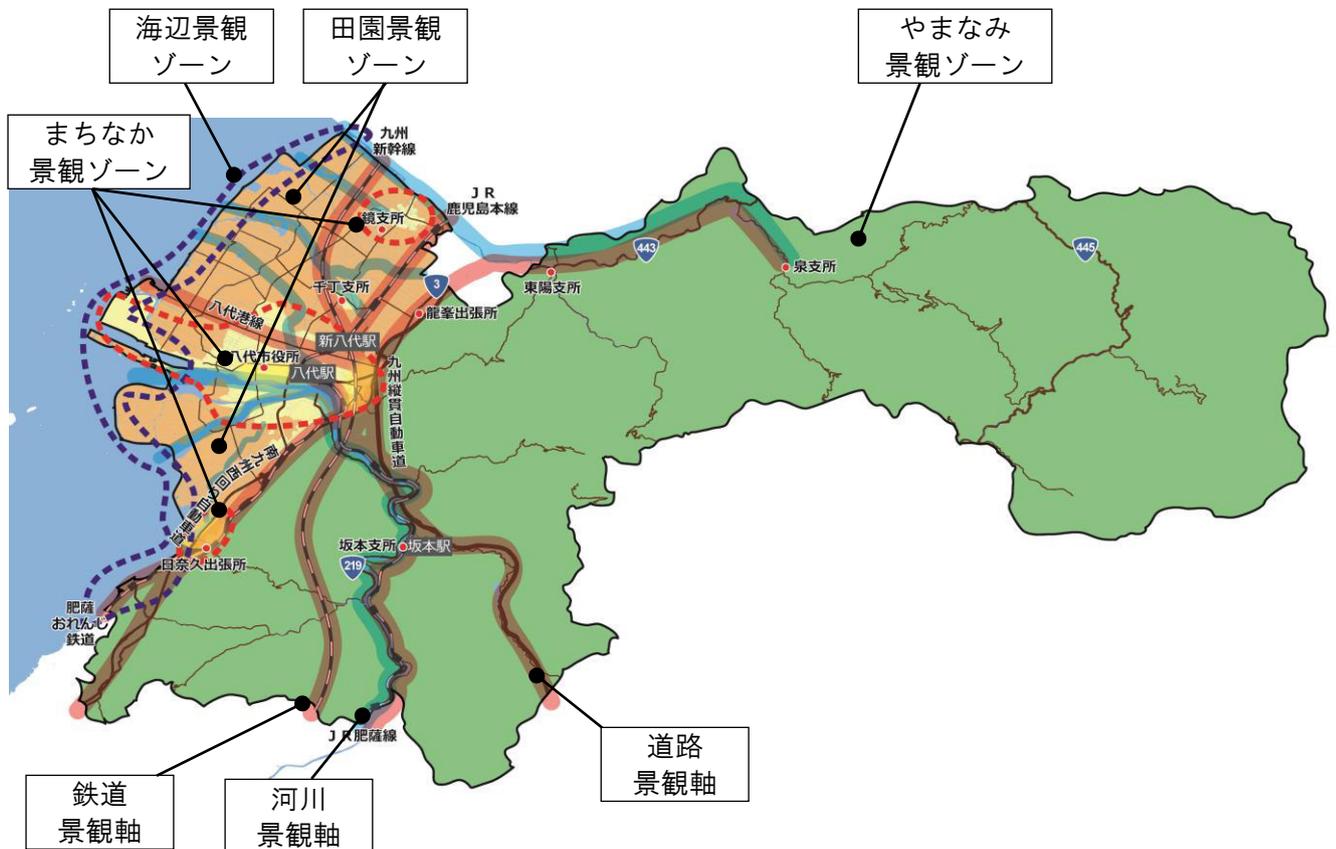
第3節 景観構造別の景観形成方針

景観形成の基本目標と基本方針を踏まえて、景観特性から区分した4つの景観ゾーンと3つの景観軸に分けて、それぞれの景観形成方針を設定します。

なお、景観形成方針の検討にあたっては、「八代市景観まちづくり会議」で抽出した景観まちづくり活動の主なフィールドとなる“眺めの小路”からの景観を主眼に置きました。

▼景観ゾーン・景観軸のイメージ

景観ゾーン・景観軸	概要	主な要素
やまなみ景観ゾーン	東部の山間部を中心とした地域	山地、丘陵地、山村集落、棚田
海辺景観ゾーン	西部の八代海沿岸地域	八代海、干潟、工業地
まちなか景観ゾーン	中心市街地、用途地域内市街地	中心市街地、郊外住宅地
田園景観ゾーン	干拓地・田園を中心とした地域	田園、田園集落
河川景観軸	主な河川沿い	河川
道路景観軸	主な幹線道路沿い	幹線道路
鉄道景観軸	鉄道沿い	鉄道



▲景観ゾーン・景観軸のイメージ図

(1) やまなみ景観ゾーン

①特性

- 九州中央山地国定公園や五木五家荘県立自然公園等を中心とした景観ゾーンです。
- 四季折々の変化に富んだ緑の景観が、地域の人々や訪れる人の目を楽しませています。
- 山間部には、美生の棚田をはじめとする生姜畑や水稻の棚田、茶の段々畑など一体となった山村集落が点在し、文化的景観を形成しています。

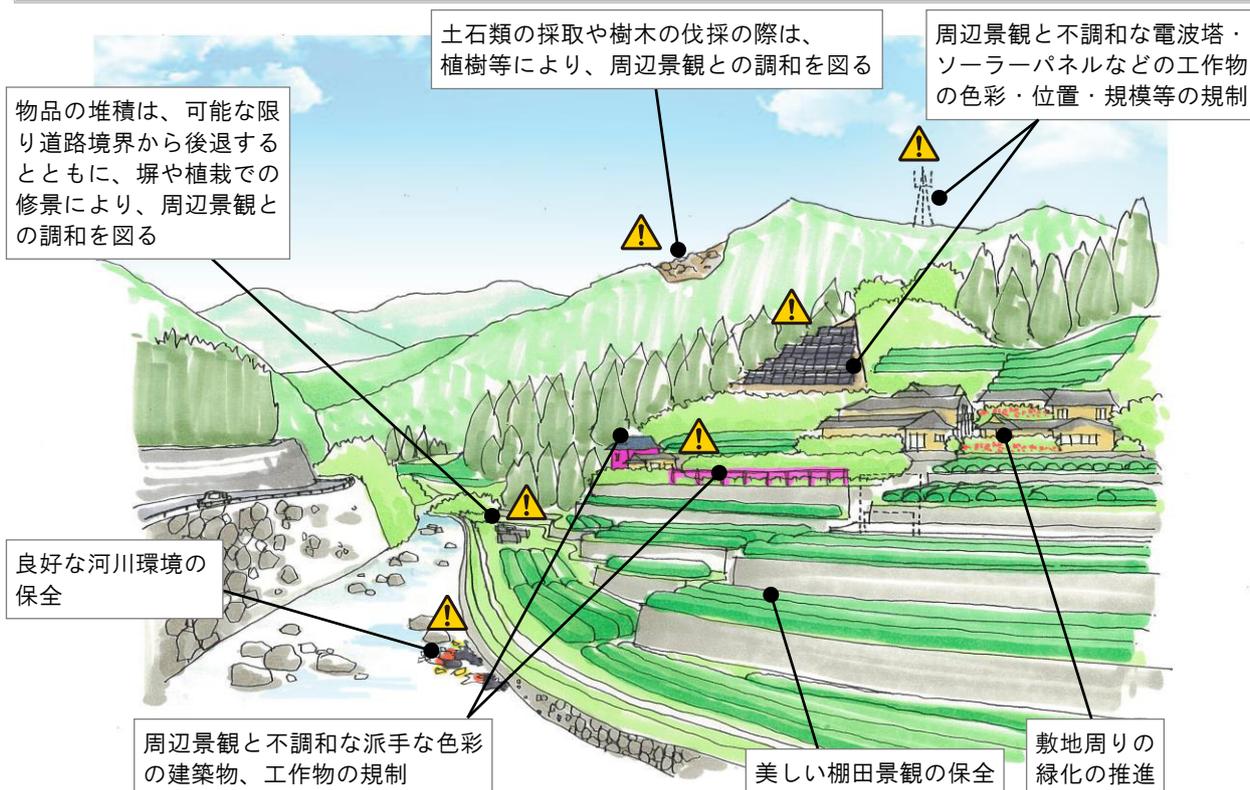


②課題

- 農林業振興との連携や担い手の育成による良好な山並み景観と山村集落地等の景観保全
- 棚田のオーナー制度や石垣保全の取り組みによる棚田の景観保全
- 吊り橋、滝、展望台など、眺望スポット周辺の重点的な景観保全・育成
- 山村集落や棚田などを中心とする”眺めの小路”沿線の重点的な景観誘導

③景観形成方針

九州中央山系の山林や棚田の維持保全を図り、
四季の移ろい^めを愛でる、谷あいの里の景観づくり



(2) 海辺景観ゾーン

①特性

- 雄大な八代海や干潟の海岸線を含む景観ゾーンです。
- 八代港からは三ツ島・雲仙・天草を見渡すことができ、八代海を背景にした工場群やクルーズ船の景観が楽しめます。
- 海域が、西部一帯に広がっているため、各所から八代海に映える美しい夕日を眺めることができます。特に国指定名勝「不知火及び水島」は、夕日と干潟をセットで見ることができる眺望スポットです。
- 干潟には、多くの貴重な干潟生物が生息し、シギ・チドリ類の飛来地となっています。

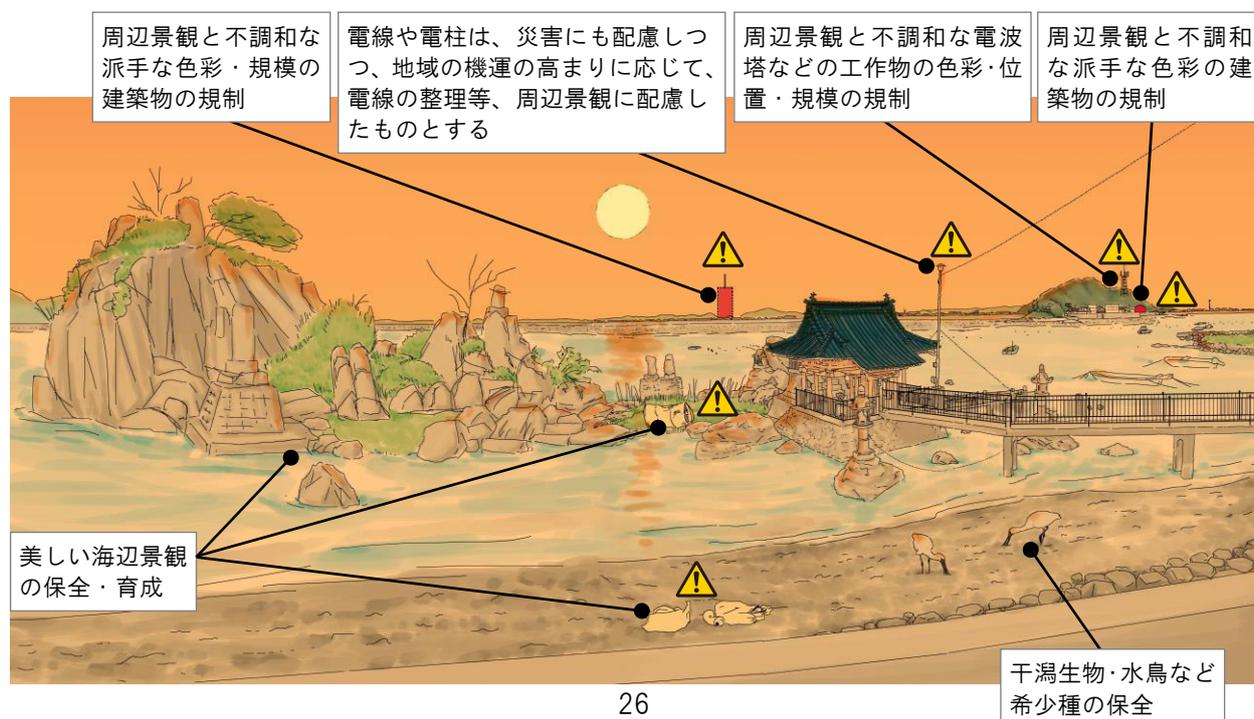


②課題

- 八代海や干潟の良好な海辺景観・自然環境、貴重な干潟生物の保全
- 海辺景観との調和や夕日と海岸線への眺望に配慮した景観誘導
- 背景となる八代海の景観と調和した良好な工業景観の育成
- 国際クルーズ拠点に相応しい八代港の「海の玄関口」としての景観形成
- 海辺景観を活用した親水空間の創出

③景観形成方針

夕日が美しい八代海の豊かな自然環境の保全・活用に努め、
夕暮れに島かげ映える 海辺の景観づくり



(3) まちなか景観ゾーン

①特性

- 中心市街地の住宅地や商業地を中心とした景観ゾーンです。
- 本市中心部には、江戸時代の薩摩街道を含む城下町の町割りが今も残り、市街地を形づくる基盤となっています。
- 城下町の風情が残る細い路地や社寺・町家が点在し、近くには本市の経済・産業発展の起点となった貿易港「徳淵の津跡」や「蛇籠の船着場」などの歴史的景観が残っています。

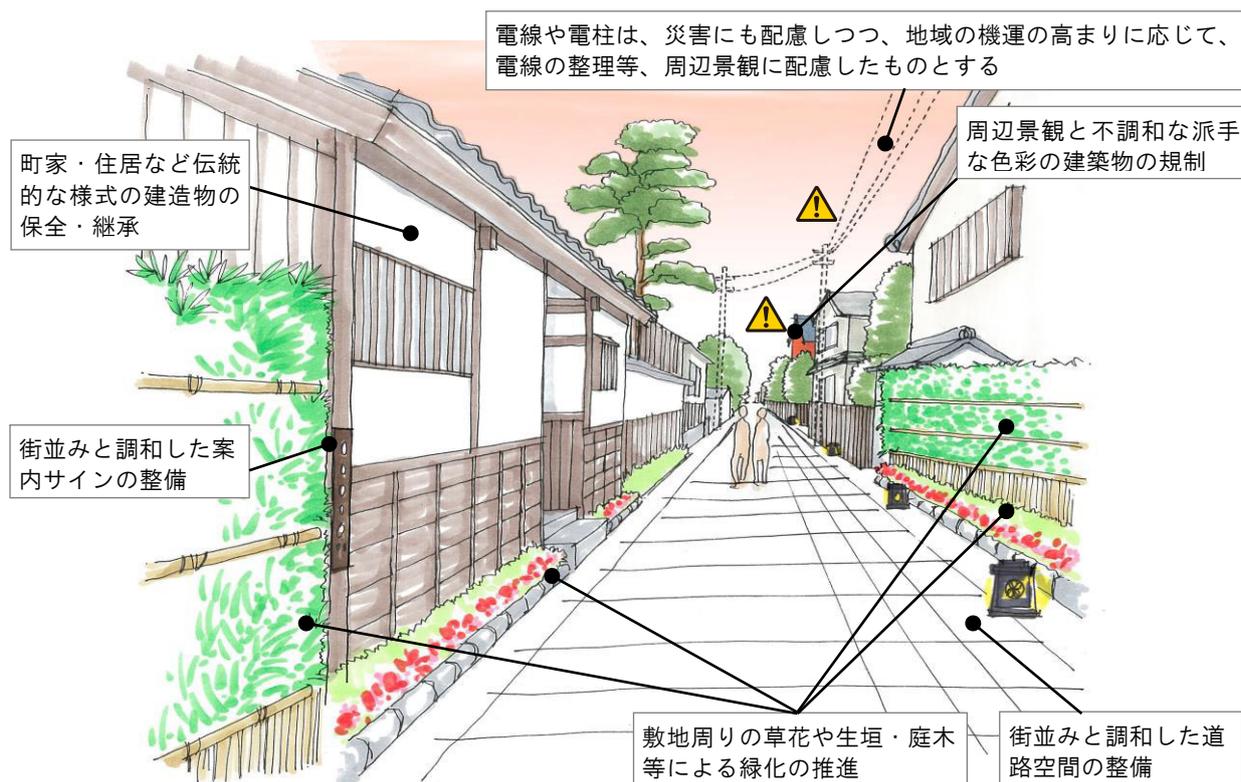


②課題

- 伝統的な様式の建造物、城下町の風情が残るまちなみの保全・継承
- 「徳淵の津跡」や「蛇籠の船着場」などの歴史的景観の保全
- 市民・事業者との協働による緑豊かな住環境の保全・育成
- 案内サインや休憩施設の整備による景観資源の効果的な活用

③景観形成方針

まちを歩いて楽しめる城下町の風情と調和した景観づくり



①特性

- 郊外部の住宅地を中心とした景観ゾーンです。
- 市街地周辺の郊外部では住宅地の開発が進み、公共施設の整備と併せて、暮らしに潤いや安らぎを与える快適な環境づくりが求められています。

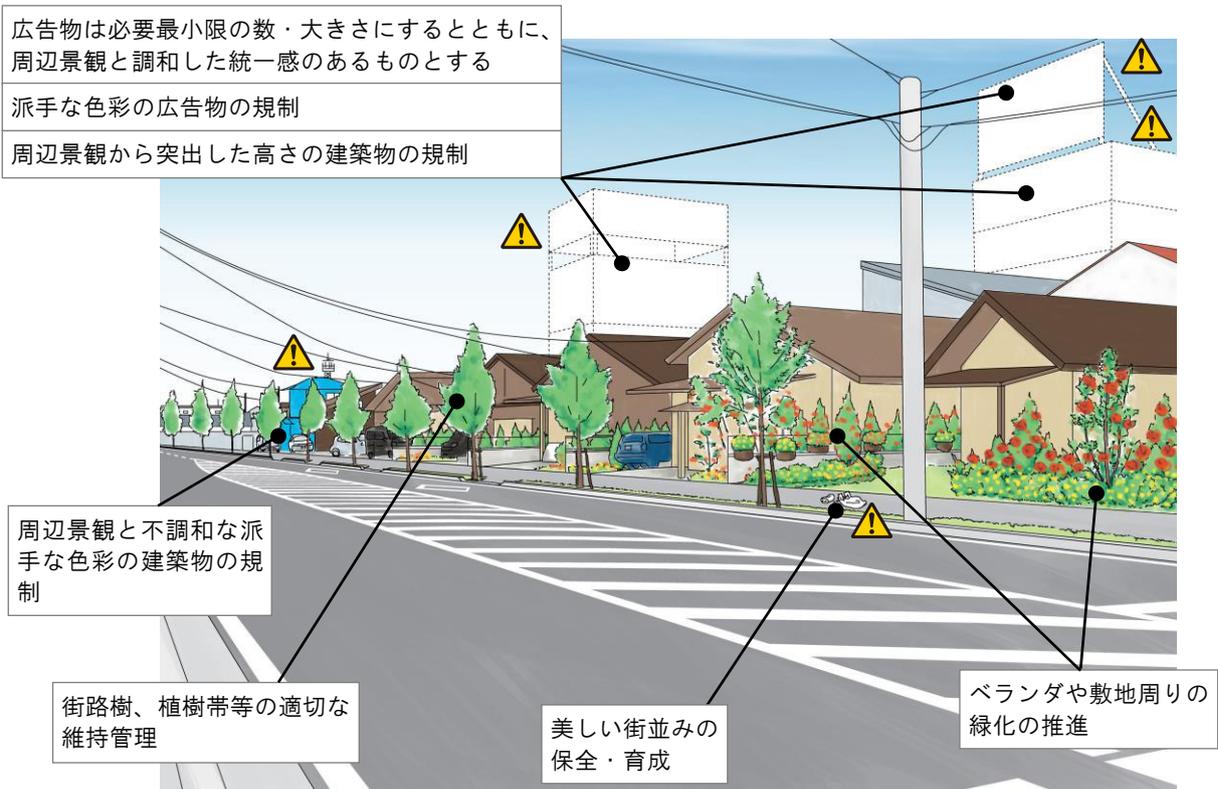


②課題

- 統一感のある良好なまちなみの形成
- 市民主体の緑あふれる住環境の保全・育成
- 街路樹や敷地外縁部の緑化などによる沿道景観の保全・育成

③景観形成方針

良好で魅力的な住環境の形成を図るとともに、
緑豊かなガーデンシティの景観づくり



(4) 田園景観ゾーン

①特性

- 四季折々の田園景観が広がる干拓農地を中心とした景観ゾーンです。
- 西部には球磨川が運び出す土砂によって作られた沖積平野と、16世紀後半から進められた八代海の干拓事業により、広大な八代平野が形成されています。
- 干拓農地では、日本一の生産量を誇るい草や水稲、野菜の栽培が行われています。
- 干拓事業の遺産である樋門群や水を農地に引き入れるための用水路である井手、洗い場があり、八代を特徴づける景観のひとつとなっています。

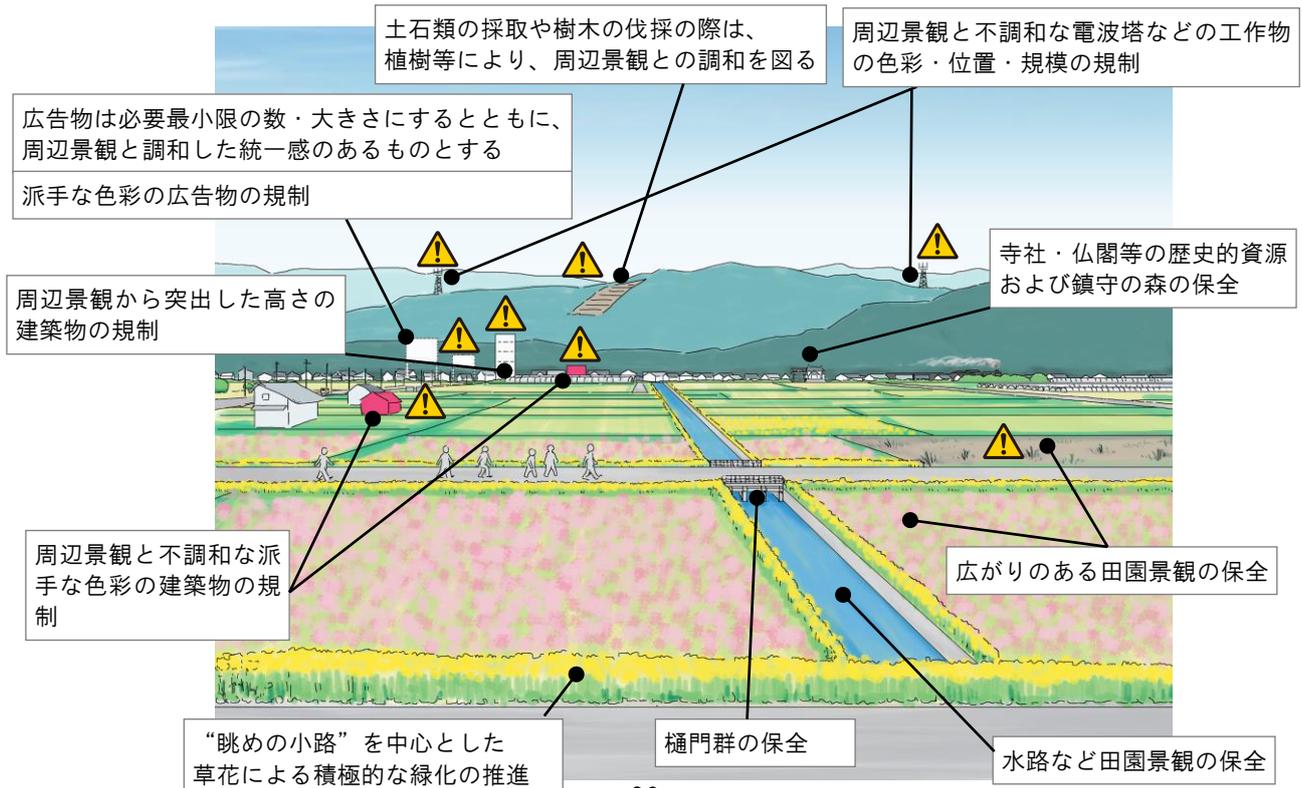


②課題

- 農業振興との連携や担い手の育成による良好な田園・集落地景観の保全
- 干拓事業の遺産「樋門群」の保全・活用
- 用水路や洗い場等の暮らし・生業に根付いた文化的景観の保全
- “眺めの小路”沿線の積極的な花植え活動、緑化の推進

③景観形成方針

八代平野の田園景観を守り、継承するとともに、
干拓農地に広がる 四季折々の景観づくり



(5) 河川景観軸

①特性

- 市内を流れる球磨川や前川、氷川、流藻川、水無川等の河川とその周辺に広がる景観軸です。
- 球磨川の悠然とした流れは市のシンボルとなっており、川を渡る橋や土手からは市街地景観ややまなみ景観などを遠望することができます。
- 河川沿いは、ウォーキングやサイクリングなどの利用者が多く、身近に自然を感じることでできる川辺の散歩道として人気があります。

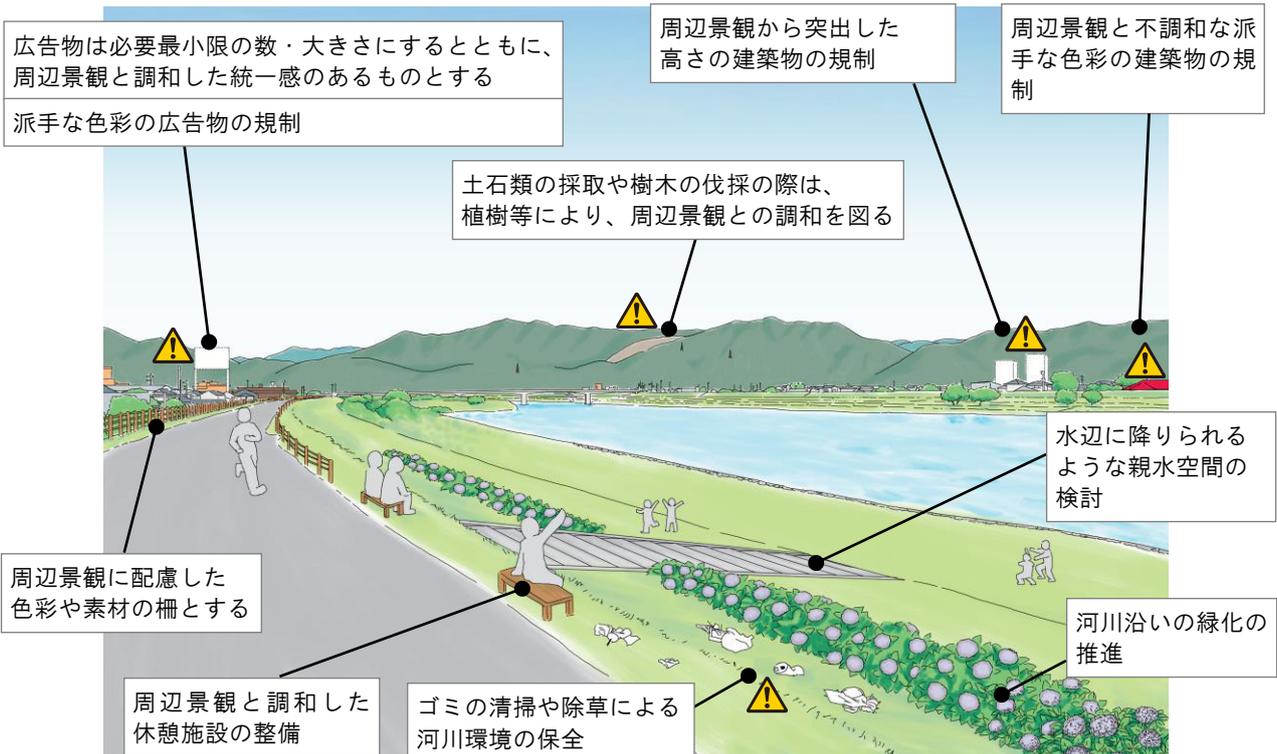


②課題

- 河川沿線からの眺望に配慮した景観誘導
- 市民主体の草刈り・花植え活動による良好な河川景観の維持・向上
- 潤いのある良好な河川環境を活用する親水空間の創出

③景観形成方針

球磨川や前川、氷川などの豊かな親水空間と、
流れに寄り添う散歩道の景観づくり



(6) 道路景観軸

①特性

- 人々の活動を支える国道3号や国道219号、県道八代鏡宇土線、県道八代港線、九州縦貫自動車道など、幹線道路沿道の景観軸です。
- 国道3号や県道八代鏡宇土線、県道八代港線の沿道には商業施設が集積し、賑わいのある沿道景観となっています。

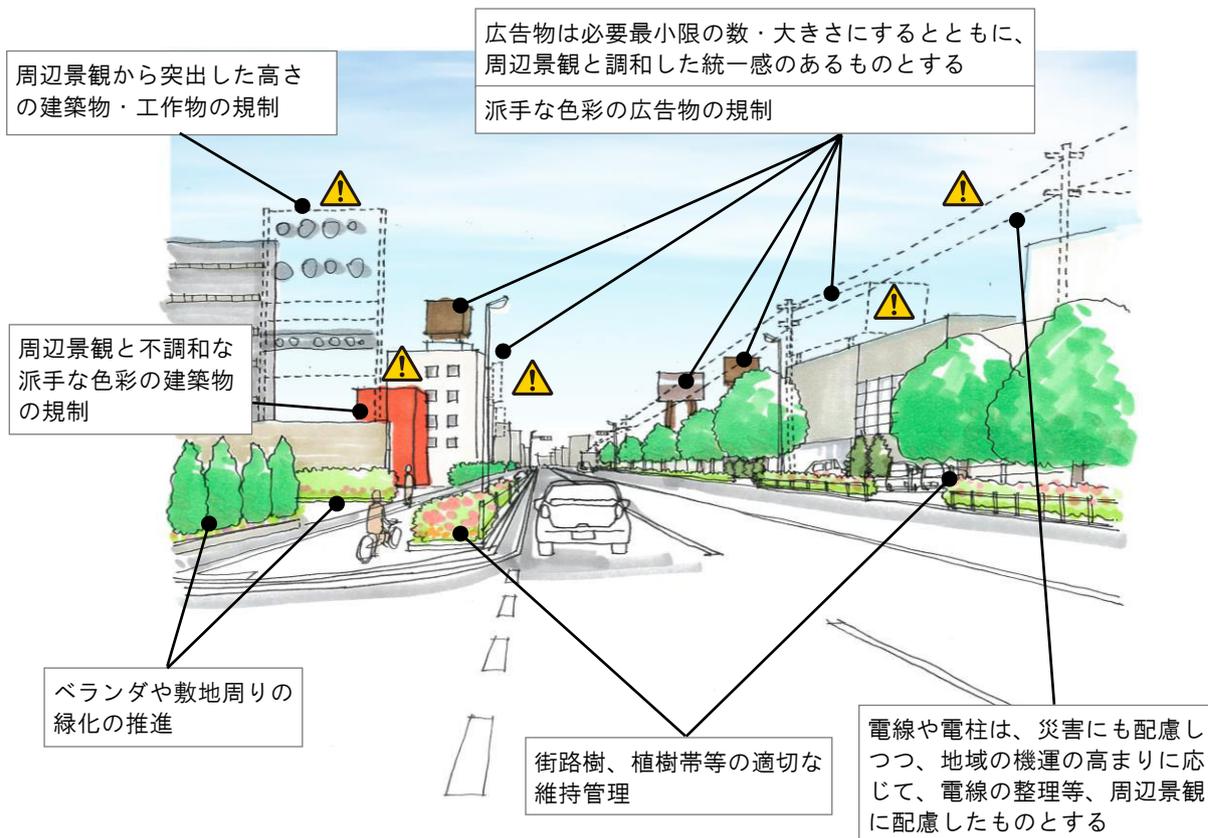


②課題

- 周辺の住環境・田園景観と調和のとれた沿道景観の創出
- 街路樹の維持管理や敷地周りの花植え活動による良好な沿道景観の維持・向上
- 沿道商業施設や大型屋外広告物等の色彩・規模の規制・誘導

③景観形成方針

周辺環境と調和し、暮らしを支え、にぎわいを運ぶ大動脈の景観づくり



(7) 鉄道景観軸

①特性

- 市内を南北に走る鉄道沿線の景観軸です。
- J R鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、J R肥薩線、九州新幹線の車窓からは、広大な干拓地や八代海、晩白柚畑や高田みかん畑、球磨川の清流など、八代ならではの美しい景観を眺めることができます。
- 球磨川第一橋梁を含むJ R肥薩線が、「日本の20世紀遺産20選」に選定されました。また、SLの走る風景は、特徴的な景観の一つとなっています。

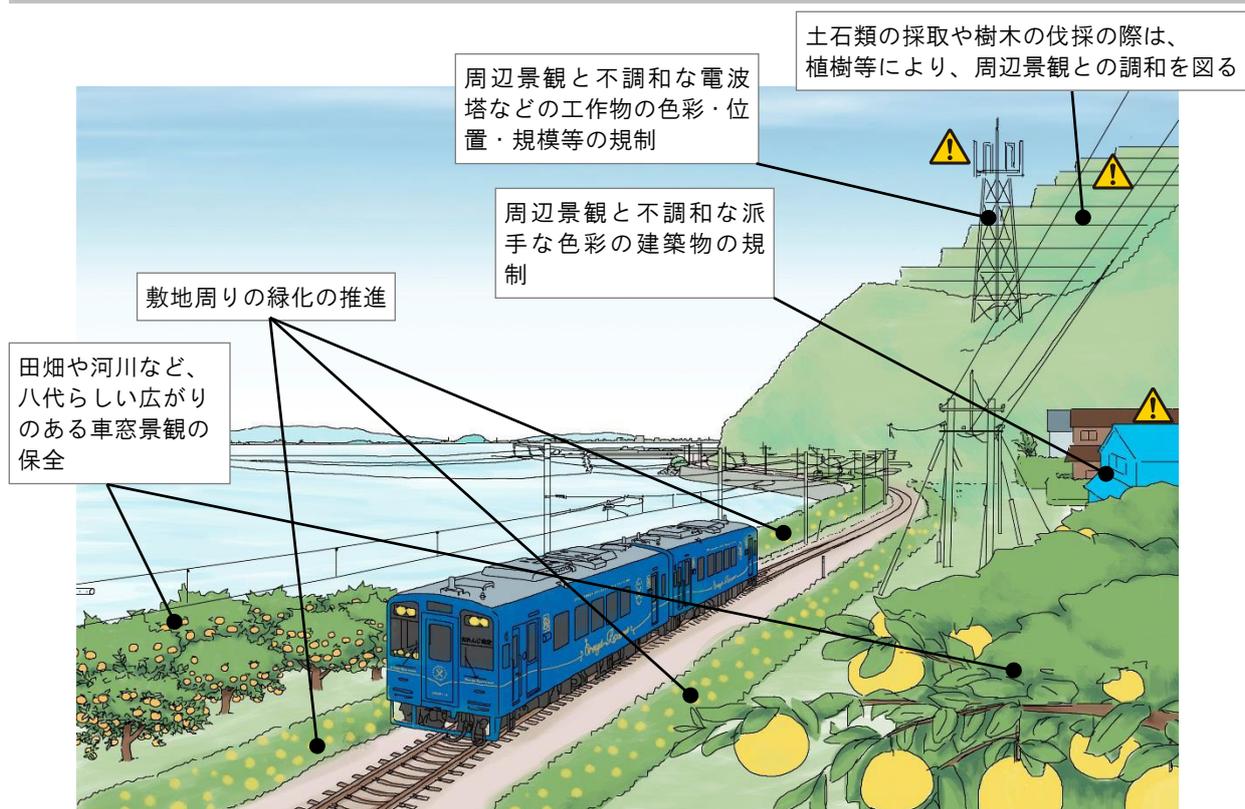


②課題

- 八代海や田畑・河川などを眺めることができ、広がりのある車窓景観の保全
- 市民主体の敷地周りの花植え活動による良好な沿線景観の維持・向上
- 沿線商業施設や大型屋外広告物等の色彩・規模の規制・誘導
- 晩白柚畑や高田みかん畑など、八代ならではの沿線景観の維持・保全

③景観形成方針

海や山、河川、晩白柚畑を眺める車窓の景観づくり



第4節 景観重点地区と景観重点地区候補の景観形成方針

市全域を対象に景観形成を進めていきますが、地域における景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップの度合い）、市民の関心度（注目度）には差があることから、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことが、必ずしも効果的であるとは限りません。

まずは、市民の関心が高く市の魅力向上（イメージアップ）に効果が高い地区で、重点的に景観まちづくりを行うことにより、市の景観まちづくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげていくことが重要です。

そこで、市民の関心が高く、積極的な景観誘導が必要と考えられる地区を「景観重点地区候補」に位置づけ、その後、地区住民との協議により景観形成方針や景観ルールに関する合意形成が図られた場合には、よりきめ細やかな規制誘導を行う「景観重点地区」に指定していくこととします。

本計画では、「妙見宮周辺地区」を令和6年4月1日に「景観重点地区」に指定し、景観形成方針を示しています。また、「景観重点地区候補」に位置づけられている「八代城跡・市役所周辺地区」、「本町アーケード街地区」、「日奈久温泉街地区」の3地区については、今後、各地区の景観形成方針（案）を基に、地区住民と協議を進めていくこととしています。



▲景観重点地区・景観重点地区候補 位置

(1) 妙見宮周辺

①特性

- 「妙見さん」と呼ばれ、親しまれる八代神社(妙見宮)を中心とした景観エリアです。
- ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や八代神社氷室祭が行われる時期は、多くの人を訪れ、賑わいをみせています。
- 八代神社(妙見宮)の門前町として形成され、今でも、春光寺、紙漉き水路などの風情ある歴史的景観が残っています。
- 市街地を見渡すことができる古麓稻荷神社は、良好な視点場となっています。

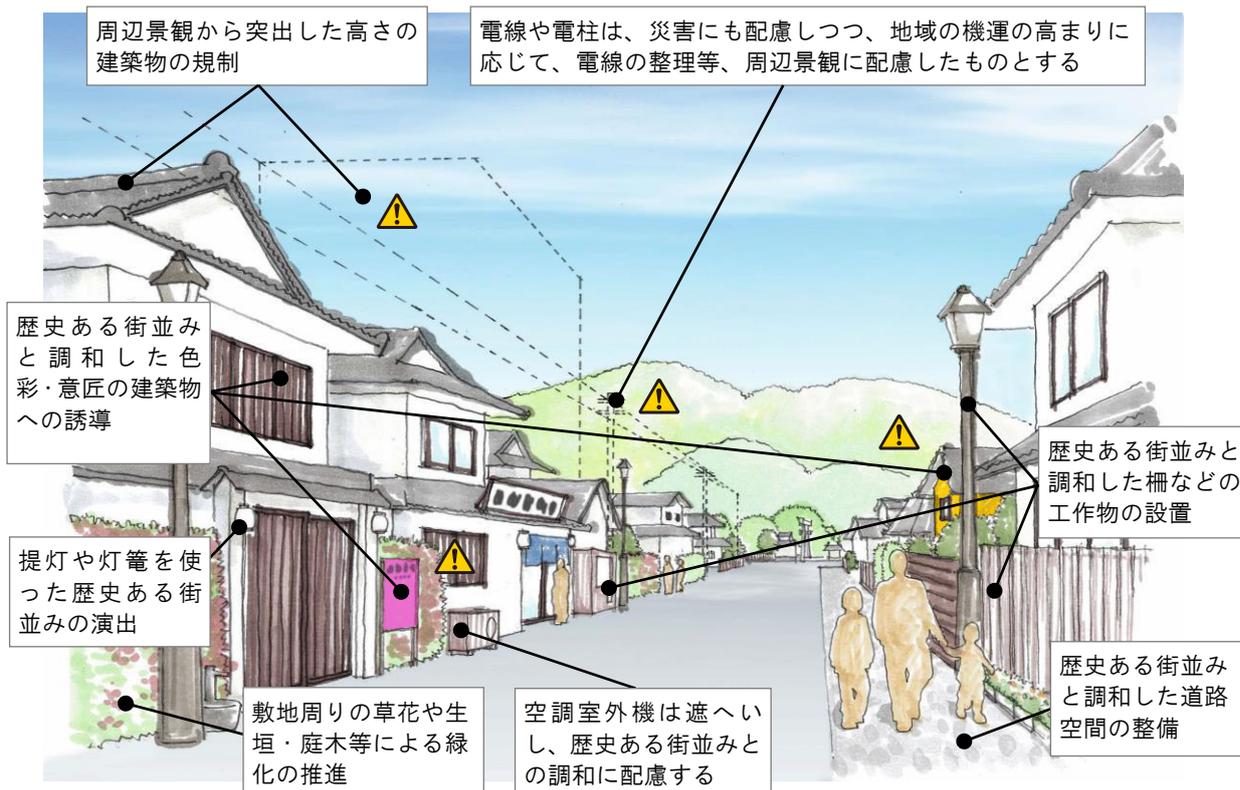


②景観重点地区への選定理由

- 八代妙見祭など、祭りの風情と調和した歴史と風格のあるまちなみ形成が必要な地区
- 八代神社(妙見宮)などの歴史的資源と住宅地との調和が必要な地区
- 歴史的資源の維持・保全が必要な地区

③景観形成方針

門前町の風情が残る「妙見さん」の景観づくり



(1) 八代城跡・市役所周辺

①特性

- 八代城跡・市役所を中心とした景観エリアです。
- 八代城跡のお堀や石垣、松浜軒、社寺、町家など、多くの歴史的観光資源が集まっており、市を代表する観光エリアとして、国内外から観光客が訪れています。
- 市役所は新庁舎整備が進められており、庁舎を中心としたエリアの景観整備に注目が集まっています。



②景観重点地区候補への選定理由

- 八代城跡などの歴史的資源と周辺景観との調和が必要な地区
- 市役所新庁舎と周辺市街地との一体となった景観整備が求められている地区
- 市を代表する観光エリアとして、国内外から観光客を呼び込むための魅力ある景観形成が求められている地区

③景観形成方針（案）

市民の癒し「八代城跡」と調和した、和の景観づくり

電線や電柱は、災害にも配慮しつつ、地域の機運の高まりに応じて、電線の整理等、周辺景観に配慮したものとする

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の広告物の規制

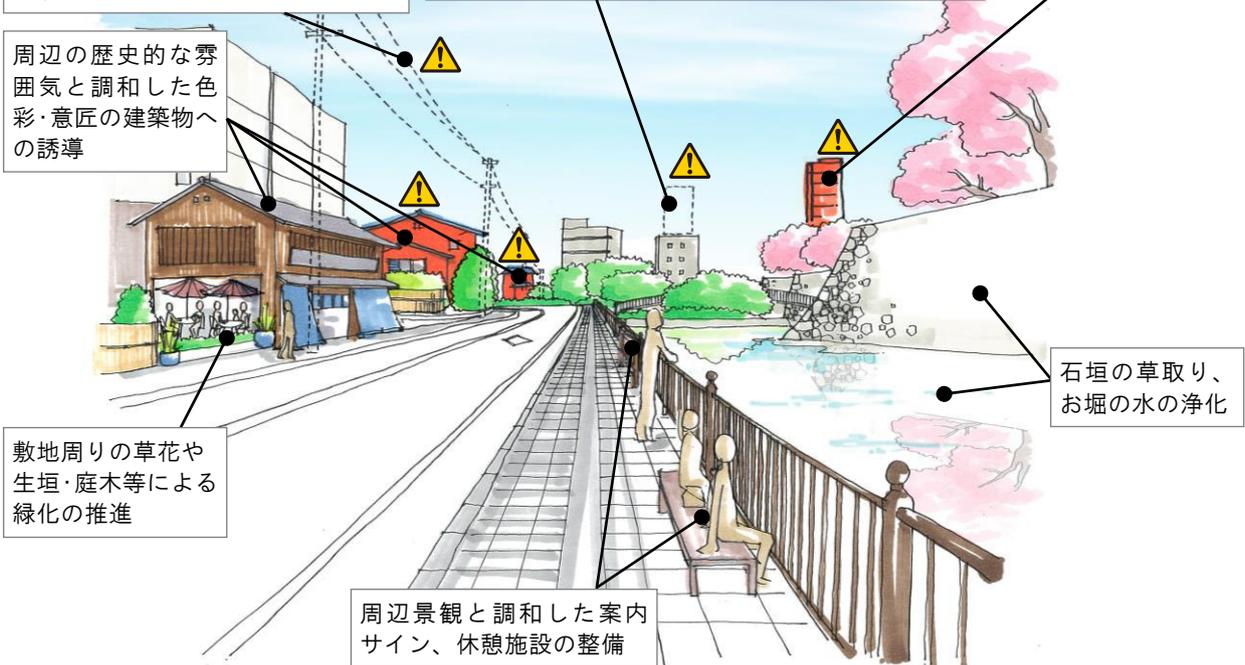
周辺景観と不調和な派手な色彩・規模の建築物の規制

周辺の歴史的な雰囲気と調和した色彩・意匠の建築物への誘導

敷地周りの草花や生垣・庭木等による緑化の推進

周辺景観と調和した案内サイン、休憩施設の整備

石垣の草取り、お堀の水の浄化



(2) 本町アーケード街

①特性

- 全長約730mに渡る本町アーケード商店街を中心とした景観エリアです。
- 飲食店や衣料店など、約150店舗が軒を連ね、市民の生活を支えています。
- 休憩所や広場があり、市民の交流の場、憩いの場となっています。
- 「土曜夜市」やクルーズ船寄港に併せた「マルシェ」など、まちの賑わいを創出するイベントが行われています。
- 薩摩街道沿いをはじめ、近隣には社寺や町家が点在しています。



②景観重点地区候補への選定理由

- 八代城跡・松浜軒等と一体となった「和の景観づくり」など、テーマ性を持った統一感のある景観形成が必要な地区
- まちの賑わいを創出するイベント活動に併せて、集客力向上を目的とした商店街主体の景観まちづくり活動が必要な地区

③景観形成方針（案）

「和モダン」をテーマにした、統一感のある本町アーケードの景観づくり



(3) 日奈久温泉街

①特性

- 日奈久温泉街の趣あるまちなみを中心とした景観エリアです。
- 600年の歴史を持つ日奈久温泉は、熊本県内で最も古い温泉のひとつです。
- なまこ壁や木造建造物のまちなみが、今も残り、ところどころで小さなお堂や神社を見つけることができます。
- 棧敷の相撲場がある日奈久温泉神社からは、日奈久の市街地と八代海を眺めることができ、良好な視点場となっています。

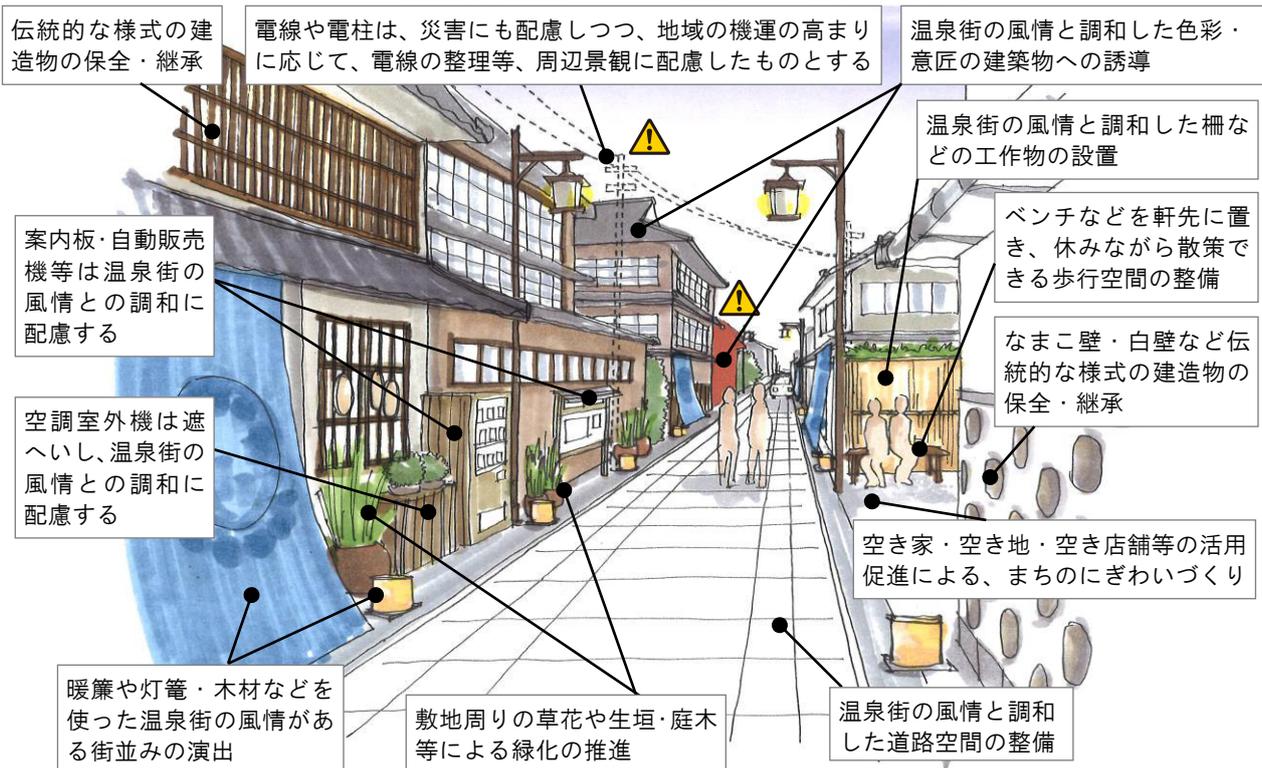


②景観重点地区候補への選定理由

- 景観形成事業を実施するなど、景観まちづくりの機運が高まっている地区
- 温泉街の風情を活かした統一感のある和風のまちなみ形成が必要な地区
- 歴史的資源の維持・保全が必要な地区

③景観形成方針（案）

歴史の香り漂うまち 日奈久温泉街の景観づくり



第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

この章では、「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、良好な景観形成のための制限として、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設などを行おうとする市民や事業者は、景観法及び八代市景観条例に基づき、その行為の前に景観行政団体の長（八代市長）へ届出を行う必要があり、景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることになります。

なお、行為の内容が景観形成基準に適合しない場合には、景観法に基づき、景観行政団体の長は、設計の変更その他必要な措置を勧告^{※1}することができ、さらに、特定届出対象行為については、変更命令^{※2}を行うこともできることとなっています。

※1：「勧告」：届出行為が、景観計画に定められた制限（景観形成基準）に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。（景観法第16条第3項）

※2：「変更命令」：特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、景観計画に定められた形態意匠の制限（景観形成基準）に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。（景観法第17条第1項）

第1節 良好な景観形成に向けた仕組み

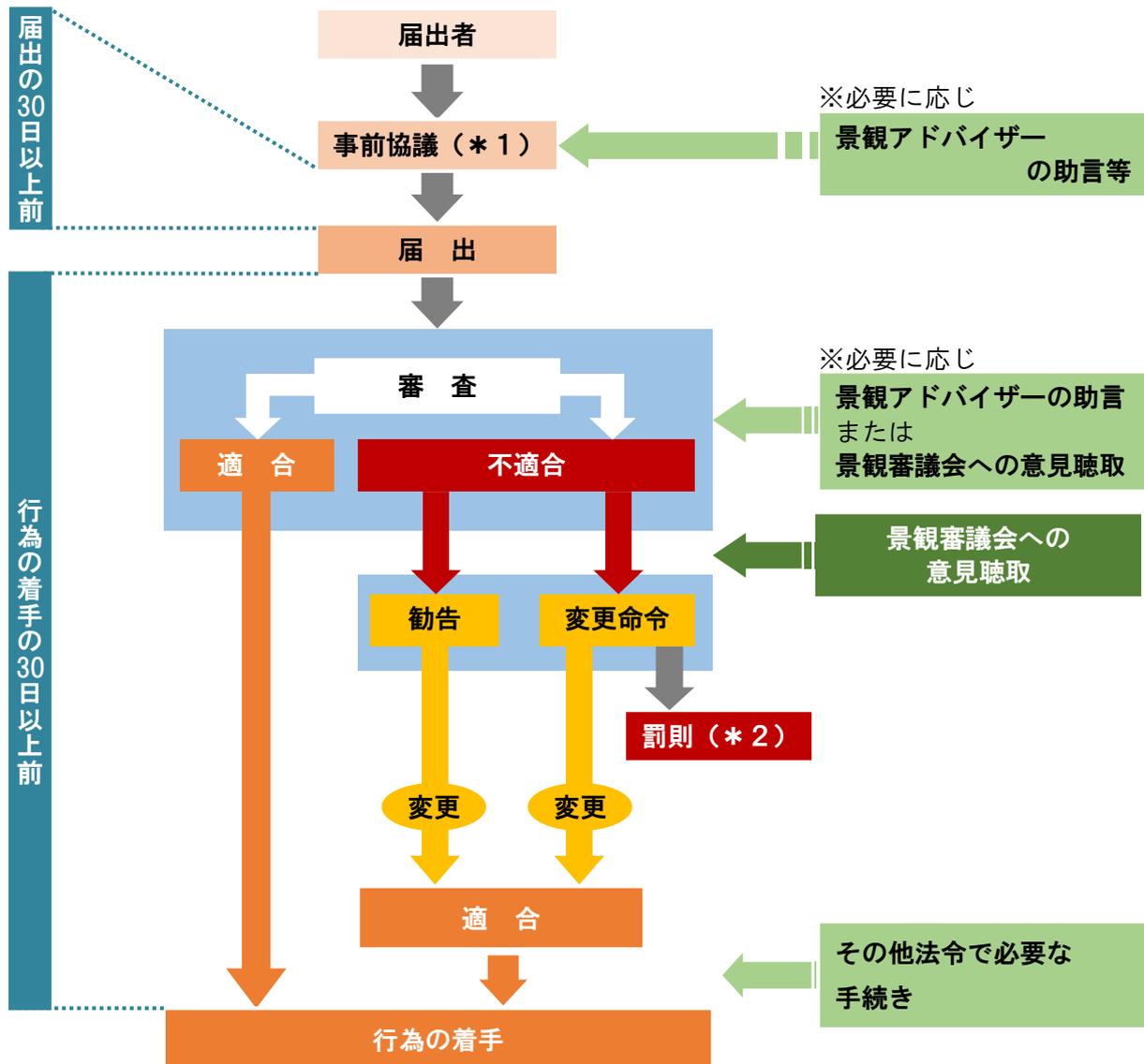
市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特定の区域（特定施設届出地区、景観重点地区）については、より詳細な基準を設けることとします。

この2つを組み合わせることによって、メリハリのある景観形成を図っていきます。

■地区区分と届出対象行為の概要

区域	地区区分	届出対象行為
市全域	一般地区 （景観重点地区候補を含む）	一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等 （大規模行為）
特定の区域	特定施設届出地区	指定した幹線道路沿道における一定規模以上の特定施設（物販店、飲食店等）に係る建築物の建築や工作物の建設等
	景観重点地区	特定の地区内における建築物の建築や工作物の建設等 （原則、全ての行為）

■行為の届出に係る手続きの流れ



* 1 建築物等の計画について、景观形成基準に照らして、協議を行います。

* 2 景观法に基づき、次のとおり罰則を適用します。

○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等

○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等

○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合

第2節 一般地区（市全域）

大規模な建築行為などは、周囲の景観に与える影響が大きく、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気失われてしまう恐れがあります。

そこで、周辺景観への影響が大きい大規模な行為について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

（1）対象区域の範囲

市全域（地先の公有水面を含み、景観重点地区を除く。）を対象区域とします。

（2）届出対象行為

一般地区（市全域）における届出対象行為は、以下のとおりとします。

なお、届出対象行為に含まれない全ての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は、景観形成基準に適合するよう配慮するものとします。

■一般地区（市全域）の届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		行為の規模 ^{※2}
建築物の建築等 ^{※3}	建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（法第16条第1項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが13mを超えるもの 又は ● 建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（法第16条第1項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの
	柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの 又は ● 工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※ 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
	その他の工作物 ^{※4}	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電施設について、高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。）の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）13mを超えるもの 又は ● 太陽光発電施設について、その敷地の用に供する土地の面積（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。）が1,000㎡を超えるもの

行為の種類※ ¹		行為の規模※ ²
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋め立て又は干拓を含む土地の区画形質の変更（法第16条第1項第3号及び第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は ● 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁が生じるもの
地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの 又は ● 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁が生じるもの
木竹の伐採（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採面積が3,000㎡を超えるもの ※ 森林保護のための行為（間伐等）は除く
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積（法第16条第1項第4号）		<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが2mを超え、かつ、行為に係る部分の面積が500㎡を超え、かつ、堆積の期間が90日を超えるもの

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。（工事に係る仮設のものを除く。）

※4 八代市景観条例施行規則第3条第2号から第13号までに掲げる工作物とする。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

(3) 景観形成基準

建築物や工作物等の位置、高さ、形態、意匠（デザイン）、色彩、外構、緑化など、行為の内容について、望まれるあり方や守るべきこと、配慮すべきことを定めています。また、色彩については、マンセル値による定量的な基準を定めています。

■一般地区（市全域）の景観形成基準

行為	事項		景観形成基準																																							
建築物の建築等	位置・高さ		<ul style="list-style-type: none"> 山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。 壁面線や高さを揃えることで街並みの魅力向上に努める。 																																							
	外観	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。 外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 																																							
		色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。 落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Y の高明度低彩度色を推奨する。 使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。 アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。 <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p>【外壁の色彩基準】 ※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">まちなか景観ゾーン※1</th> <th colspan="3">その他の景観ゾーン※2</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～ 10 Y R</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> <td>5 R～ 10 Y R</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>Y</td> <td>—</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「都市計画用途地域内」とする。 ※2 「都市計画用途地域外」並びに「都市計画区域外」とする。但し、幹線道路沿道など、まちなか景観ゾーンと同等と認められる場合は、まちなか景観ゾーンの基準を適用できる。</p> <p>【屋根の色彩基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根は、周辺の景観と調和した色彩とし、無彩色又は低明度低彩度色を推奨する。 				まちなか景観ゾーン※1			その他の景観ゾーン※2			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	基調色	5 R～ 10 Y R	—	6 以下	5 R～ 10 Y R	—	4 以下	Y	—	4 以下	Y	—	3 以下	上記以外	—	2 以下	上記以外	—	1 以下	アクセント色	全色相	—	—	全色相
	まちなか景観ゾーン※1			その他の景観ゾーン※2																																						
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																				
基調色	5 R～ 10 Y R	—	6 以下	5 R～ 10 Y R	—	4 以下																																				
	Y	—	4 以下	Y	—	3 以下																																				
	上記以外	—	2 以下	上記以外	—	1 以下																																				
アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6 以下																																				

行為	事項		景観形成基準
建築物の建築等	外構・敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等により極力緑化に努める。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 建築設備は、道路から目立つ場所には極力設置せず、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。 日よけ TENT を設置する場合は、まちなみや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する。 塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。
	柵・塀	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。 周囲の柵・塀との調和や連続性に配慮することで街並みの魅力向上に努める。
形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。 長大な壁面は、形態の工夫等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 	
色彩・材料		<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、出来る限り無彩色又は低彩度色を使用し、周辺の景観との調和に配慮する。 材料は、出来る限り自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。 	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。 	
工作物の建設等	太陽光発電施設	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。
		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。
		色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するように努める。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。
	その他の工作物	位置・高さ	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		形態・意匠	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		色彩・材料	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。

行為	事項	景観形成基準
	外構・敷地の緑化	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 ● 形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする。ただし、用水貯水池の補修などは除く。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 法面・擁壁は、出来る限り生じないように努める。 ● やむを得ず発生した法面・擁壁は、規模・形態・意匠・色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮し、出来る限り緑化等による修景に努める。
土石の採取又は 鉱物の掘採	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。 ● 掘採終了後、緑化しやすいよう、計画的な掘採を行うことに努める。
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでない。 ● 伐採後は、植栽などによる修景に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆積物は、敷地境界から出来る限り後退させる。 ● 道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮へいや堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

第3節 特定施設届出地区

幹線道路沿いでは経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や工作物、広告物が建設されやすい傾向にあります。これにより、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物等について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

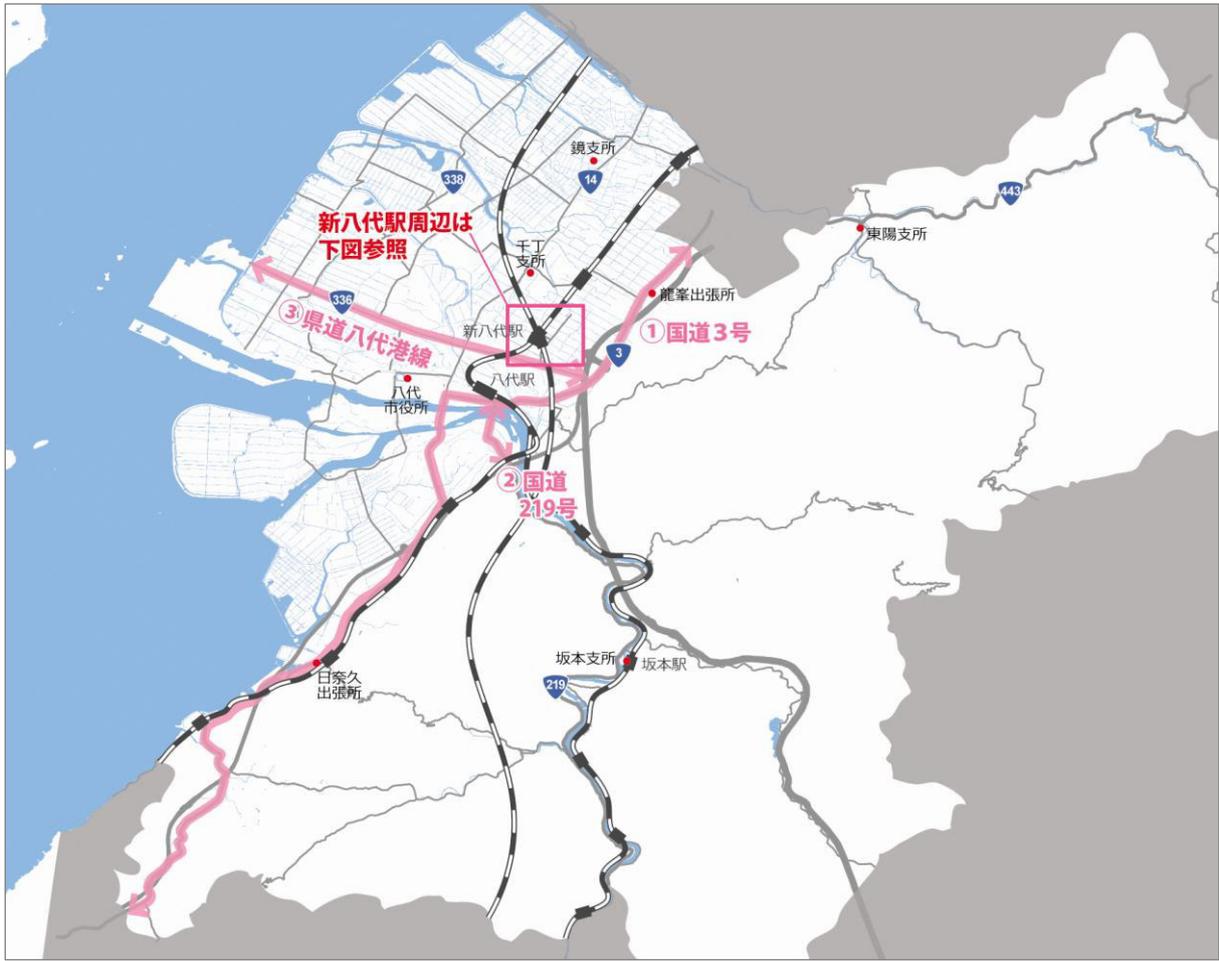
(1) 対象区域の範囲

下表の路線の道路端から両側 20m以内の区域（景観重点地区を除く。）とします。

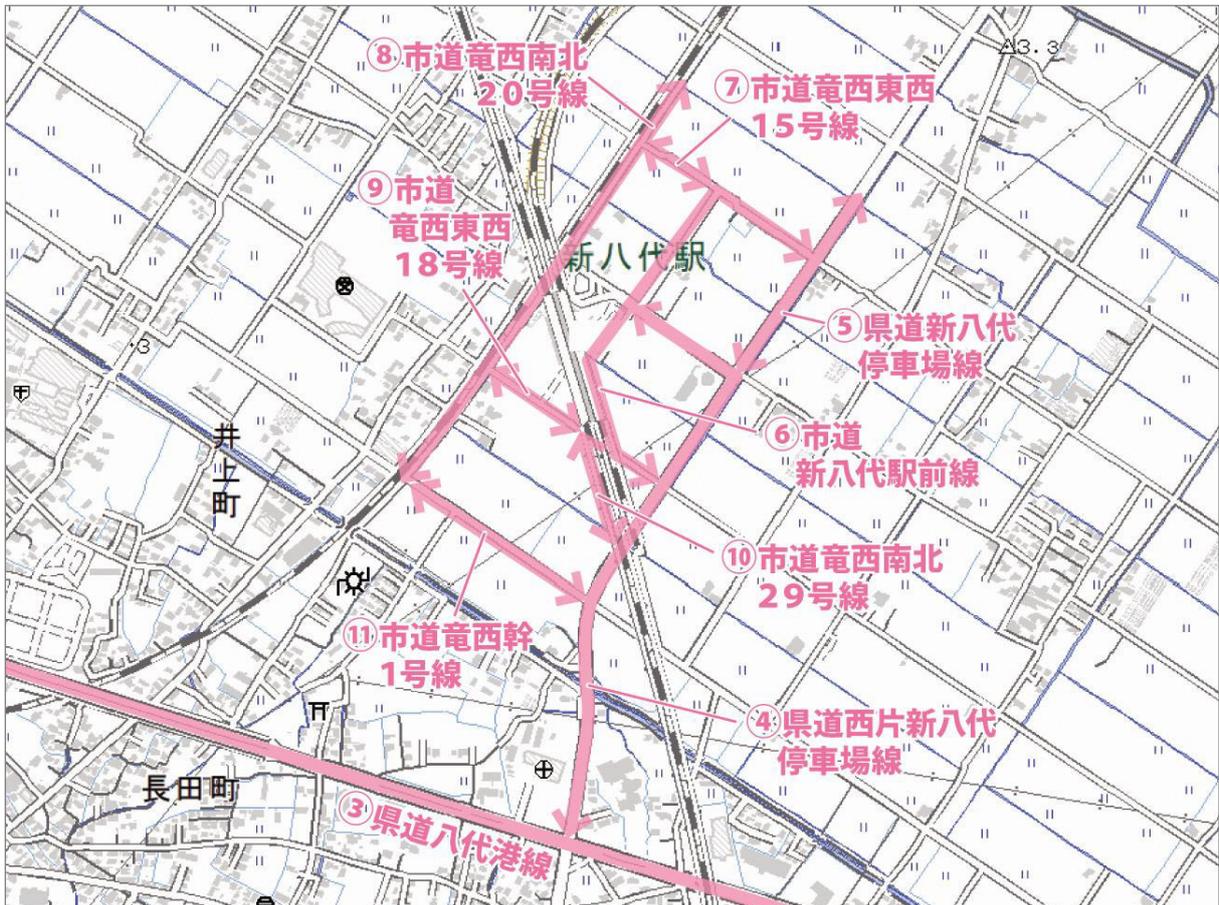
■特定施設届出地区の位置（指定路線）

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	八代市と氷川町との境界	赤松隧道八代市側坑口	路端から 両側20m以内
②	国道219号	国道3号との交点	球磨川遥拝堰との交点	路端から 両側20m以内
③	県道八代港線	国道3号との交点	大島橋との交点	路端から 両側20m以内
④	県道西片新八代停車場線	県道八代港線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から 両側20m以内
⑤	県道新八代停車場線	県道西片新八代停車場線との交点	八代市上日置町425番地先	路端から 両側20m以内
⑥	市道新八代駅前線	県道西片新八代停車場線との交点	県道新八代停車場線との交点	路端から 両側20m以内
⑦	市道竜西東西15号線	市道竜西南北20号線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から 両側20m以内
⑧	市道竜西南北20号線	市道竜西幹1号線との交点	八代市長田町3545番地先	路線から 両側20m以内
⑨	市道竜西東西18号線	市道竜西南北20号線との交点	市道竜西南北29号線との交点	路線から 両側20m以内
⑩	市道竜西南北29号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西東西18号線との交点	路線から 両側20m以内
⑪	市道竜西幹1号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西南北20号線との交点	路線から 両側20m以内

■ 指定路線の位置図（全体図）



■ 指定路線の位置図（新八代駅周辺拡大図）



(2) 届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の特定施設及び届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

なお、特定施設届出地区は、一般地区（全市域）に重ねて指定することから、特定施設以外の全ての行為については、一般地区の届出対象行為及び景観形成基準が適用されます。

■届出が必要な特定施設の一覧

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）	
広告塔、広告板、屋上広告	
その他	カラオケボックス、コインパーキング

■特定施設届出地区における届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		行為の規模 ^{※2}
建築物の建築等 ^{※3}	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	● 当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	● 当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物の建設等 ^{※4}	新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 高さが1.5mを超えるもの ● 高さが5mを超えるもの
	柵及び塀、擁壁等	● 高さが10mを超えるもの
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等	● 高さが5mを超えるもの 又は ● 築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	● 高さが1.5mを超えるもの 又は ● 事業区域が100㎡を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等	● 表示面積が1㎡を超えるもの
	太陽光発電施設	● 高さが1.5mを超えるもの 又は ● 事業区域が100㎡を超えるもの
広告塔又は広告板 ^{※5}	● 表示面積が1㎡を超えるもの	

行為の種類※ ¹	行為の規模※ ²
広告物の設置又は外観の変更※ ⁵	<ul style="list-style-type: none"> ● はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの 又は <ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積が1㎡を超えるもの

- ※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。
- ※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。
- ※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)
- ※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号までに掲げる工作物とする。
- ※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(3) 景観形成基準

特定施設届出地区における景観形成基準は、以下のとおりとします。

■ 特定施設届出地区における景観形成基準

事項	景観形成基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等、出来るだけ道路から後退した位置とする。 ● 隣接する施設相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ● 交差点等、角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ● 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ● 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ● 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。
外観	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・工作物等は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ● 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ● 電飾を含め、壁面の意匠は、それ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 ● 広告物については、出来るだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。

事項		景観形成基準																		
外観	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。 ● 落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Yの高明度低彩度色を推奨する。 ● 使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。 ● アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。 ● 特に屋根面には、出来る限り無彩色又は低明度低彩度色を使用し、周辺の景観と調和したものとする。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とするように努める。 ● 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するよう努める。 <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">【色彩基準】※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～10 Y R</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	基調色	5 R～10 Y R	—	6 以下	Y	—	4 以下	上記以外	—	2 以下	アクセント色	全色相	—	—
	色相	明度	彩度																	
基調色	5 R～10 Y R	—	6 以下																	
	Y	—	4 以下																	
	上記以外	—	2 以下																	
アクセント色	全色相	—	—																	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ● 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ● 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ● 建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努める。 ● 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲は、根締めとなる修景緑化に努める。 ● スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ● 敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。 ● 敷地内は極力緑化に努める。 ● 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 ● 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。 																		
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ● のぼり、ぼんぼり、広告網等については、出来るだけ行わないようにする。 ● 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。 																		

第4節 景観重点地区

本市には、市民の関心が高く、市の魅力向上に効果が高い地域を景観重点地区に指定し、地区の景観特性を踏まえた、きめ細やかな景観形成方針及び景観形成基準を設定することで、積極的かつ重点的な景観誘導を図ります。

これにより、市の景観まちづくりの手本となるモデルをつくることで、市民の景観に対する意識の醸成につなげ、市全域への波及効果を目指します。

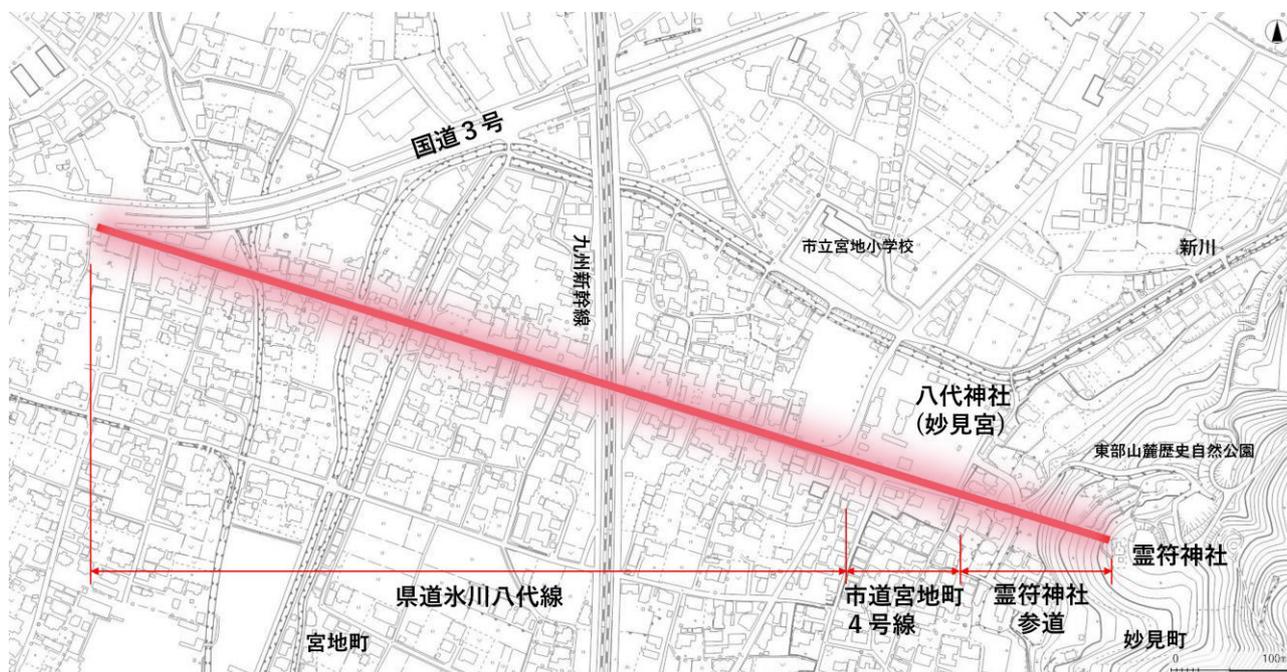
妙見宮周辺地区（施行年月日：令和7年4月1日）

（1）対象区域の範囲

下記道路に接する一団の土地

- ・ 県道氷川八代線のうち国道3号との交差点から市道宮地町4号線との交差点
- ・ 市道宮地町4号線と霊符神社に至る参道

※対象地の詳細については、建設政策課へお尋ねください



(2) 届出対象行為 ※令和7年4月1日から届出が必要になります。

当該地区内における届出対象行為は以下の通りです。

■ 妙見宮周辺地区における届出対象行為

行為の種類※1		行為の規模※2
建築物の建築等※3	新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
工作物の建設等 ※4 ※5	新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
土地の区画形質の変更		● 行為に係る面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが0.5mを超える擁壁が生じるもの
木竹の伐採		● 樹高10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		● 堆積に係る面積が100㎡を超えるもの かつ 堆積の期間が90日間を超えるもの

※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物のほか、室外機、自動販売機、街路灯、カーブミラー、バス停も対象とする。

※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物の例
 柵、塀、擁壁、記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、太陽光発電施設(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)

(3) 景観形成基準

当該地区の景観形成基準では、「**良好な景観形成のための必須基準**」と「**より良い景観形成のための推奨基準**」の2つの基準を設けています。市民、事業者、行政のそれぞれが、これらに積極的・継続的に取り組むことにより、地域全体の町並みの調和を図っていきます。

なお、「**良好な景観形成のための必須基準**」については、必ず守っていただきたいルールとし、「**より良い景観形成のための推奨基準**」については、出来る限り守っていただきたいルールとしています。

良好な景観形成のための必須基準

必ず守っていただくルールです。

必須のルール

地域の町並みの調和を図るために
必須基準を定めています。

より良い景観形成のための推奨基準

できるだけ守っていただきたいルールです。

推奨のルール

より良い景観をつくり育てていくための
推奨基準を定めています。

■ 良好な景観形成のための必須基準 ※必ず守っていただくルールです。

		景観形成基準	
建築物の 建築等	位置・高さ		<ul style="list-style-type: none"> ●山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の高さは 10m 以下とする。 ●道路から建物までの距離は、生垣や柵等が設置できるようにする。
	外観	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根形状は勾配屋根（2/10～6/10）とする。 ●店舗や事務所の外観は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とし、3色程度を目安とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 ●色彩は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
建築物以 外の建設 等	塀 柵 等	形態 色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> ●可視部分の高さが 50cm 以上のブロック塀は設置しない。 ●柵はこげ茶色（ダークブラウン）もしくは黒とし、艶消しを行う。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。
		その他の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製・竹製・擬木の柵やパネル等で覆う。 ●店舗・事務所等の屋外広告物（看板）は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたもの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色（原色を避ける）を使用する。 ●自動販売機の色はこげ茶色（ダークブラウン）とする。 ●鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。また、周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色（ダークブラウン）を基本とする。 ●地上式太陽光発電設備（ソーラーパネル）は設置しない。 ●現代風な電飾や映像等による広告の掲出はしない。 ●店舗・事務所等に設置するのぼり旗は、常設・仮設を問わず 1 基までとする。 ●霊符神社からの眺望に支障があるものは設置しない。
土地の 区画形質 の変更	土地の形状 及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないように努める。

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

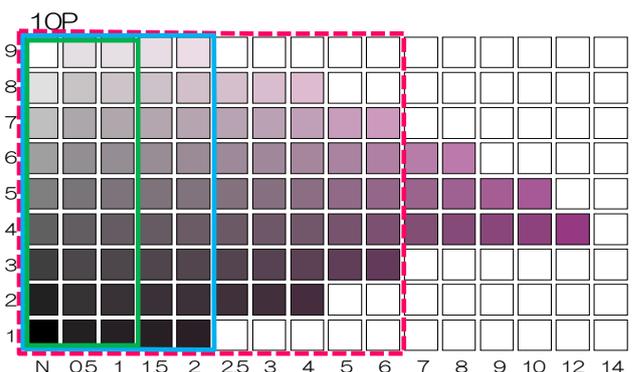
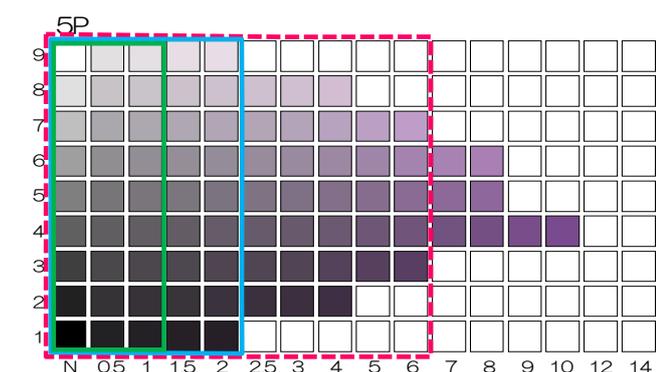
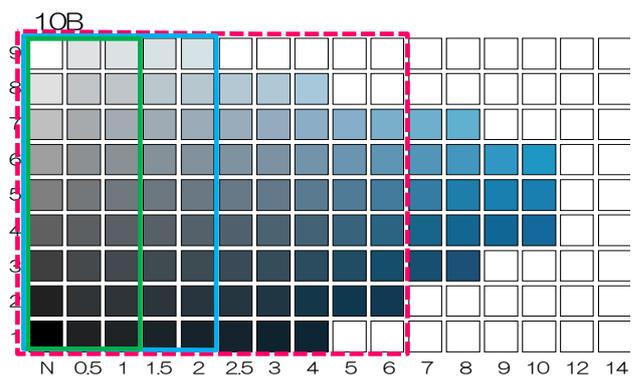
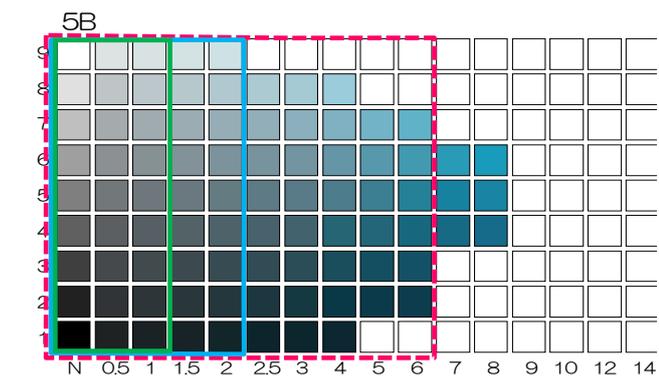
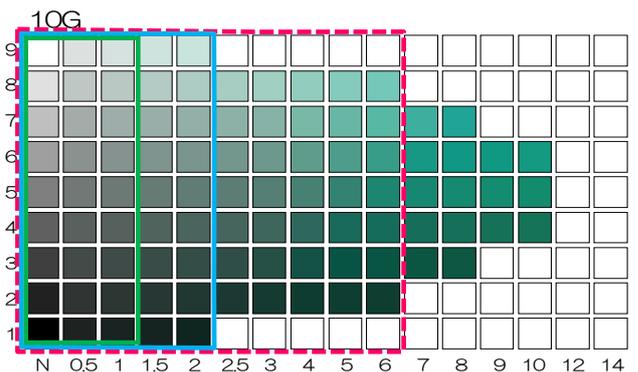
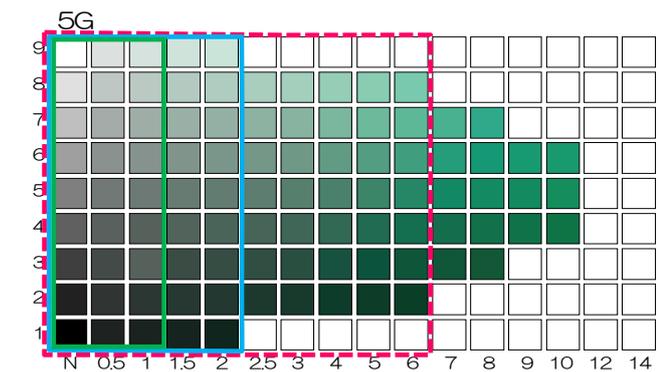
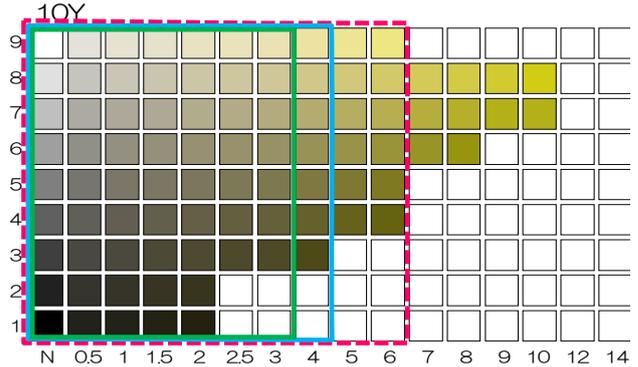
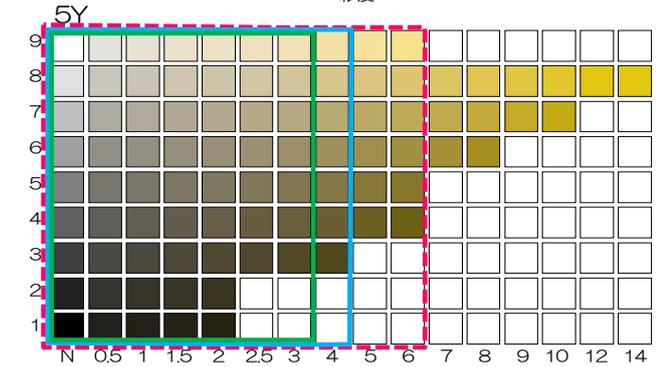
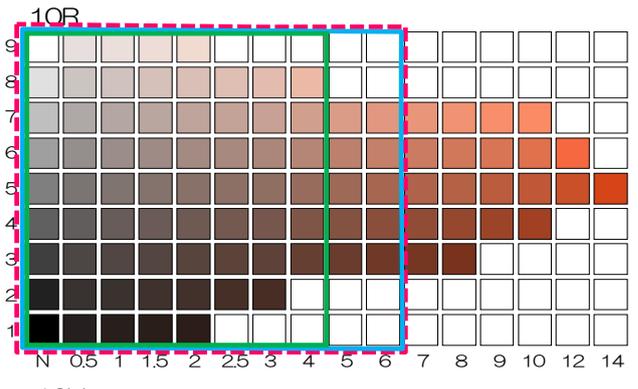
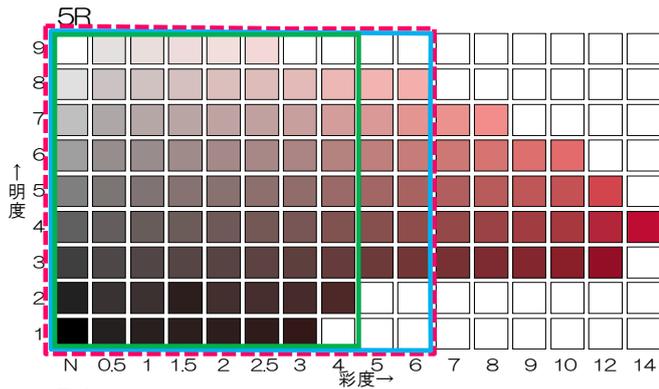
- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

■より良い景観形成のための推奨基準 ※できるだけ守っていただきたいルールです。

			景観形成基準
建築物の建築等	外観	色彩材料	●外壁材には漆喰もしくは板張を使用するよう努める。
建築物以外の建設等	塀柵等	位置高さ	●道路に面した部分に門・塀・柵・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つ。
		形態色彩材料	●ブロック塀を設置する場合は、その表面を自然素材・自然素材調のもの（自然石・漆喰等）、もしくは左官仕上げとし、色彩は落ち着いたものとする。 ●生垣を設ける場合は、透過の少ない種を選定し、相互に葉が触れ合う程度に列植するよう努める。 ●塀・柵等を設置する場合は主要材料に自然素材を使用するよう努める。 ●ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するように努める。 ●シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩及び加工を行うように努める。
	その他の工作物	●各敷地の開口部に手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める。 ●ハレの日（11月・正月・祭りの前後）には妙見祭の提灯、のぼり旗を積極的に設置し、その掲揚台や支柱、電気設備の設置に努める。 ●各敷地内において道路から望見できる場所に樹高3m以上かそれを見込めるシンボルツリーを植樹するよう努める。 ●敷地内の植栽、シンボルツリー、建築物をライトアップするための照明施設を設置するよう努める。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		●行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようにする。
	樹木の伐採		●町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護に努める。
	夜間照明		●玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気を出すように努める。

■外壁の色彩基準

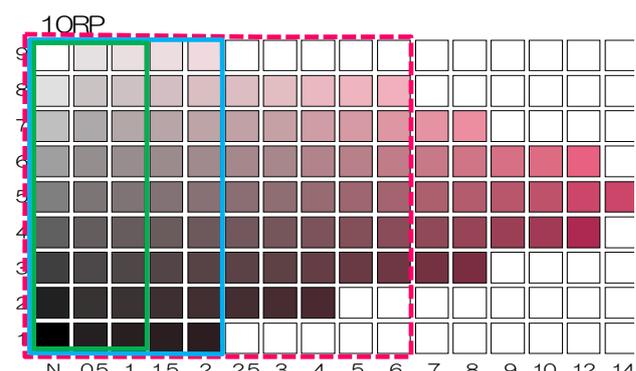
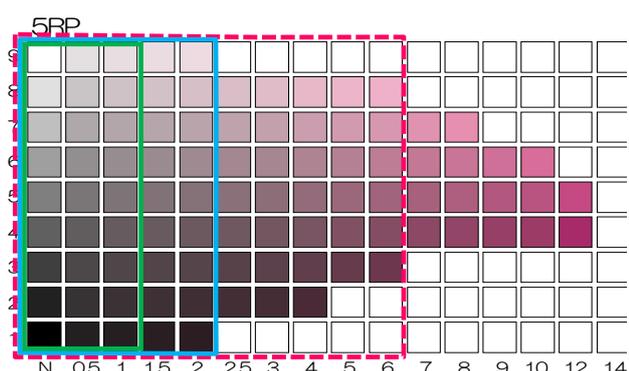
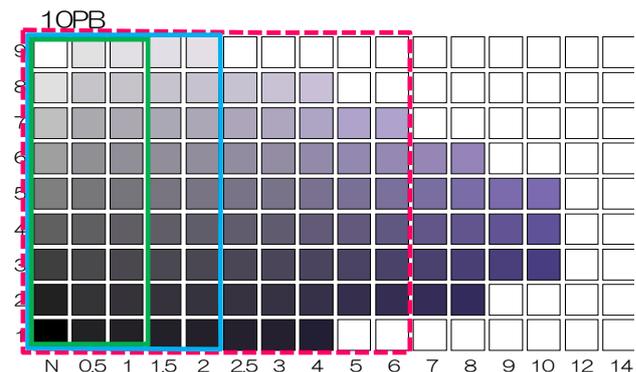
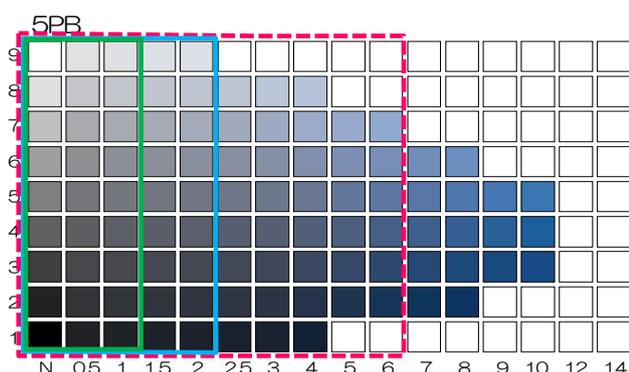
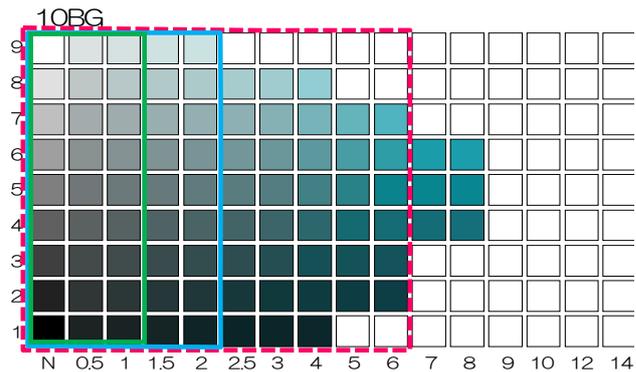
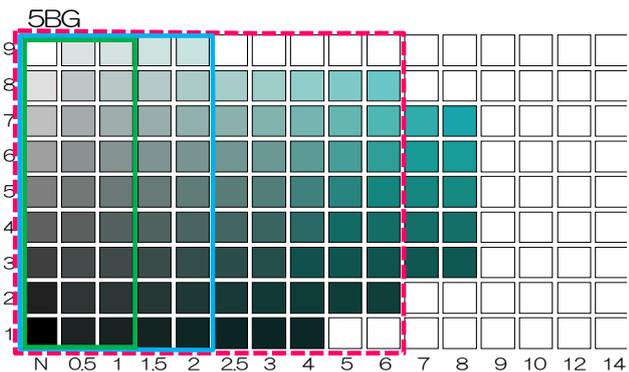
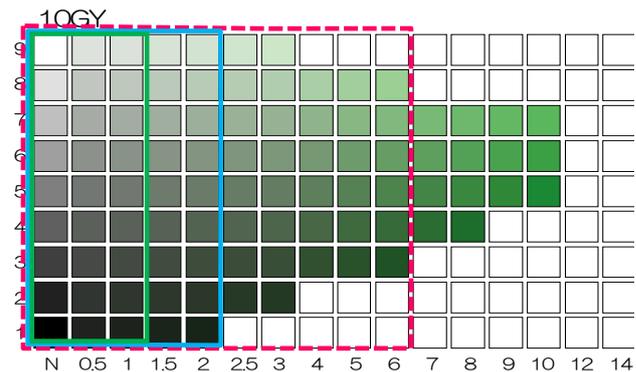
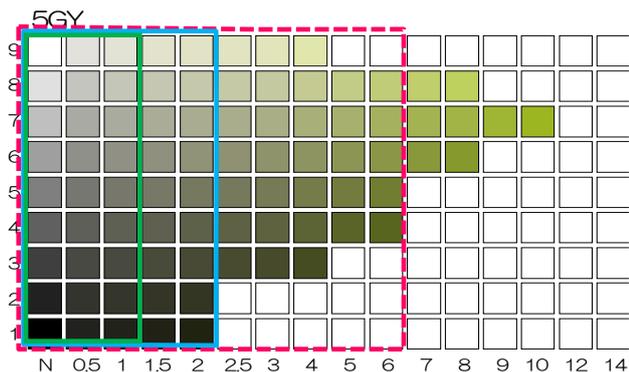
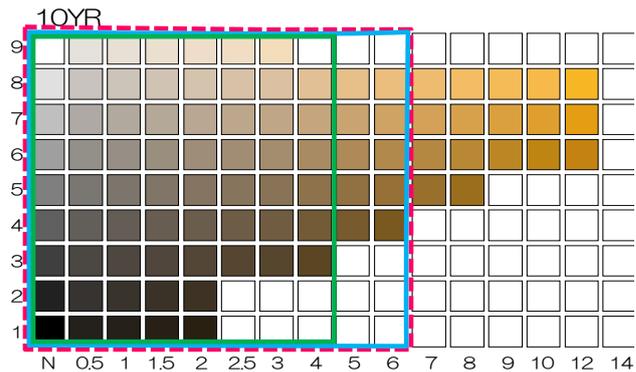
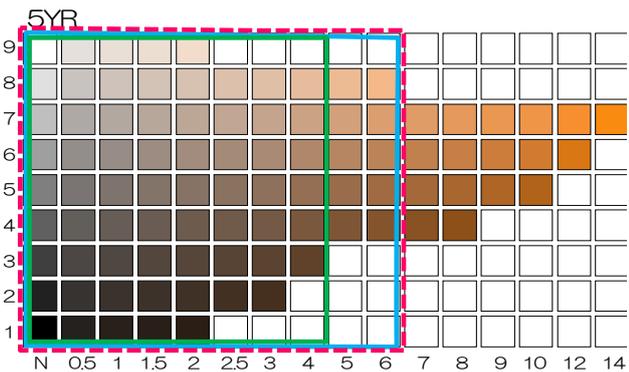
- 凡 例
- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
 - : その他の景観ゾーン
 - : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



■外壁の色彩基準

凡 例

- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
- : その他の景観ゾーン
- : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



【参考：「マンセル表色系」について】

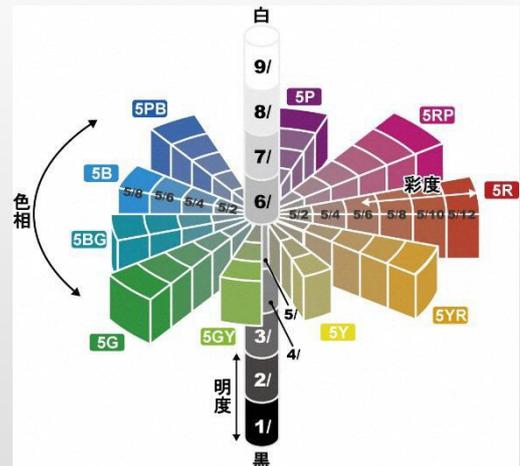
この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。

▲色の3属性



マンセル値の読み方

5 R 4 / 1 2 (「5アール4の12」と読む)
 ①色相 ②明度 ③彩度

▲マンセル表色系のイメージ

※ ここに表現されている色は、印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

第1節 基本的な考え方

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成するうえで重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木など、市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、八代らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。これらの建造物や樹木のうち、特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

なお、指定された建造物・樹木については、現状変更を行う場合、景観行政団体の長（八代市長）の許可が必要になります。

第2節 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

（1）景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成において重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることのできる建造物について、その実態を把握し、所有者の同意を得たうえで、次に示す指定基準に基づき、景観重要建造物に指定します。

なお、市民などから指定提案があったものについても、その都度、建造物の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、老朽化や改造が著しくなく、原形をよく留めており、下記のいずれかに該当すると認められるもの。

- 建造物として美観が優れていること
- 風土や暮らしに根づいた地域の象徴的な存在として、地域の景観を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与していること
- 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物、並びに、県及び市の指定文化財として指定又は仮指定された建造物については、適用しません。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成において重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の同意を得たうえで、次に示す指定基準に基づき、景観重要樹木に指定します。

なお、市民などから指定提案があったものについても、その都度、樹木の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、生育が健全であり、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- 樹形や樹高など美観が優れていること
- 風土や暮らしに根づいた地域の象徴的な存在として、地域の景観を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与していること
- 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木、並びに、県及び市の指定文化財として指定又は仮指定された樹木については、適用しません。

第3節 景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準

(1) 景観重要建造物の管理方法の基準

指定した景観重要建造物の管理にあたっては、その所有者が行うべき管理の方法を、次のように定めます。

【景観重要建造物の管理方法の基準】

- 景観重要建造物の外観に係る腐食及び劣化の防止、その他管理上必要な修繕は、速やかに行うとともに、従前の外観を変更することのないようにする。
- 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、消火器の設置、その他必要な防災上の措置を講じるとともに、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検する。
- 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認められる場合は、遅延なく市と協議し、滅失又は毀損を防ぐための措置を講じる。
- 上記のほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要と認められる措置を講じる。

(2) 景観重要樹木の管理方法の基準

指定した景観重要樹木の管理にあたっては、その所有者が行うべき管理の方法を、次のように定めます。

【景観重要樹木の管理方法の基準】

- 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の予防、駆除、その他必要な措置を講じる。
- 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定、その他必要な管理を行う。
- 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認められる場合は、遅延なく市と協議し、滅失又は枯死を防ぐための措置を講じる。
- 上記のほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要と認められる措置を講じる。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第4号ロ]

第1節 基本的な考え方

多くの市民が利用する主要な道路や河川、港湾などの公共施設（景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設）は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。また、本計画で設定した“眺めの小路”は、市民が誇る重要な公共空間となっています。

したがって、地域の景観形成において特に重要であり、景観形成の先導的な役割を果たしていく必要がある公共施設を、管理者の同意を得たうえで、景観重要公共施設に指定し、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

なお、国や県、他の地方公共団体、その他の公共的団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には、協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は、以下のとおりです。

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設

上記のうち、良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

第3節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、景観重要公共施設を指定し、施設管理者の協力を得ながら、良好な景観形成を推進することとします。

【景観重要公共施設の指定基準】

- 市の景観の骨格を形成している公共施設
- 市民にとって、景観形成上、重要と考えられている公共施設
- 地域の歴史や文化、風土に根づいている公共施設
- 地域のシンボルとして、市民に親しまれている公共施設
- 景観重点地区や自然景勝地に位置する公共施設
- その他、景観への影響が大きいと考えられる公共施設

第4節 景観重要公共施設の整備に関する指針

景観重要公共施設の整備にあたっては、以下の事項に配慮することとします。
ただし、施設管理者が定める指針等が、別にある場合は、それに依拠することとします。

(1) 景観重要道路

- ① 道路内の施設については、沿道景観との調和や地域特性に配慮した形態意匠とし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。
- ② 車道及び歩道の舗装や交通安全施設、標識等は、交通安全上の必要不可欠な機能を保持したうえで、華美なデザインを避け、植栽や沿道の建築物等が映える色彩となるよう努める。
- ③ 標識柱、照明柱、信号柱、分電盤等は、煩雑にならないように配置し、視点場からの眺望や景観の連続性に配慮する。
- ④ 施設の素材の選定に際しては、経年変化やメンテナンス性に配慮する。
- ⑤ 街路樹や法面等の緑化を行う際は、周辺の街路樹との調和や地域の植生に配慮するとともに、良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等による活用に努める。
- ⑥ 必要に応じ、緑化等による憩いの場の創出や、裏配線又は電線地中化による無電柱化に努める。
- ⑦ 地域の歴史や文化、風土に配慮した道路空間の整備に努める。
- ⑧ 維持管理については、整備時の方針が継承されるよう努める。

(2) 景観重要河川

- ① その河川が本来有している自然環境の保全・創出に努めるとともに、多様な生物が生息可能な河川環境の保全に努める。
- ② 周囲からの河川の見え方や河川敷等からの周囲への眺望に配慮した、広がりを感じられる景観整備に努める。
- ③ 構造物を設置する際は、周囲の自然環境等との調和に配慮した形態意匠となるよう努める。
- ④ 自然素材や伝統工法を用い、地域性を感じられる自然豊かな河川環境の創出に努める。
- ⑤ 地域の歴史や文化、風土に配慮した河川環境の保全に努める。
- ⑥ 安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられるよう、水辺への近づきやすさや親水性の高い空間整備を行うよう努める。

(3) 景観重要公園

- ① 公園と地域とのつながりを感じられる景観を形成するため、公園外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。
- ② 施設の設置にあたっては、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とし、可能な限り自然素材の使用に努める。
- ③ 施設の素材の選定に際しては、経年変化やメンテナンス性に配慮する。
- ④ 光沢や反射性のある素材・色彩の使用は、最小限に留めるよう配慮する。
- ⑤ 植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等に努める。

(4) 景観重要港湾・海岸・漁港

- ① 港湾（海岸・漁港）からの良好な眺望景観を確保し、干潟などの豊かな自然環境の保全・活用に努める。
- ② 構造物を設置する際は、港（海岸）としての一体感や海岸軸の連続性に配慮した形態意匠となるよう努める。
- ③ 安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられるよう、海岸線への近づきやすさや親水性の高い空間整備を行うよう努める。

第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

第1節 基本的な考え方

屋外広告物は、壁面広告や野立広告物などの典型的な広告だけでなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物等に投影される画像など、多種多様なものがあり、身近な場所で日常的に目にすることから、建築物や工作物等と同様に、まちの景観を構成する重要な要素となります。

また、屋外広告物は、様々な情報の発信により、日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たすとともに、まちの賑わいを創出する機能がある一方、無秩序な掲出は、良好な景観を阻害する要因にもなってしまいます。

そのため、建築物や工作物等に対する景観誘導に併せて、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置についても、地域特性や周辺景観との調和に配慮した適切な景観誘導を図り、一体となって良好な景観形成に取り組むこととします。

さらに、屋外広告物の表示等については、先に述べた地域特性や周辺景観との調和はもとより、安全性を確保するという視点も重要となります。

特に、交差点部においては、野立広告の掲出がドライバーの注意を削ぎ、交通事故の要因にもなることから、屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

第2節 八代市の屋外広告物の現状と問題点

市内の屋外広告物については、国道3号や県道八代港線の沿道を中心に、周辺のまちなみ景観や自然景観と不調和な屋外広告物がみられます。

特に、主要幹線道路の交差点部に、大型の屋外広告物の乱立がみられますが、周辺都市と比較すると、際立って問題となっている箇所は、比較的少ない状況です。

しかし、今後は、八代妙見祭神幸行事のユネスコ無形文化遺産への登録や外国クルーズ船の寄港等による来訪者の増加を契機として、商業意欲の増加が想定され、これに関連して屋外広告物が乱立してくる可能性があります。

そのため、屋外広告物の規模、色彩、意匠（デザイン）等に関して、地域特性や周辺景観と調和したものとなるよう、適切な景観誘導が必要となっています。

第3節 屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針

前述の基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針を、次のとおり定めます。本指針については、八代市景観計画における独自の景観誘導指針として設定しています。

また、現在、市では、熊本県が制定する「熊本県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考え方を具体化していくため、「熊本県屋外広告物条例」との連携により、市民や事業者の意識向上を図りながら、景観誘導指針に基づく屋外広告物の適切な景観誘導に取り組んでいきます。

なお、必要に応じて、「熊本県屋外広告物条例」における規制区域の変更の要望や、熊本県からの屋外広告物行政の権限移譲についても検討します。

【屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針】

- 面積・高さ・数量は、必要最小限とする。
- 無秩序に設置することを避け、集約化に努める。やむを得ず連立する場合は、規模・色彩・方向などの統一に配慮する。
- 色彩・意匠（デザイン）は、地域特性や周辺景観との調和を図る。
- まちなみ景観を引き立たせる質の高い洗練されたデザインとなるよう努める。
- 建築物や工作物と一体感のある色彩・意匠（デザイン）となるよう努める。
- 景観資源への眺望や田園地帯・山間部などの自然景観を阻害しないよう配慮する。
- 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- 安全上の理由を除き、蛍光色や原色、反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、表示または設置しないよう努める。
- 夜景の演出を工夫し、地域の魅力向上に努める。
- 自家用以外の貸し広告等を控える。
- 耐久性に優れた材料を用い、定期的な維持管理に努める。
- 景観重要公共施設については、特に屋外広告物の表示等に配慮する施設として位置づける。
- 景観重点地区や人が多く集まる観光地・観光施設、歴史的な街並みが残る場所においては、屋外広告物を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、まちなみ景観のコンセプトと調和するよう努める。

第7章 景観まちづくりを推進するために

第1節 景観まちづくりの捉え方

景観まちづくりは、姿形だけの表面的なものを取り繕う取り組みではありません。

美しい自然景観や歴史・文化的景観、まちなみ景観など、八代市民の共有財産である『景観』を、市民一人ひとりが、「未来へ向けて、より良くしていこう」という持続的な取り組みです。

景観まちづくりの捉え方を「良い景観」と「悪い景観」を縦軸に、「現在」と「未来」を横軸に置いて分類してみると、下図のようにイメージできます。



▲景観まちづくりの捉え方イメージ図

豊かな自然や歴史的・文化的資源など「現在の良い景観」は、『守る』という行為が必要になります。

老朽化した危険な空き家、ゴミや雑草など「現在の悪い景観」は、『改める』という行為が必要です。

「未来の悪い景観」は、ルールで規制する、すなわち『防ぐ』という行為が必要になります。

「未来の良い景観」は、『つくる・育む』という行為が必要であり、景観まちづくりの主は、この部分に該当します。

景観まちづくりを進めていくためには、市民の皆さんや事業者、行政など、多くの人々の理解と協力が必要です。

例えば、市民の皆さんが家の前に花のプランターを置くことや、町内会での草刈りや花植えを行うこと、事業者が店舗や工場の周りを緑化すること、行政が道路を美装化することなど、取り組みの一つひとつが「より良い未来の景観をつくる」ことに繋がっていくのです。

第2節 協働体制

(1) 協働による景観まちづくりのイメージ

本計画では、第2章で将来的な景観の目標と、「何を守り、改め、防ぎ、つくり・育む」のかというイメージを示した景観形成方針を定めました。

景観まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、八代市の共有財産である景観の価値を認識し、目標や方針を共有したうえで、それぞれが責任と役割を果たしつつ、できることから着実に取り組んでいくことが大切です。

先人から受け継いだ景観を守り、育んでいくため、各立場・役割での自主的な取り組みや意見交換を行いながら、協働による景観まちづくりを進めていきます。

市民

- 景観まちづくりへの関心・理解を深めます。
- 自らができる景観まちづくりに積極的に取り組みます。
- 市の景観施策や地域の景観まちづくり活動に参加・協力します。

事業者

- 事業活動が景観に大きな影響を与えることを認識します。
- 地域社会の良好な景観形成に努めます。
- 市の景観施策や地域の景観まちづくり活動に参加・協力し、地域社会に貢献します。



行政

- 景観まちづくりに関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 景観まちづくりに関する意識啓発、情報提供を行います。
- 景観まちづくりに携わる市民や事業者の支援を行います。
- 景観形成を円滑に進めるための体制や仕組みを整えます。
- 景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行います。

▲市民・事業者・行政の役割分担と協働のイメージ図

(2) 市民の役割

市民は、景観まちづくりの主体として、景観まちづくりへの関心や理解を深めるとともに、花植えや清掃等の美化活動、景観に配慮した住まいづくり、地域の風土に寄り添う暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを考え、積極的に取り組みます。

また、良好なまちなみや景観資源の保全・活用、景観関連の協議会・イベントなど、市の景観施策や地域の景観まちづくり活動へ積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

商業、工業、建設業などの事業者は、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩が周辺の景観に大きな影響を与えることや、良好な景観形成が地域のランドマークになることを認識し、景観まちづくりへの関心や理解を深めます。

また、事業活動において、建築行為や開発行為を行う際は、周辺景観との調和に配慮した良好な景観形成に努めます。

さらに、地域社会の一員として、市の景観施策や地域の景観まちづくり活動へ積極的に参加・協力し、地域社会に貢献します。

(4) 行政の役割

行政は、景観計画に基づき、市民、事業者が行う景観形成行為に対し、景観形成基準（ルール）の適切な運用により、良好な景観誘導を図ります。

また、景観に関する啓発活動や情報提供、協議の場づくりなど、市民、事業者と協働して良好な景観形成を推進するとともに、市民、事業者による景観形成活動に対して、必要な支援を行います。

さらに、「八代市景観審議会※¹」の設置や「熊本県景観アドバイザー制度※²」の活用、「八代市景観形成ガイドライン※³」の作成、「届出に係る事前協議制度※⁴」の創設など、良好な景観形成を円滑に進めていくための体制・仕組みを整えるとともに、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うことで、景観形成の先導的な役割を果たしていきます。

- ※1 有識者や関係団体の代表者等により構成された、景観形成に関する重要事項について調査・審議する組織。
- ※2 景観形成に関する専門家を派遣し、デザインや色彩、緑化等について、意見や助言を求められることができる支援制度。
- ※3 八代市景観計画を補完し、実効性を持たせるため、景観形成基準（ルール）等について、模式図やイメージ図、事例写真等を用いて解りやすく示した解説書。
- ※4 景観形成行為の具体的計画（届出）を行う前に、景観形成基準（ルール）に基づき、デザインや色彩等について、行為者と市で協議する制度。

第3節 協働の景観まちづくり（アクションプラン）

（1）アクションプランの考え方

協働の景観まちづくりを進めていくため、市民、事業者、行政が、地域の景観を、どのようにして「守り、改め、防ぎ、つくり・育む」のかという、ハード・ソフトを合わせた具体的なアクションプランをつくりました。

地域によって景観形成の取り組み状況は異なりますが、それぞれが景観の価値を認識し、責任と役割を果たしつつ、地域の実情に合わせて、できることから着実に取り組んでいくことが大切です。

アクションプランの具体的なメニューに取り組むことにより、市全体で景観の熟度を高めていくことを目指します。

▼アクションプランの具体的なメニュー

テーマ	アクションプランの内容	市民	事業者	行政	
守る	①歴史・文化的景観やまちなみの保全・活用	○	○	○	
	②景観資源の文化財への指定・登録の推進	○	○	○	
	③景観重要建造物・景観重要樹木の指定と管理	○	○	○	
	④景観重要公共施設の指定と整備・管理			○	
	⑤景観資源を維持・管理する体制づくり	○	○	○	
	⑥地域の伝統行事・催事の継承	○	○	○	
改める	①景観美化活動の推進	○	○	○	
	②景観パトロールの実施	○	○	○	
	③空き家・空き地の利活用の促進	○	○	○	
	④耕作放棄地の適正な維持管理の促進	○	○	○	
防ぐ	①景観条例等に基づく景観の規制・誘導			○	
	②秩序ある土地利用の推進			○	
	③市民への環境衛生意識の啓発	○	○	○	
つくる・育む	情報発信	①市民への景観まちづくりの啓発と周知	○	○	○
		②景観資源の魅力発信	○	○	○
	資源活用	③景観をテーマにしたイベントの実施	○	○	○
		④景観資源をみてもらうための施設整備			○
		⑤“眺めの小路”の整備・ネットワークづくり	○	○	○
	人材育成	⑥景観まちづくりを担う人材の育成	○		○
		⑦景観まちづくり団体の認定・活動促進	○	○	○
	活動支援	⑧緑化活動の推進	○	○	○
		⑨優良な景観形成に対する表彰			○
		⑩景観まちづくり活動等への支援			○
		⑪広域的な景観形成への配慮			○
		⑫景観形成住民協定の締結促進・認定	○	○	○
		⑬景観重点地区の指定・景観まちづくりの推進	○	○	○
		⑭多様な主体が連携する仕組みづくり	○	○	○

アクションプランの取り組み時期については、関係者の合意形成や関係機関との協議など、取り組みまでの準備・検討期間（難易度）に応じて、下表を目安に進めていきます。



		取り組み時期		
		短期（1～5年）	中期（5～10年）	長期（10年～）
守る	①	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	②	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	③	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	④	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑤	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑥	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
改める	①	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	②	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	③	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	④	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
防ぐ	①	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	②	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	③	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
つくる・育む	①	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	②	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	③	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	④	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑤	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑥	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑦	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑧	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑨	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑩	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑪	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑫	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑬	[準備・検討期間] [取り組み期間]		
	⑭	[準備・検討期間] [取り組み期間]		

八代市景観計画の施行

基本目標「人と風景がともに輝くまち “やつしろ” の実現

(2) 『守る』アクションプランの内容

①歴史・文化的景観やまちなみの保全・活用

市民

事業者

行政

短期

- 笹垣や石垣、なまこ壁、紙漉き水路、路地等の保全、町屋など伝統的な様式の建造物の活用、八代城跡外堀や城下町旧町名等の失われた遺構の標示など、地域に残る歴史・文化的景観やまちなみの保全・活用に取り組みます。

②景観資源の文化財への指定・登録の推進

市民

事業者

行政

長期

- 歴史・文化的な景観やまちなみの中で、歴史的・文化的な価値が高いと認められる景観資源については、所有者等の同意を得たうえで、文化財への指定・登録を進めます。
- 地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観地について、「文化的景観」及び「重要文化的景観（文化的景観の中で特に重要なもの）」の指定に向けた検討を行います。

③景観重要建造物・景観重要樹木の指定と管理

市民

事業者

行政

短期

- 地域のシンボルとなるような、景観上重要な建造物や樹木については、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定していきます。
- 指定された「景観重要建造物」、「景観重要樹木」は、管理方法の基準に基づき、良好な景観を保全するための適正な管理を行います。
- 指定された「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の維持・保全のために必要がある場合は、技術的助言や助成金交付など、個人・団体の活動を支援します。

④景観重要公共施設の指定と整備・管理

行政

短期

- 良好な景観を形成していくうえで、重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定していきます。
- 指定された「景観重要公共施設」については、整備に関する指針に基づき、施設管理者と協力しながら、景観に配慮した整備・維持管理を行います。

⑤景観資源を維持・管理する体制づくり

市民

事業者

行政

中期

- 市民や景観まちづくり団体、事業者が協働して、地域の魅力的な景観資源を維持・管理していくための体制づくりに取り組みます。
- 高齢化や担い手不足により、景観資源の維持・管理が困難な山村集落等の地域では、地域住民の連携や移住定住の促進による担い手の確保など、関係部署と連携し、景観資源を継承していく方策を検討します。

⑥地域の伝統行事・催事の継承

市民

事業者

行政

短期

- 世代間交流を活発化し、生活文化や伝統行事、祭事、地域の祭りなど、文化的な景観資源を次世代に継承していきます。

(3) 『改める』アクションプランの内容

①景観美化活動の推進

市民 事業者 行政 短期

- ゴミのポイ捨て防止や所有地（空き家・空き地等）の適正管理など、良好な景観を保つためのマナーアップ活動や啓発活動に取り組みます。
- 市民やまちづくり団体、事業者によるボランティア活動により、ゴミ拾いや草刈りを行い、景観資源やまちの美化を進めます。

②景観パトロールの実施

市民 事業者 行政 短期

- 景観阻害物件のパトロールを定期的実施し、電柱や街路樹への違反張り紙等の除去、老朽化した看板等の是正指導などを行います。

③空き家・空き地の利活用の促進

市民 事業者 行政 長期

- 空き家・空き地の適正な維持管理や修景、商店街の空き店舗の活用など、まちなみの景観を守り、活気ある地域づくりを行っていくため、建物や土地の所有者、事業者への支援を行い、空き家・空き地の減少につなげていきます。
- 景観重点地区においては、空き家・空き地が周辺の景観を著しく阻害している場合、八代市景観条例に基づき、所有者等への適正な維持管理を要請していきます。

④耕作放棄地の適正な維持管理の促進

市民 事業者 行政 長期

- 農林業の振興を図るとともに、農地の適正な維持管理など、美しい田園風景や棚田の景観を守り、持続的な営農活動を行っていくため、土地の所有者、事業者への支援を行います。
- 市民が地産地消の意識を持ち、地元の農産物を積極的に購入することで農林業を支え、景観を守り、耕作放棄地の減少につなげていきます。

(4) 『防ぐ』アクションプランの内容

①景観条例等に基づく景観の規制・誘導

行政

短期

- 本計画において、景観形成基準（ルール）を定め、景観条例や屋外広告物条例に基づく景観の規制・誘導を図ります。

②秩序ある土地利用の推進

行政

短期

- 地域地区の設定や地区計画の策定など、都市計画法の適切な運用により、秩序ある土地利用を推進します。

③市民への環境衛生意識の啓発

市民

事業者

行政

短期

- 関係部署と連携し、干潟や河川等の自然環境保護や環境衛生対策、美しいまちを守るマナーアップ活動など、市民・事業者の意識啓発に取り組みます。

(5) 『つくる・育む』アクションプランの内容

①市民への景観まちづくりの啓発と周知

市民 事業者 行政 短期

- 市民一人ひとりに「八代の景観を守り、良くしよう」という考え方が浸透するよう、景観に関する勉強会や出前講座を開催し、地域の景観を磨き、歴史・文化を守ろうとする意識の啓発に取り組みます。
- 景観まちづくり団体の活動内容や市の景観関連事業の紹介、景観関連イベント等への参加呼びかけのため、市の広報誌やホームページで情報発信を行います。

②景観資源の魅力発信

市民 事業者 行政 短期

- 市内の景観資源の魅力について、市の広報誌やホームページ、パンフレットで情報発信を行います。
- 既に多くの人に知られている景観資源だけでなく、市民、事業者の情報提供により、八代の景観資源を再発見し、市の広報誌やホームページ等の他、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの多様な媒体を通じて、市内外に広く、景観資源の魅力を情報発信していきます。

③景観をテーマにしたイベントの実施

市民 事業者 行政 短期

- 優れた景観資源や景観まちづくり活動を募集する「八代景観100選」フォトコンテストやスケッチ大会、景観資源クイズのパネル展示、景観カルタづくり、景観ウォッチングツアー・ウォーキング大会、球磨川カヌー下り、棚田巡り・石橋巡りツアーなど、市内の景観資源について、市内外の人々に関心を持ってもらい、八代ブランドとして景観をPRしていくため、景観をテーマにした各種イベントを実施します。

④景観資源をみてもらうための施設整備

行政 中期

- 市内の良い景観を望むことができる眺望スポット（視点場）の掘り起こしと、眺望スポット周辺的环境整備を行います。
- 景観資源の位置や眺望スポット、「彦一とんち話」の舞台などを、来訪者に分かりやすく伝えるため、周辺のまちなみと調和した案内板・標示等の整備を進めます。
- ベンチなどを眺望スポットや通りの軒先に設置し、来訪者が休みながら散策できる施設整備を進めます。

⑤“眺めの小路”の整備・ネットワークづくり

市民 事業者 行政 短期

- 市民や事業者は、“眺めの小路”沿いの美化活動や花植え活動に取り組み、市は、“眺めの小路”相互のネットワークづくりを進めることで、“眺めの小路”を、そこに住む人、働く人がいきいきと輝く活動の場として、訪れる人が景観を楽しみながら快適に過ごすことができる空間として活用していきます。

⑥景観まちづくりを担う人材の育成

市民

行政

中期

- まちづくり団体や学校等との連携により、「景観セミナー」や「景観こども会議」の実施、子供が景観への関心を育むための学習プログラムの創設、棚田ボランティア活動など、将来の景観まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。
- 景観資源や歴史・文化に関する勉強会を開催し、八代が誇る景観を市内外にPRできる人材として「景観ガイド」の育成に取り組みます。

⑦景観まちづくり団体の認定・活動促進

市民

事業者

行政

短期

- 緑化活動や清掃活動、歴史的資源の保全活動、史跡ボランティアガイド等の活動を行っている個人や団体（NPO等）、事業者を「景観まちづくり団体（景観形成住民団体）」として組織化し、市が認定・公表することで、景観まちづくり活動が市内全域に広がるとともに、個人が景観まちづくり活動に参加しやすい環境を整えていきます。

⑧緑化活動の推進

市民

事業者

行政

短期

- 現在、取り組まれている民間緑化活動（市民やまちづくり団体、事業者による敷地や公共施設における生垣、庭木、花植え等の緑化活動）について紹介し、市全域への波及を促します。
- 熊本県と連携し、民間緑化活動支援事業（花いっぱい運動支援等）について、広く周知し、更なる民間緑化を推進します。

⑨優良な景観形成に対する表彰

行政

短期

- 景観形成に著しく貢献している建築物等の設計者、施工者、所有者や優れた景観まちづくり活動を実施している個人又は団体を表彰します。

⑩景観まちづくり活動等への支援

行政

短期

- 市が認定した景観まちづくり団体の優れた景観まちづくり活動や、景観重点地区内の景観形成に寄与する建築物等の修景に対して、技術的助言や費用助成などの支援を行っていきます。

⑪広域的な景観形成への配慮

行政

中期

- 連続する海岸線や山なみ、市を縦横断する幹線道路沿道など、景観の連続性が損なわれることのないよう、広域連携会議や情報交換を通して景観形成方針を共有するなど、近隣自治体との連携・調整を図り、多角的な視点から景観形成を進めていきます。

⑫景観形成住民協定の締結促進・認定

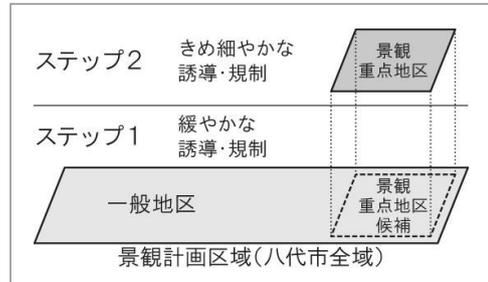
市民 事業者 行政 短期

- 一団の区域における良好な景観形成を図るため、区域内住民の合意により建築物や屋外広告物等の景観形成基準（ルール）などを定めた「景観形成住民協定」の締結を促進するとともに、市が認定することで、協定内容の法的担保を図っていきます。

⑬景観重点地区の指定・景観まちづくりの推進

市民 事業者 行政 短期

- 「景観重点地区候補」に位置づけた「八代城跡・市役所周辺地区」、「本町アーケード街地区」、「妙見宮周辺地区」、「日奈久温泉街地区」の4地区において、地区住民との協議を進め、景観形成方針や景観形成基準（ルール）に関する合意形成が図られた地区から「景観重点地区」に指定していきます。
- 他の地区についても、地域からの要請があれば、「景観重点地区」の指定を検討します。
- 景観重点地区では、一般地区より、きめ細やかな景観形成基準（ルール）を設定し、「景観形成住民団体」の創設や「景観形成住民協定」の締結などにより、統一かつ積極的な景観まちづくりを推進していきます。

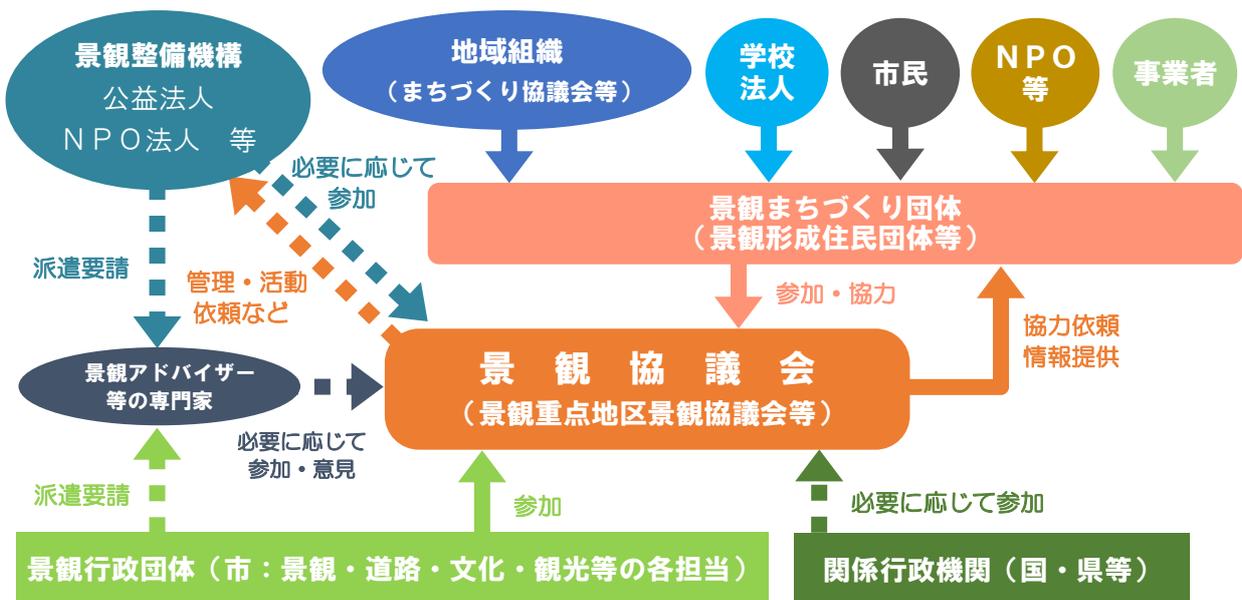


▲景観重点地区のイメージ図

⑭多様な主体が連携する仕組みづくり

市民 事業者 行政 短期

- 景観重点地区等において、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、公共施設管理者、地区住民、観光協会、事業者等が「景観協議会」へ参加し、専門家の意見を取り入れながら、歴史的まちなみの景観形成基準の検討や景観重要建造物の利活用方法、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したみちづくりの検討などを行うことができます。このような、多様な主体が連携して景観まちづくりに参加するための仕組みづくりを進めていきます。



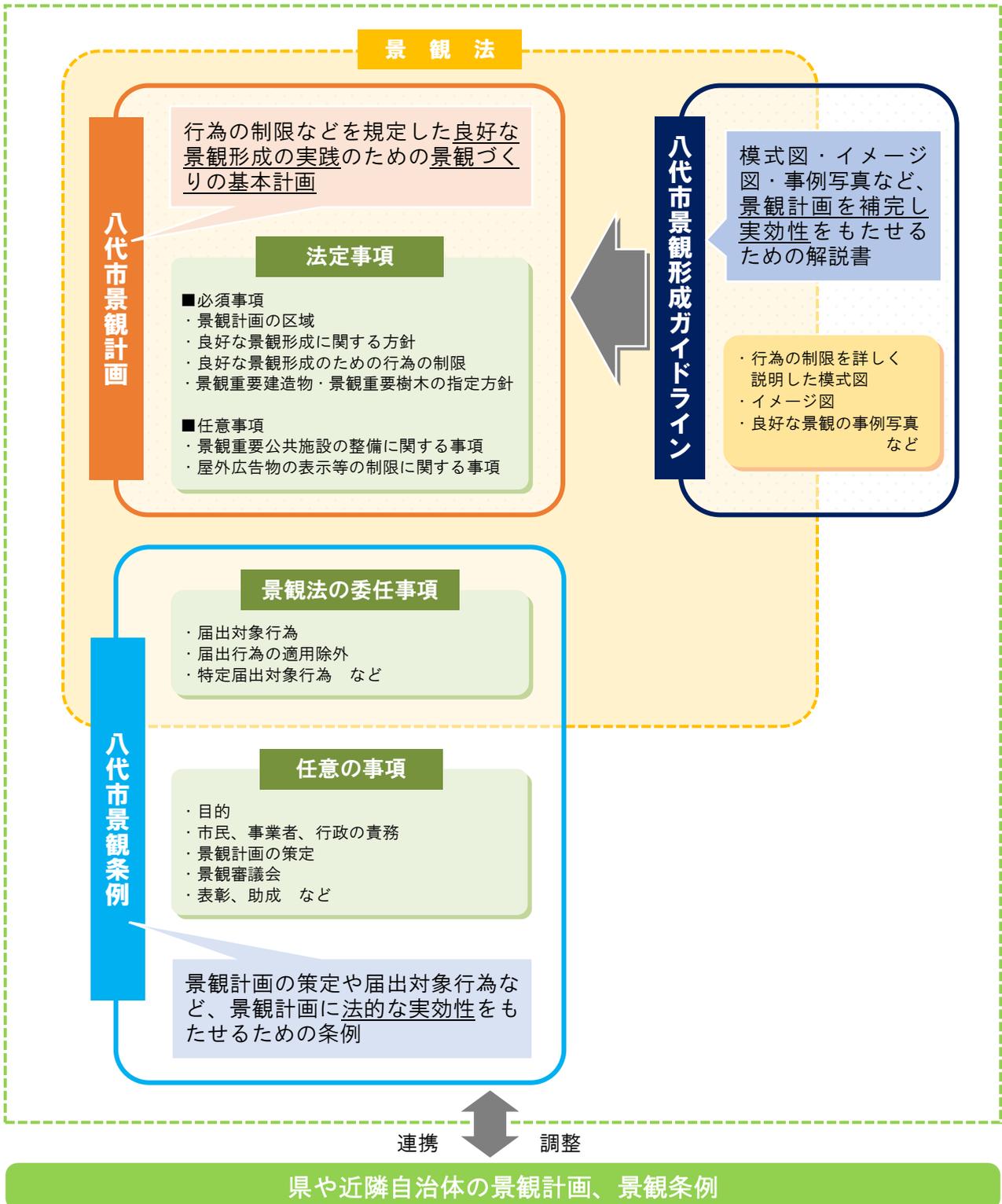
▲景観協議会の組織イメージ図

第4節 計画の運用と体制

(1) 計画の適切な運用

景観計画を補完し、その実効性を担保する「八代市景観条例」を制定するとともに、「行為の制限に関する事項」についての手引きとして「八代市景観形成ガイドライン」を作成することにより、事業者等と明確なイメージを共有したうえで、計画を適切に運用していきます。

また、景観の連続性・広域性の観点から、必要に応じて近隣自治体の景観計画や景観条例との連携・調整を図ります。



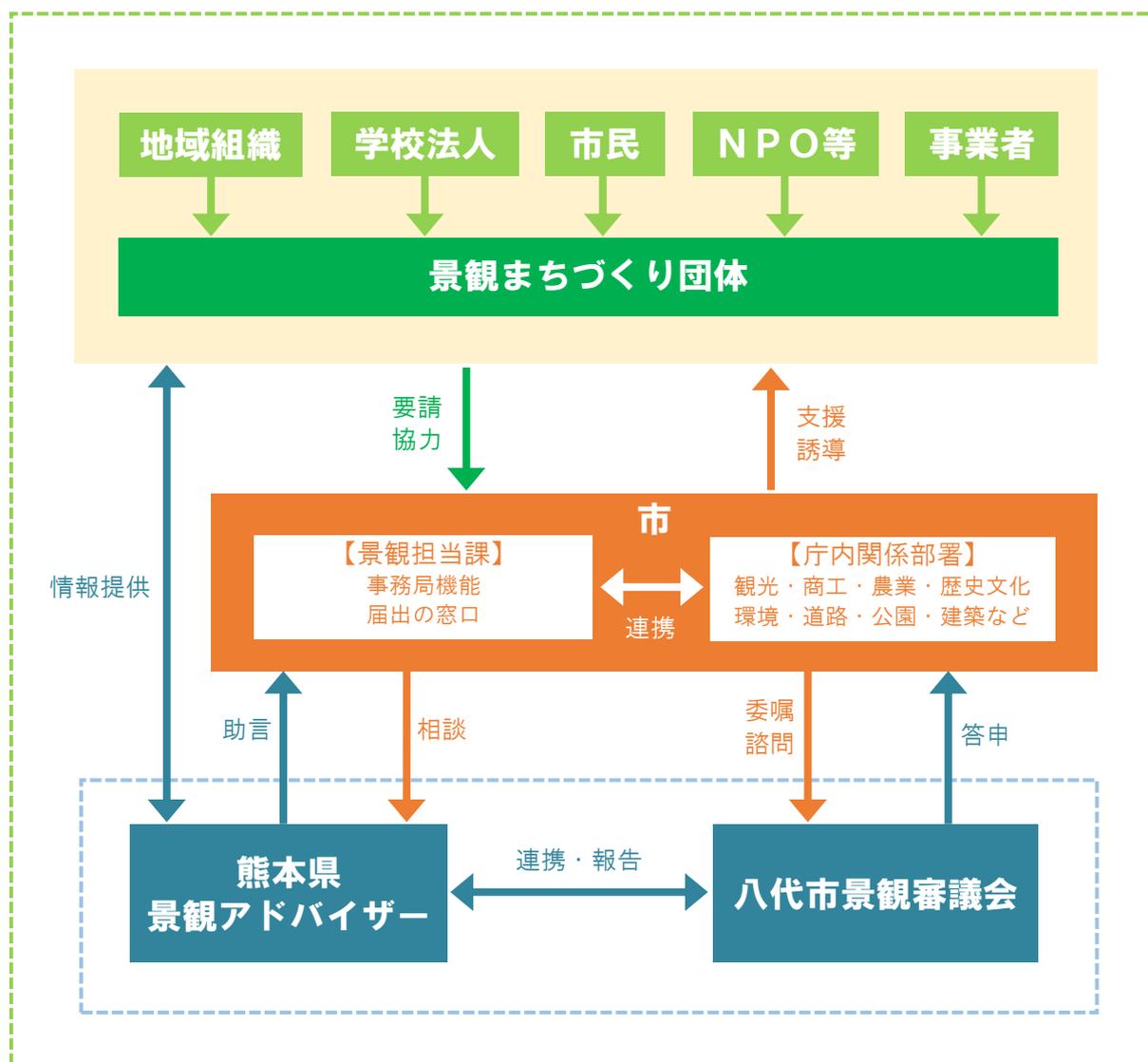
(2) 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、又は八代市総合計画などの上位計画等との整合性を図るため、必要に応じて見直します。

なお、景観重点地区、景観重要建造物及び景観重要樹木、景観重要公共施設の指定等が生じた場合には、随時修正を加えることとします。

(3) 推進体制

市は、関係部署間での連携を深めるとともに、景観に関する重要事項や届出対象行為に係る審査、公共施設の景観整備等について、「八代市景観審議会」や「熊本県景観アドバイザー」へ諮問・相談することにより、計画を適正かつ効果的に運用していきます。

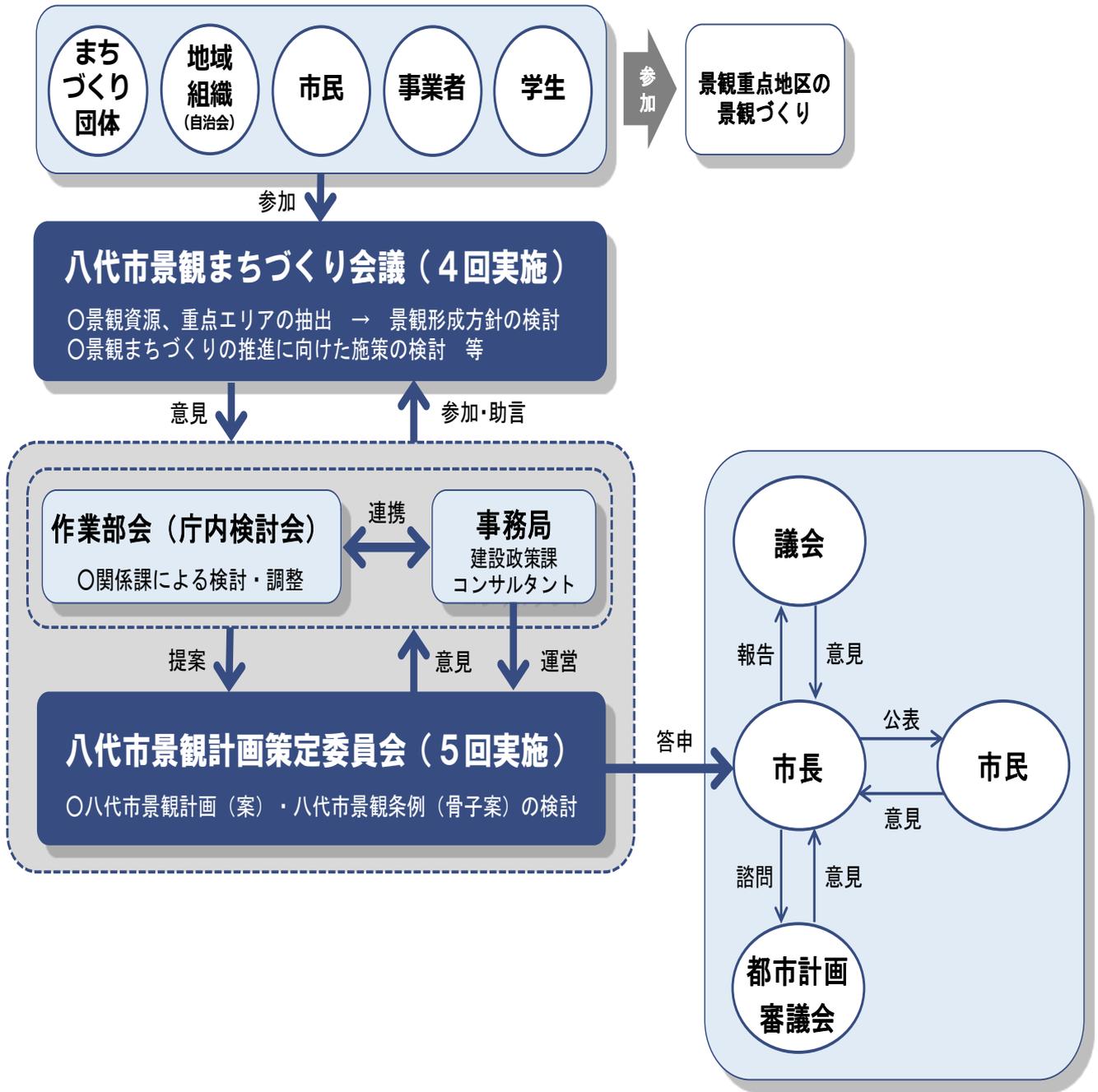


▲推進体制イメージ図

資料編

1. 八代市景観計画の策定経過等

(1) 策定体制



(2) 策定経過

年月日	事項
平成 29 年 1 月 30 日	支援委託業務の着手
平成 29 年 3 月 10 日～ 3 月 31 日	市民対象アンケート調査の実施
平成 29 年 3 月 24 日	八代市景観計画策定委員会設置要綱の制定・施行
平成 29 年 4 月 18 日～ 5 月 12 日	職員対象アンケート調査の実施
平成 29 年 4 月 27 日～ 5 月 19 日	学生対象アンケート調査の実施
平成 29 年 5 月 17 日～ 6 月 30 日	八代市景観まちづくり会議メンバーの募集
平成 29 年 7 月 30 日	やつしろ景観まちづくりセミナーの開催
平成 29 年 8 月 29 日	八代市景観計画庁内勉強会（職員勉強会）の開催
平成 29 年 9 月 5 日	第 1 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 29 年 10 月 14 日	第 2 回八代市景観まちづくり会議の開催、まち歩きの実施
平成 29 年 12 月 20 日	第 1 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 1 月 20 日	熊本県地域景観セミナーIN 八代の開催
平成 30 年 1 月 24 日	第 3 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 30 年 2 月 2 日	第 1 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 30 年 2 月 28 日	第 4 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 30 年 5 月 10 日	第 2 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 30 年 6 月 27 日	第 2 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 8 月 7 日	第 3 回八代市景観計画策定委員会の開催、景観資源見学会の実施
平成 30 年 9 月 19 日	第 3 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 10 月 26 日	第 4 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 31 年 1 月 11 日	第 5 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 31 年 2 月 5 日	委員会から市長への八代市景観計画（案）の答申
平成 31 年 3 月 4 日～ 4 月 2 日	八代市景観条例（案）のパブリックコメント実施
令和 元年 7 月 9 日	八代市景観条例の制定
令和 元年 7 月 24 日	八代市景観条例の公布
令和 元年 8 月 2 日	景観行政団体になる旨の告示
令和 元年 9 月 1 日	八代市景観条例の施行、景観行政団体へ移行
令和 元年 9 月 26 日～10 月 25 日	八代市景観計画（案）のパブリックコメント実施
令和 2 年 2 月 5 日	八代市都市計画審議会の意見聴取
令和 2 年 3 月 5 日	八代市景観計画の告示
令和 2 年 4 月 1 日	八代市景観計画の施行

2. 八代市景観計画策定委員会

(1) 八代市景観計画策定委員会 設置要綱

平成29年3月24日

告示第 30号

八代市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）に基づく八代市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定及び八代市景観条例（以下「景観条例」という。）の制定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、八代市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 景観計画の案の作成に関すること。
- (2) 景観条例の案の作成に関すること。
- (3) その他前2号に掲げる事務に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 景観行政に関し識見を有する者
- (2) 景観行政に係る団体が推薦する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定及び景観条例の制定が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務の事前調査及び調整を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は建設部建設政策課長をもって充て、部員は部会長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 八代市景観計画策定委員会 委員名簿

No.	所属団体名	役 職	氏 名	よみがな	備考
1	火の国未来づくりネットワーク 八代ブロック	顧問	岡田 敏代	おかだ としよ	
2	熊本県建築士会八代支部	青年部会長	尾崎 寿昭	おざき としあき	
3	一般社団法人 DMO やつしろ	代表理事	神園 喜八郎	かみぞの きはちろう	
4	八代市商工会	会長	黒木 計	くろき はかる	第1・2回
			建貝 幸一郎	たてがい こういちろう	第3・4・5回
5	まちなか活性化協議会	タウンマネ ージャー	櫻井 力助	さくらい りきすけ	
6	熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学科	教授	柴田 祐	しばた ゆう	委員長
7	熊本県南広域本部 土木部 景観建築課	課長	田口 順也	たぐち じゅんや	
8	八代市農業委員会	副会長	千代永 三義	ちよなが みよし	第1・2回
			内田 孝光	うちだ たかみつ	第3・4・5回
9	八代市地域協議会連絡会議	会長	徳田 武治	とくだ たけはる	
10	八代商工会議所	会頭	松木 喜一	まつき きいち	
11	湯の里日奈久振興会	理事	松本 啓佑	まつもと けいすけ	
12	八代市文化財保護委員会	委員長	松山 丈三	まつやま じょうぞう	
13	八代経済開発同友会	事務局長	盛高 経博	もりたか つねひろ	
14	熊本高等専門学校 八代キャンパス 建築社会デザイン工学科	教授	森山 学	もりやま まなぶ	副委員長
15	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川環境課	課長	山本 恭裕	やまもと やすひろ	

(順不同、敬称略)

3. アンケート調査結果（市民意向）

■実施期間：平成 29 年 3 月 10 日（金）～31 日（金）

■有効回答数：977 人

■回収率：32.6%（977 人/3,000 人）

【結果概要】

- 市民の景観に対する意識は高く、八代市全体の景観は「一部自慢できる」という評価が過半数
- 一方、居住地域の景観は「自慢できる景観はあまりない」との評価が4割
- 市民が考える良い景観は「緑があふれる、ごみのないまち」、悪い景観は「廃屋、空き家が目立つ」こと
- 「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が、良好な景観まちづくりに重要と評価
- 景観ルールは「市全域に緩やかなルール、重要な地区にきめ細やかなルールを設定」が半数
- 必要なルールは「敷地の緑化」、「建物のデザイン、色彩、素材」
- 日常生活で「不快な色彩はない」が過半数、「不快に思う屋外広告物はない」が7割と、色彩・屋外広告物に関する市民の問題意識は低い
- 市民ができる景観の取り組みは「生垣、庭先、ベランダの緑化」、「まちの清掃活動への参加」が3割
- 今後良好な景観まちづくりに向けて必要なことは、「道路の緑化」、「電線の地中化」、「公共施設の質の向上」など、公共施設に関する意見が多い

●景観の現状について

- 「普段からまちなみや自然の景観が気になる」が73%
- 全体的な八代市の景観は「一部自慢できる景観である」が53%、「自慢できる景観はあまりない」が27%
- 居住地域に「自慢できる景観はあまりない」が39%、「一部、自慢できる景観である」が33%
- 市民が考える良い景観とは「緑あふれるまち」と「ごみのない清潔なまち」が22%と同程度
- 八代市の悪い景観は「廃屋、空き家が目立つ」が23%
- 良好な景観まちづくりに重要な場所は「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が21%

●景観まちづくりのルールについて

- 「市全域に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設けたほうがよい」が47%
- 必要なルールは「住宅や店舗等の敷地の緑化」が27%、「建物のデザイン、色彩、素材」が25%

●色彩について

- 日常生活で不快な色彩は「ない」が51%、「時々ある」が44%
- 不快な色彩は「道路上や店舗前の立て看板やのぼり」が31%、「周辺の風景と色合いの違う看板」が22%
- 「重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩のみを制限すべき」が29%、「極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識にまかせるべき」が26%

●屋外広告物の制限について

- 「不快に思う屋外広告物はない」が72%、「ある」が28%
- 「飲食店街の色彩を制限すべき」が21%、「幹線道路沿線の色彩を制限すべき」が17%
- 不快な屋外広告物は「ポスターや置き看板、のぼり旗等」が26%
- 不快に思う理由は「管理の不行き届き」が19%
- 屋外広告物の規制場所は「歴史・文化が残る地区」が33%

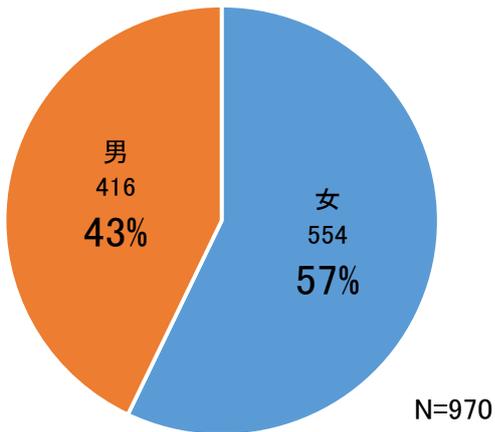
●良好な景観まちづくりに向けた取り組みについて

- 景観のためにできる取り組みは、「生垣、庭先、ベランダの花による緑化」が28%、「自治会等によるまちの清掃活動への参加」が27%
- 今後必要なことは、「街路樹・花等による道路の緑化を進める」が15%、「電線の地中化を進める」が13%、「公共施設整備の質の向上を図る」が12%

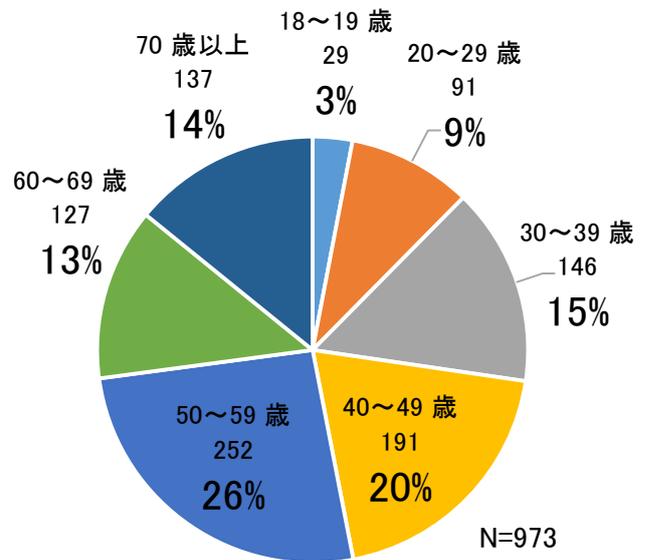
●回答者について

- ・性別については、女性が57%、男性が43%を占める。
- ・年齢は、どの年代からも回答していただいております、50代が26%、40代が20%と多い。
- ・小学校区は、どの校区からも回答していただいている。

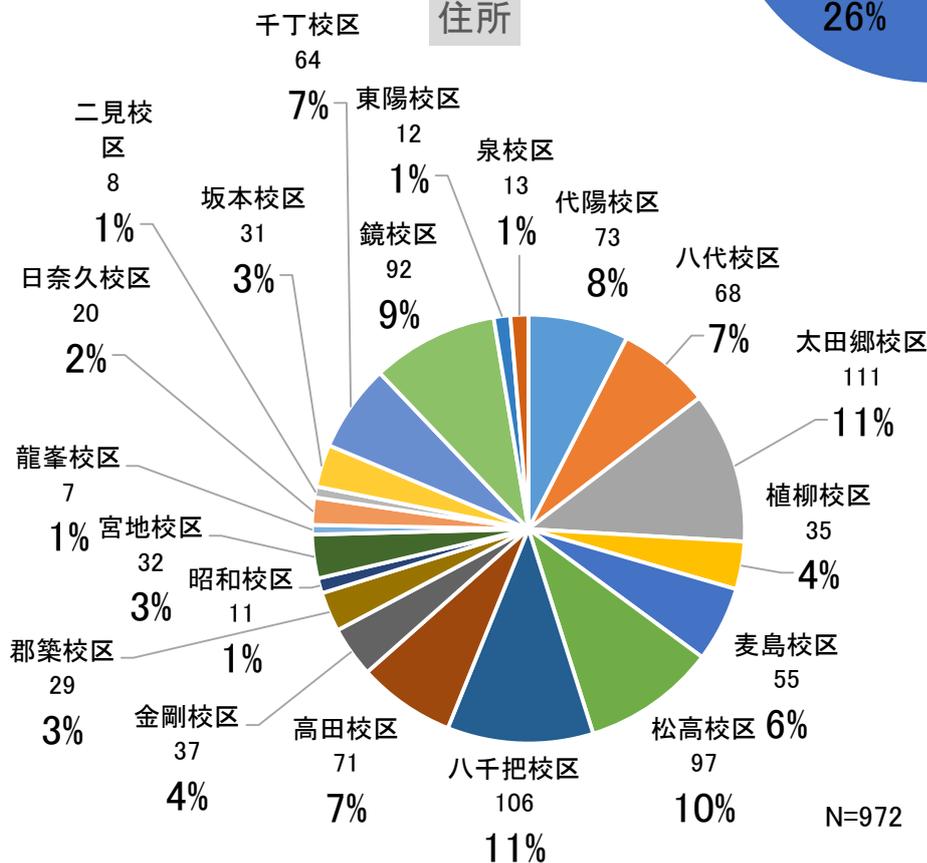
性別



年齢



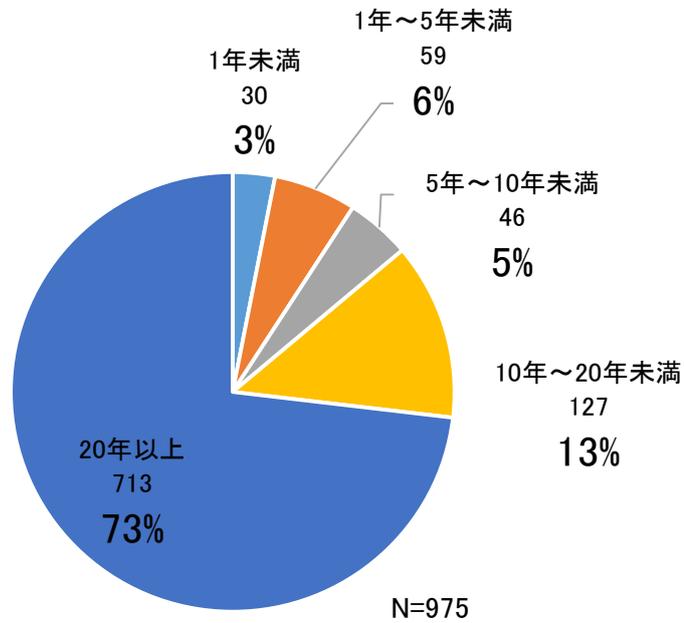
住所



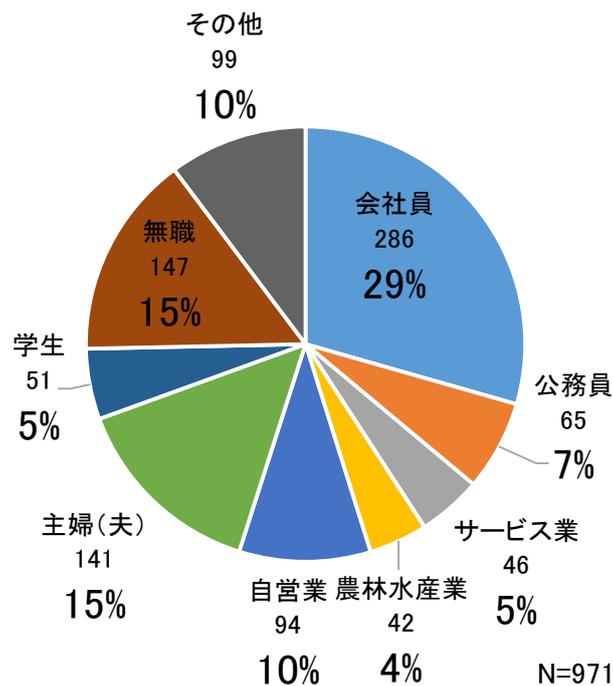
●回答者について

- ・居住年数は、20年以上の方が73%と最も多く、次いで10年～20年未満が13%と続く。
- ・職業は会社員が29%、次いで無職および主婦（夫）が15%となっている。

居住年数



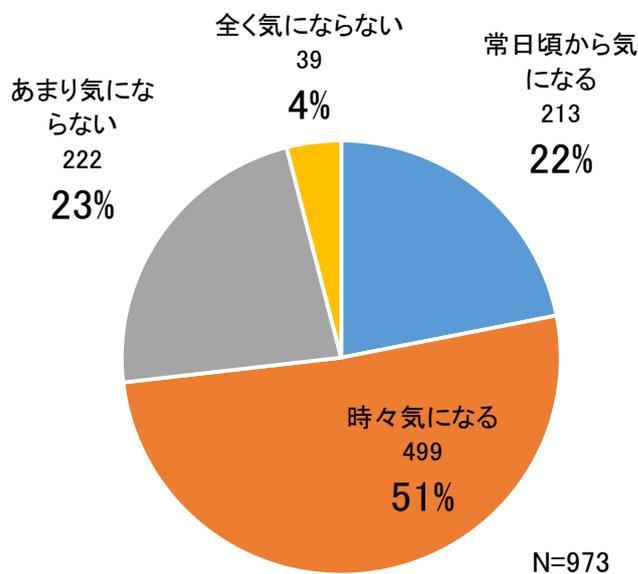
職業



● 景観の現状について

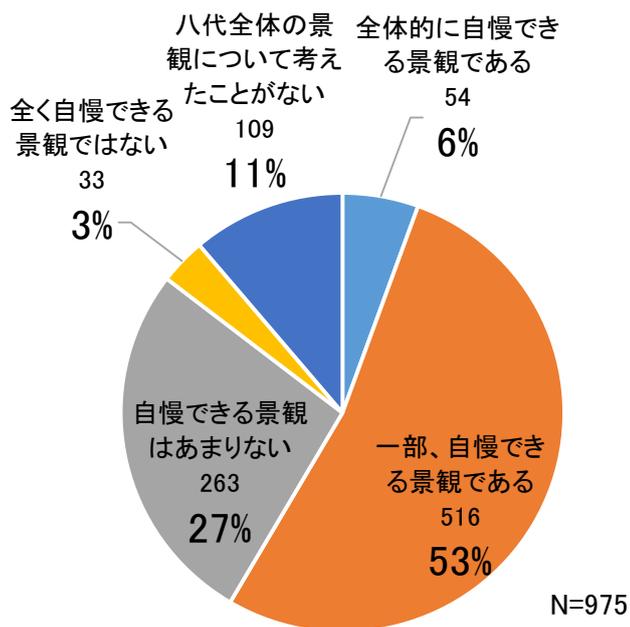
問 1. 普段、まちなみや自然の景観が気になるか？

・まちなみや自然の景観が「時々気になる」との回答が 51%と最も多く、「常日頃から気になる」の 22%と合わせると、73%の方が普段から景観が気になると回答している。



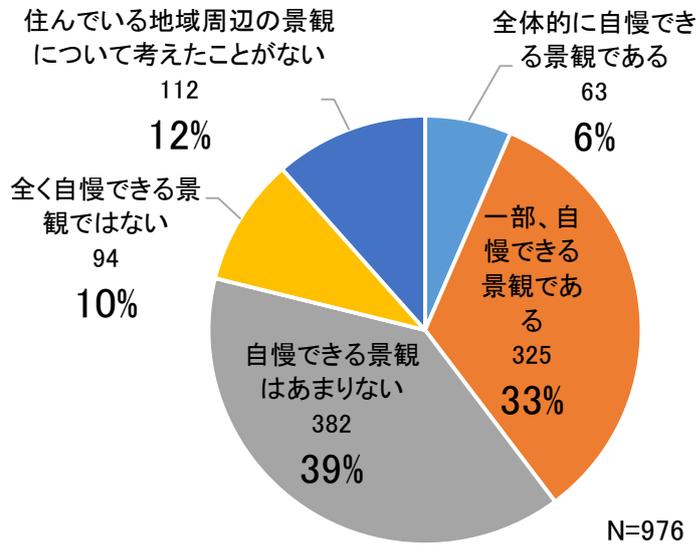
問 2. 全体的な八代市の景観について、どう思うか？

・「一部自慢できる景観である」との回答が 53%と最も多いが、「自慢できる景観はあまりない」との意見も 27%挙がっている。



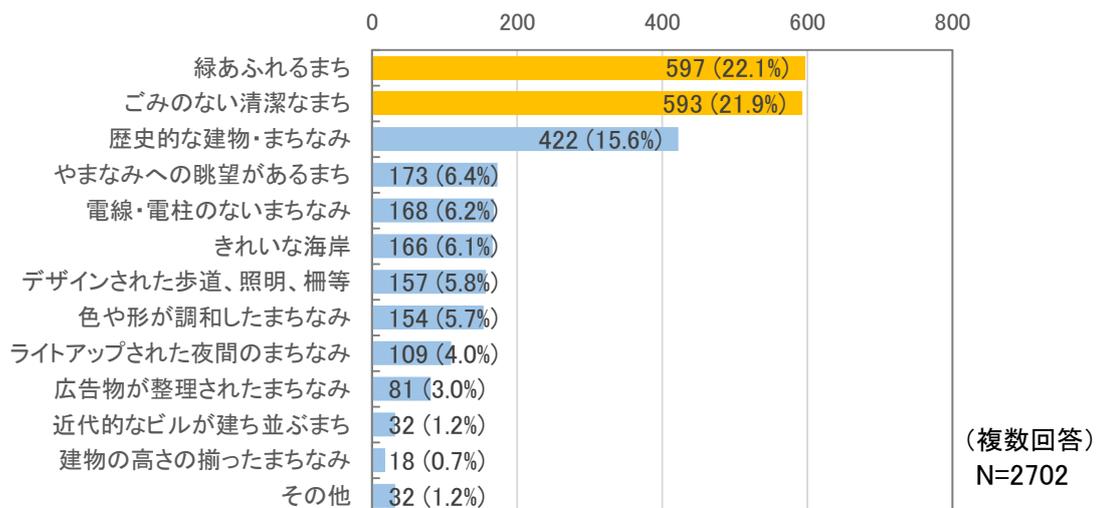
問3. 居住地域の景観について、どう思うか？

・居住地域に「自慢できる景観はあまりない」との回答が39%と最も多いが、「一部、自慢できる景観である」との意見も33%を占める。



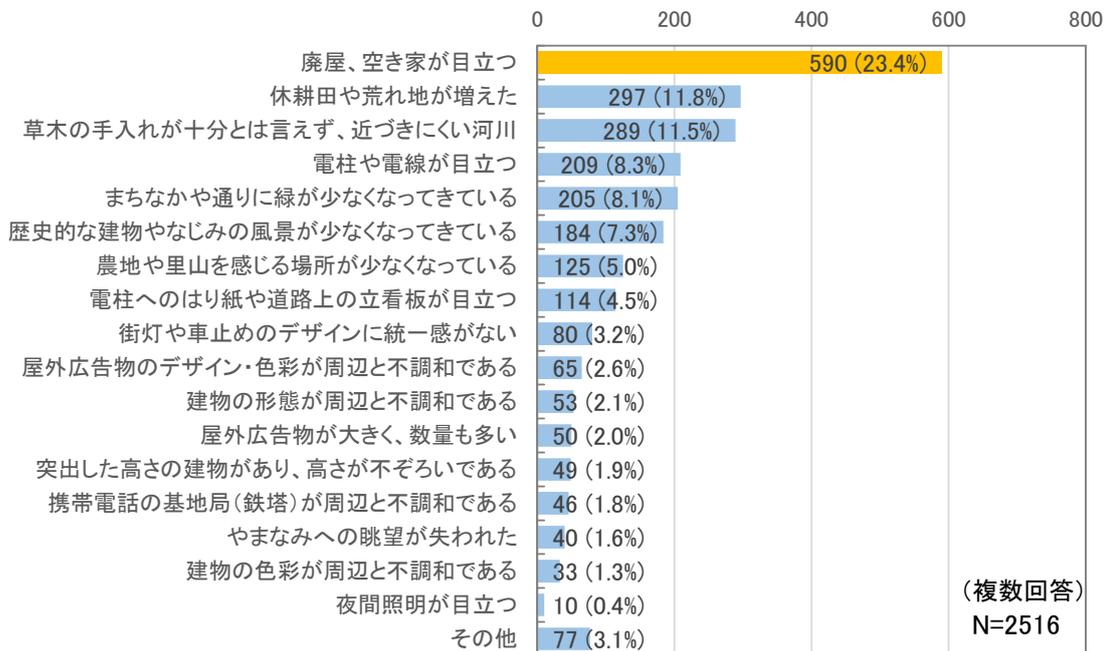
問4. 「良い景観」とは？

・市民がイメージする良い景観とは、「緑あふれるまち」と「ごみのない清潔なまち」との意見が22%と同程度を占める。



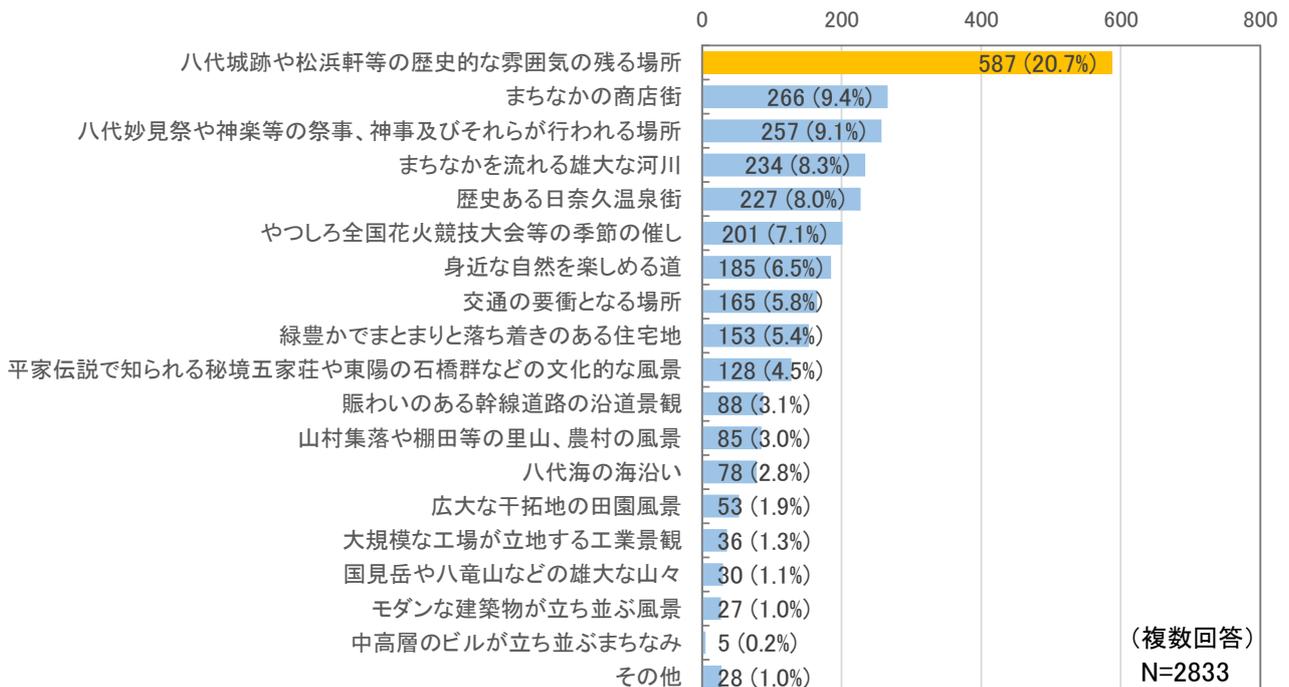
問 5. 八代市の「悪い景観」とは？

・八代市の悪い景観は、「廃屋、空き家が目立つ」が23%と群を抜いて多い。



問 6. 八代市の良好な景観まちづくりに向けて、守り、育てるべき重要な場所は？

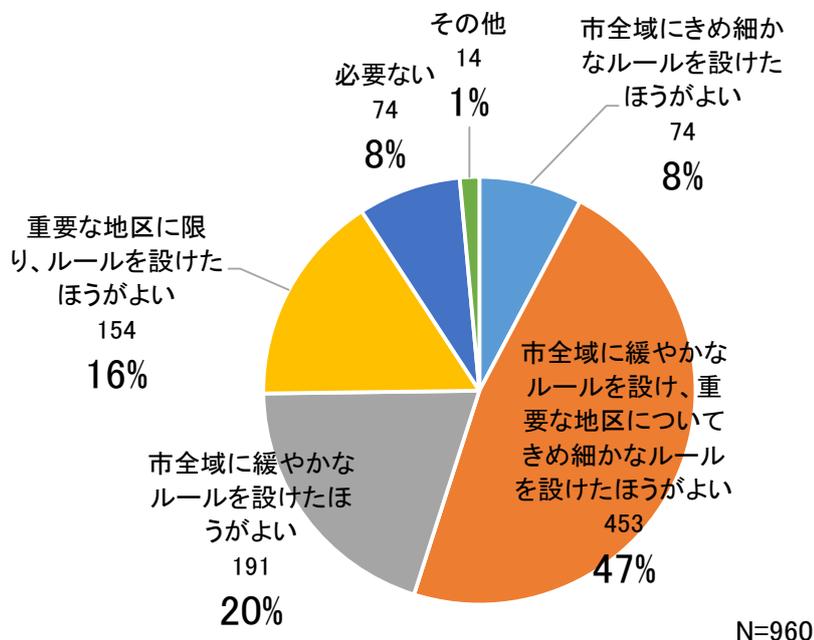
・良好な景観まちづくりに重要と思う場所は、「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が21%であり、2位以降の場所より2倍以上も多い。



● 景観まちづくりのルールについて

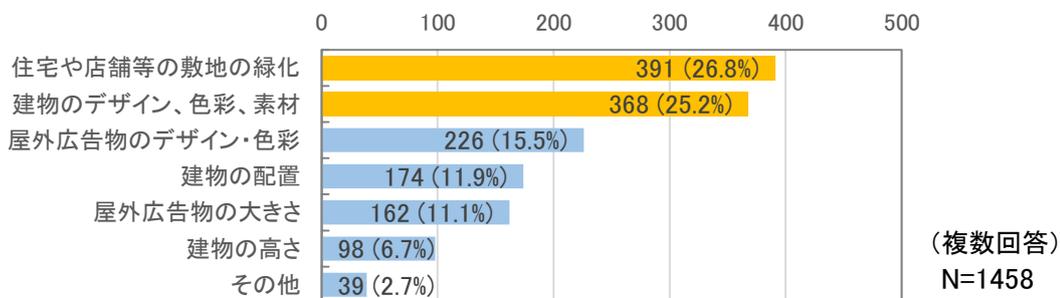
問 7. 景観まちづくりのルールは必要か？

・「市全域に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設けたほうがよい」が47%と最も多い。



問 8. 景観まちづくりに、どのようなルールが必要か？

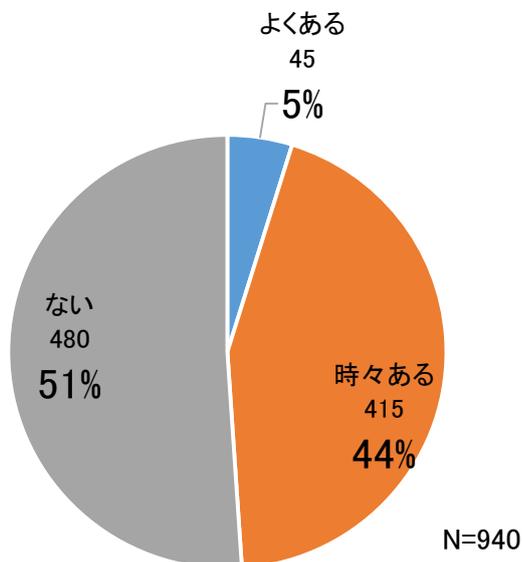
・景観まちづくりに必要なルールは、「住宅や店舗等の敷地の緑化」が27%と最も多く、次いで「建物のデザイン、色彩、素材」が25%と多い。



●色彩について

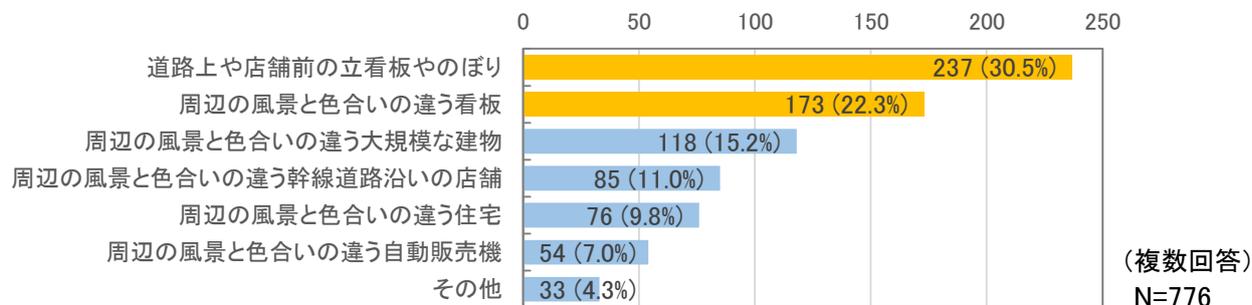
問 9. 建物や屋外広告物の色彩で、不快に思ったことはあるか？

・日常生活で不快な色彩は「ない」という意見が 51%と最も多いが、「時々ある」という意見も 44% 挙げられている。



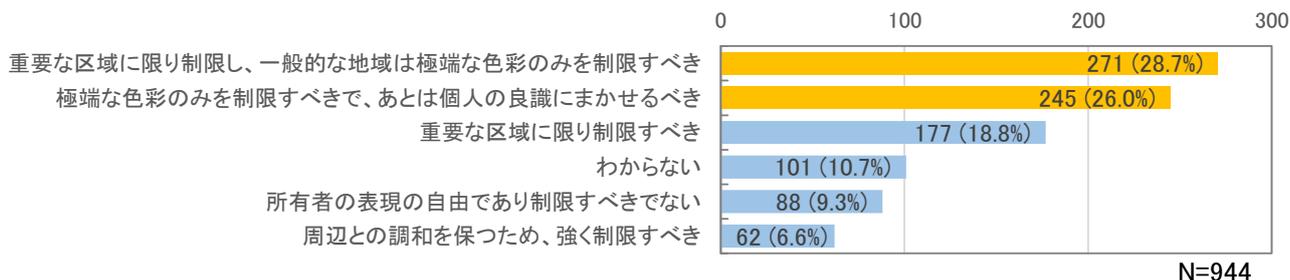
問 10. 不快に思った色彩は、どのようなものか？

・「道路上や店舗前の立て看板やのぼり」が不快な色彩であるとの意見が 31%と最も多く、次いで「周辺の風景と色合いの違う看板」が 22%と多い。



問 11. 色彩を制限すべきか？

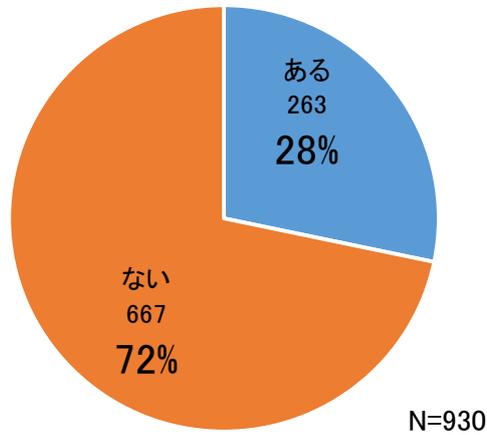
・「重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩のみを制限すべき」との意見が 29%と最も多く、次いで「極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識にまかせるべき」との意見が 26%と多い。



●屋外広告物の制限について

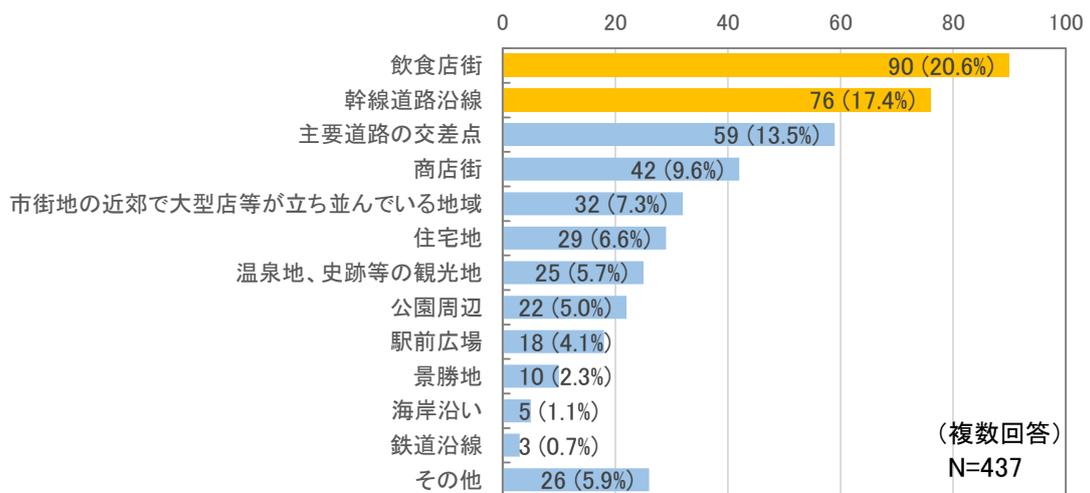
問 12. 屋外広告物で、不快に思ったことはあるか？

・「不快に思ったことはない」という意見が72%、「ある」との意見が28%を占める。



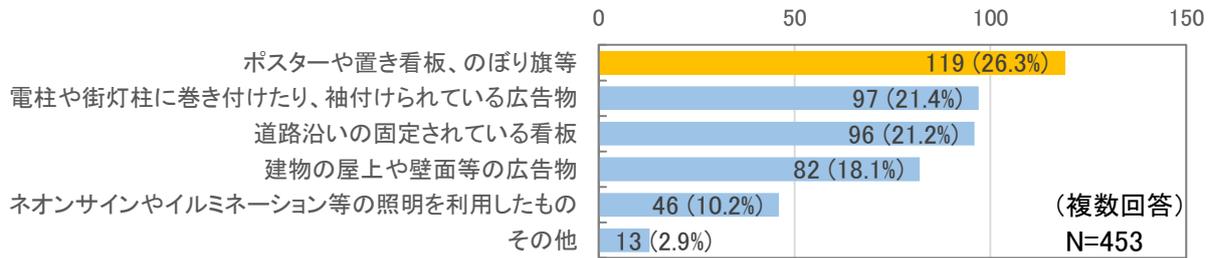
問 13. 不快に思った屋外広告物の場所は？

・不快に思った屋外広告物の場所は、飲食店街（飲み屋街等）が21%と最も多く、次いで幹線道路沿線が17%と多い。



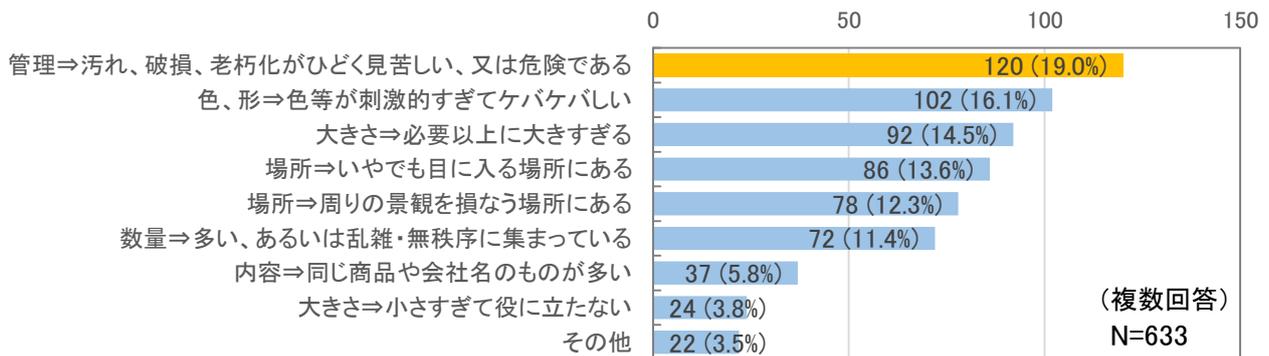
問 14. 不快に思った屋外広告物の種類は？

・不快に思った屋外広告物の種類は、「ポスターや置き看板、のぼり旗等」が26%と最も多い。



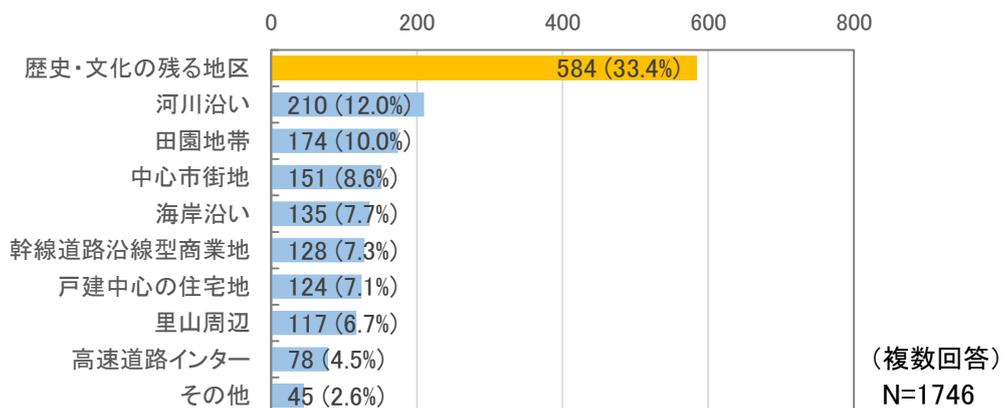
問 15. 屋外広告物を不快に思った理由は？

・不快に思った理由として「管理の不行き届き」が19%と最も多い。



問 16. 屋外広告物を規制したい場所は？

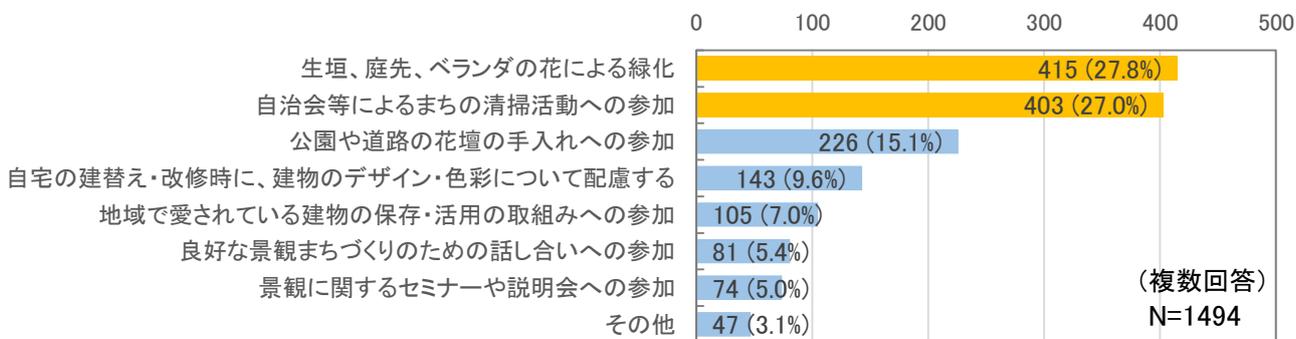
・屋外広告物を規制したい場所としては、「歴史・文化の残る地区」が33%と最も多い。



●良好な景観まちづくりに向けた取り組みについて

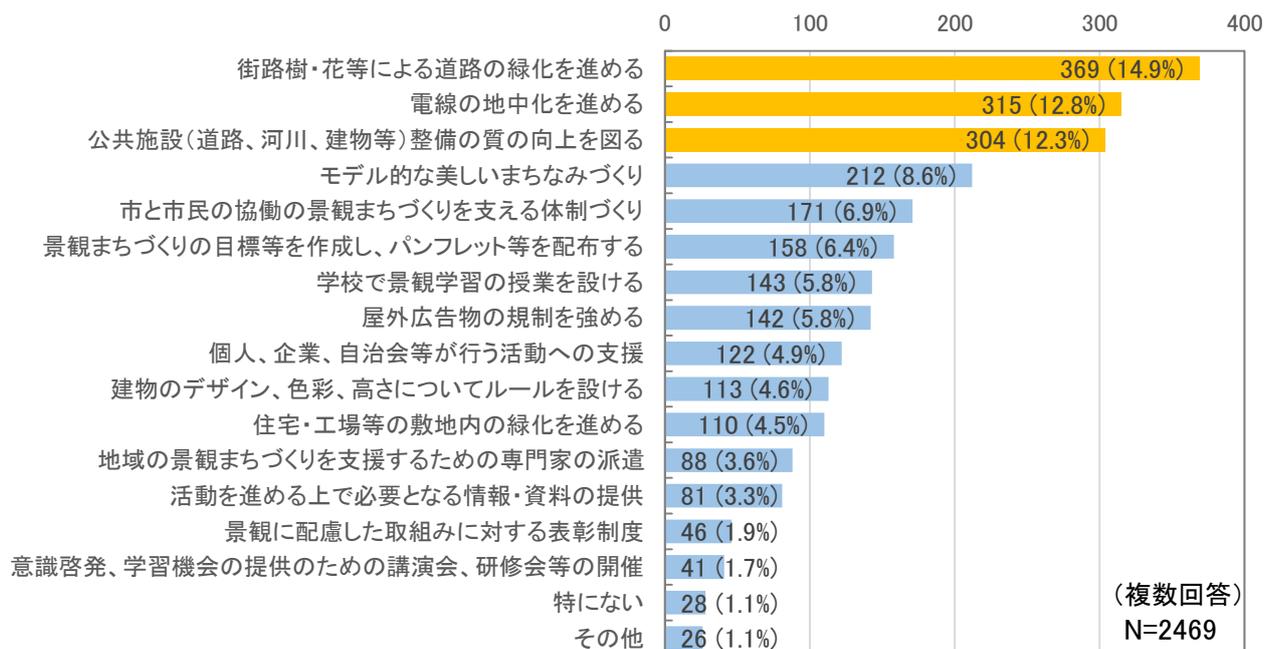
問 17. 良好な景観のために取り組んでいること、又は、取り組みたいことは？

・景観のためにできる取り組みとしては、「生垣、庭先、ベランダの花による緑化」が28%と最も多く、次いで「自治会等によるまちの清掃活動への参加」が27%と多い。

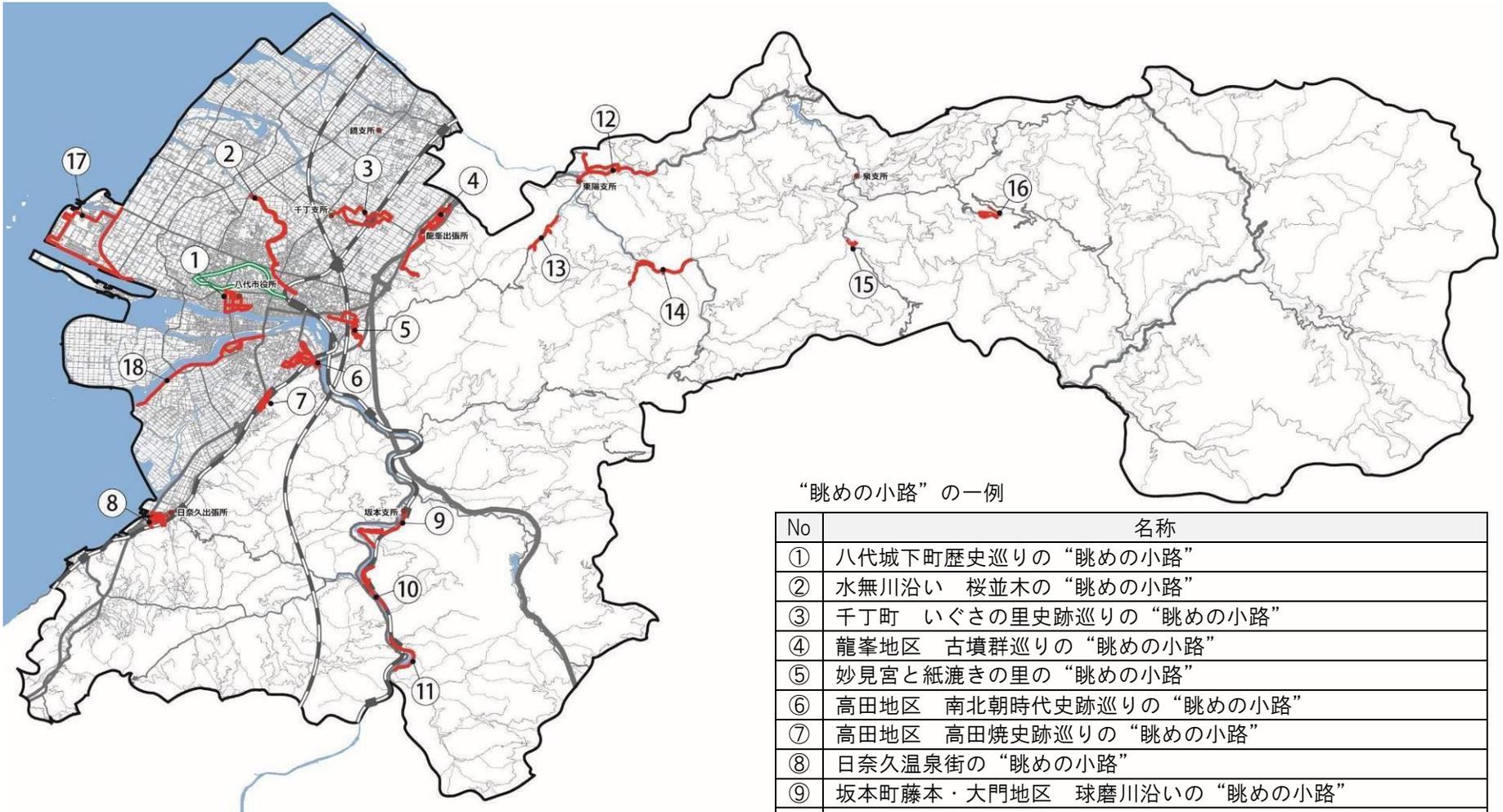


問 18. 良好な景観を守り、育てるために今後必要なことは？

・今後必要なこととしては、「街路樹・花等による道路の緑化を進める」が15%と最も多く、次いで「電線の地中化を進める」が13%、「公共施設整備の質の向上を図る」が12%と多い。



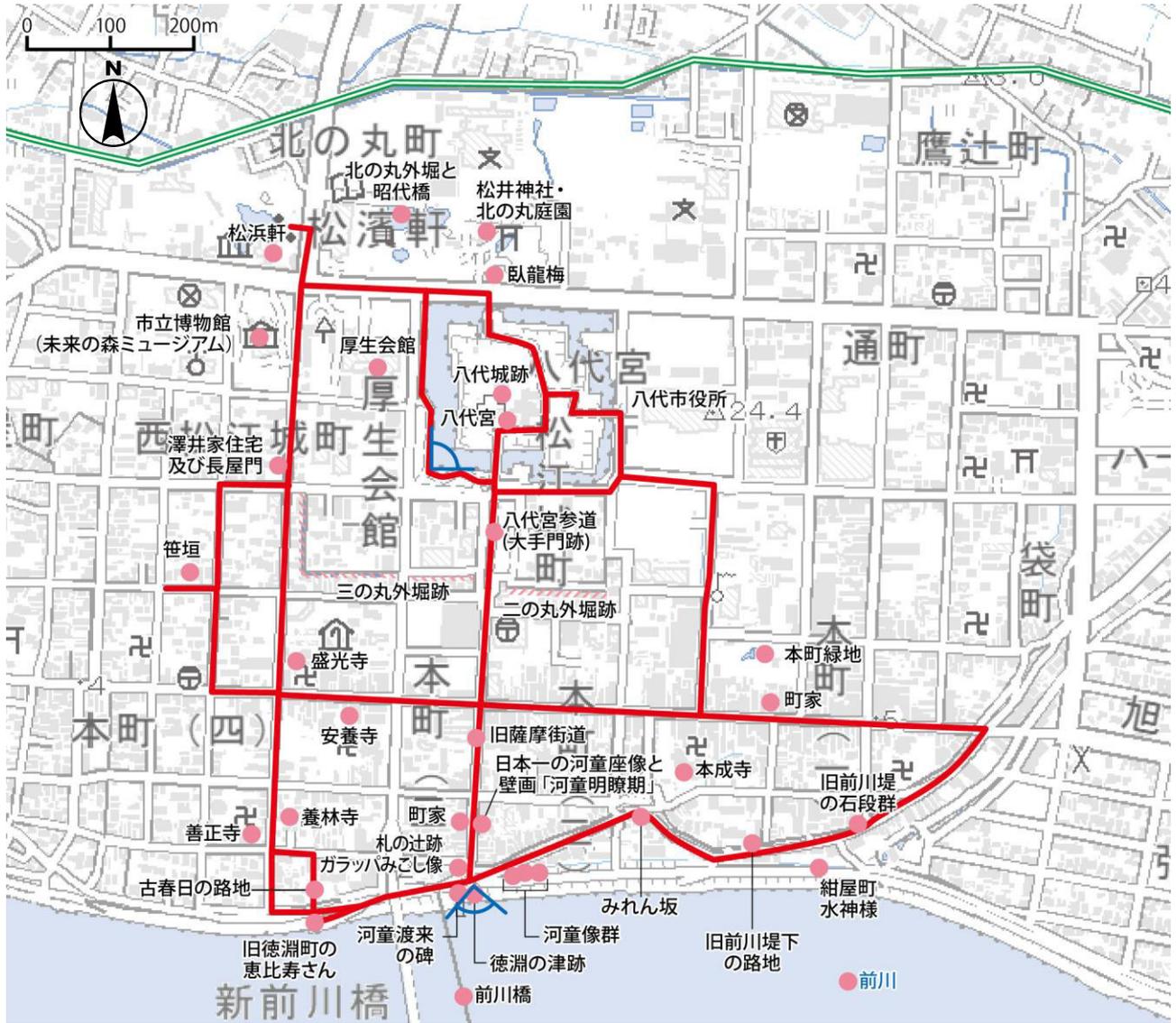
4. “眺めの小路”の一例
【全体図】



“眺めの小路”の一例

No	名称
①	八代城下町歴史巡りの“眺めの小路”
②	水無川沿い 桜並木の“眺めの小路”
③	千丁町 いぐさの里史跡巡りの“眺めの小路”
④	龍峯地区 古墳群巡りの“眺めの小路”
⑤	妙見宮と紙漉きの里の“眺めの小路”
⑥	高田地区 南北朝時代史跡巡りの“眺めの小路”
⑦	高田地区 高田焼史跡巡りの“眺めの小路”
⑧	日奈久温泉街の“眺めの小路”
⑨	坂本町藤本・大門地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑩	坂本町上葉木・下葉木地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑪	坂本町上鎌瀬・下鎌瀬・中津道地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑫	東陽町氷川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑬	東陽町小浦川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑭	東陽町河俣川・美生川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑮	泉町古園地区 棚田巡りの“眺めの小路”
⑯	泉町岩奥地区 棚田巡りの“眺めの小路”
⑰	工場群と樋門群の“眺めの小路”
⑱	球磨川沿いと水島の“眺めの小路”

①八代城下町歴史巡りの“眺めの小路”



臥龍梅



八代宮



町家（シャッターアート）



札の辻跡とガラッパみこし像

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット
- 緑の回廊線

②水無川沿い 桜並木の“眺めの小路”



③千丁町 いぐさの里史跡巡りの“眺めの小路”



田園景観と山並み



いぐさの里公園

④龍峯地区 古墳群巡りの“眺めの小路”



⑤ 妙見宮と紙漉きの里の“眺めの小路”



笹垣



しゅうじ



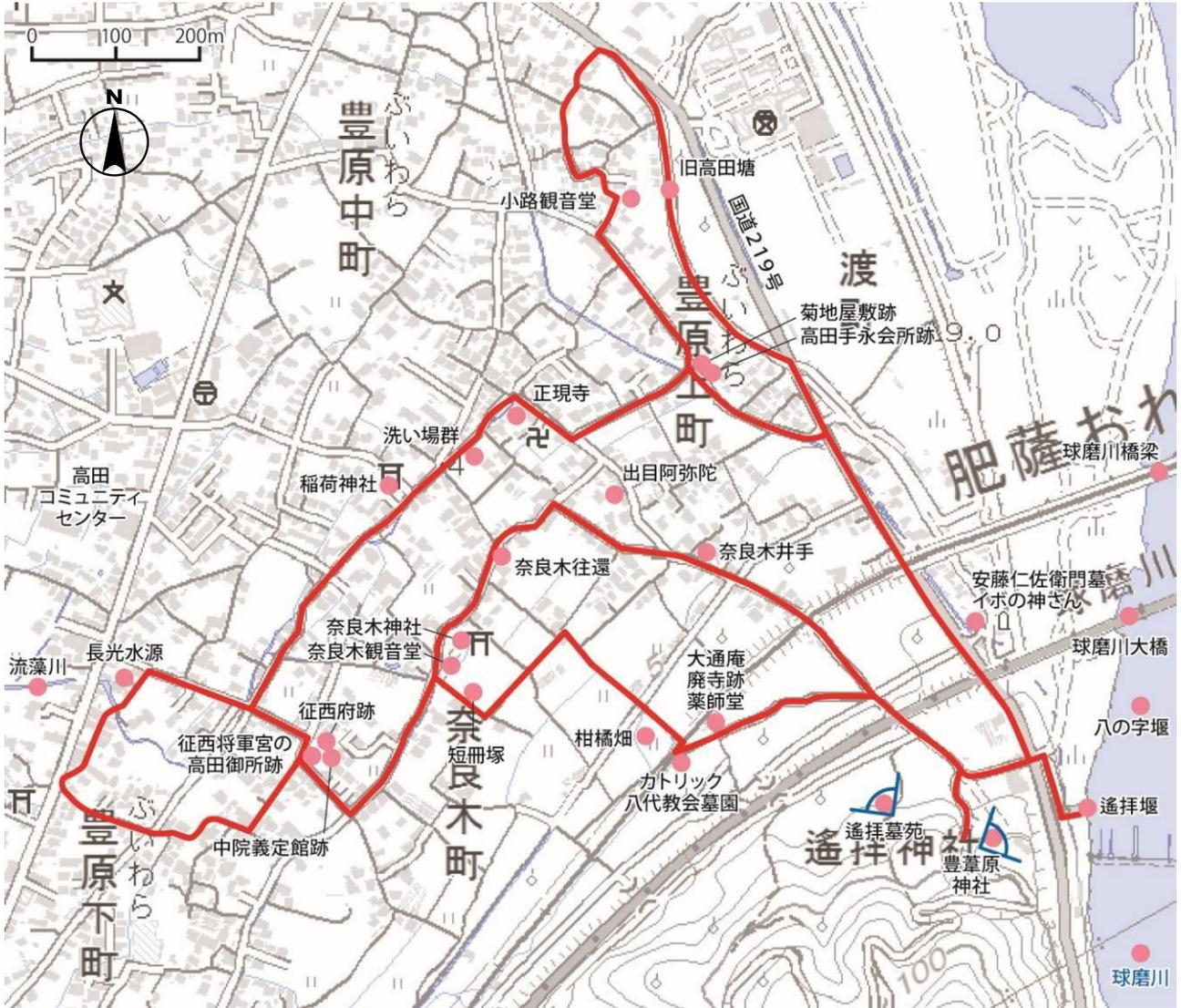
懐良親王御墓入口



悟真寺参道

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット

⑥高田地区 南北朝時代史跡巡りの“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット



肥薩おれんじ鉄道と柑橘畑



球磨川橋梁（奥）と球磨川大橋（手前）



豊葦原神社（遙拝神社）参道



奈良木神社

⑦高田地区 高田焼史跡巡りの“眺めの小路”



平山瓦窯跡（遠景）



平山瓦窯跡（近景）

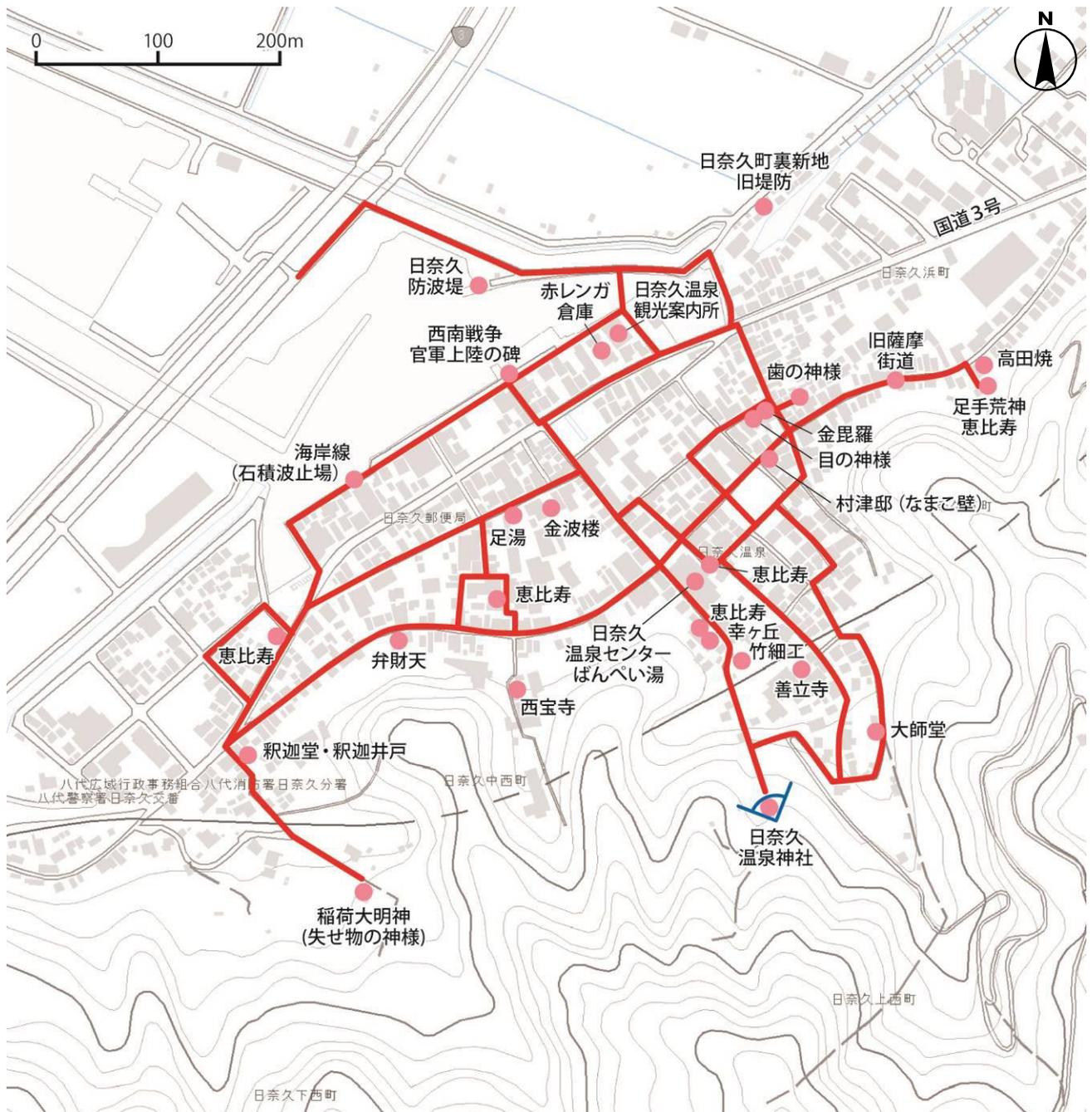


平山稲荷神社



平山稲荷神社より市街地を望む

⑧日奈久温泉街の“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット

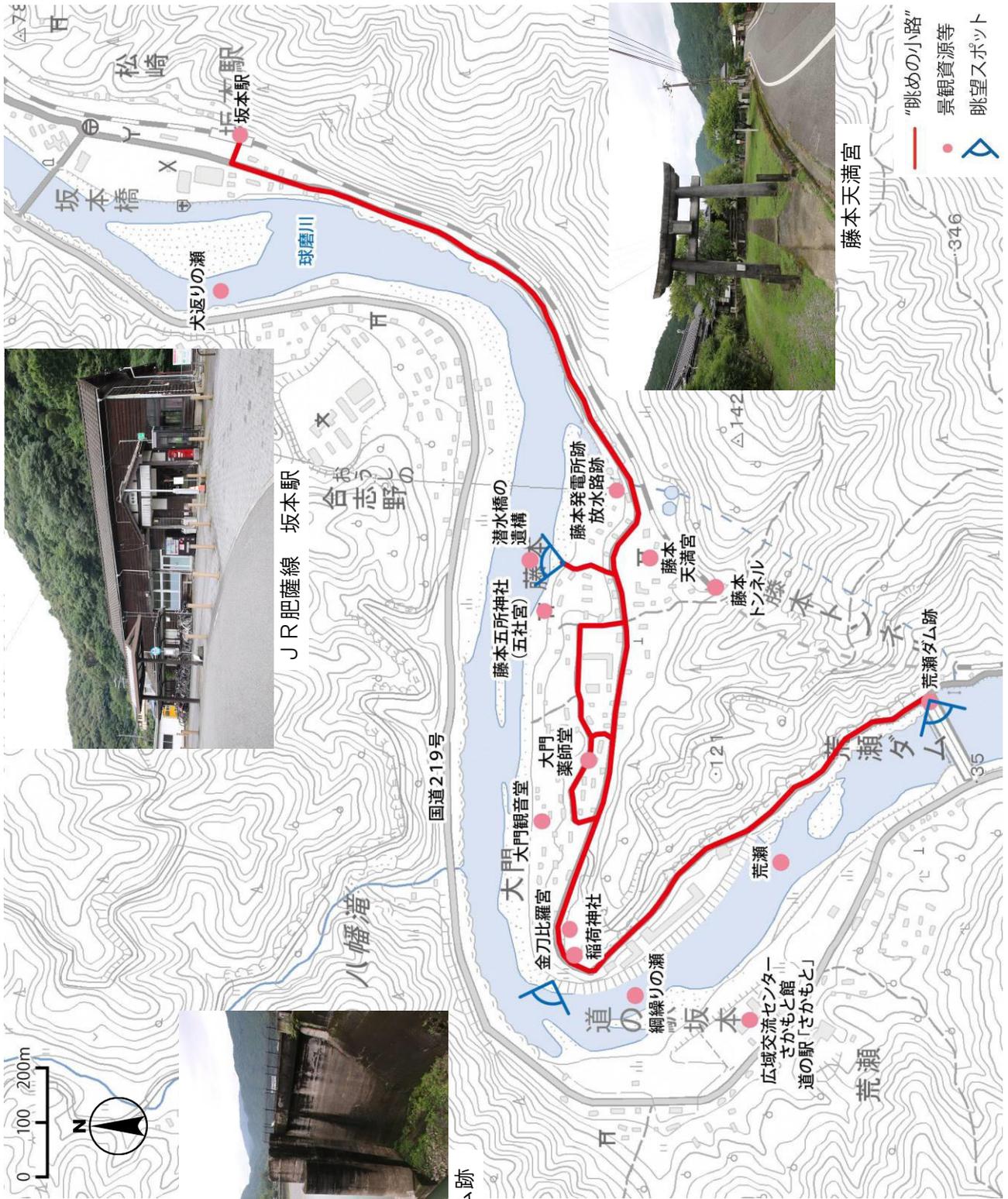


路地の灯籠



日奈久温泉神社参道

⑨坂本町藤本・大門地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



荒瀬ダム跡

⑩坂本町上葉木・下葉木地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



①坂本町上鎌瀬・下鎌瀬・中津道地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



中津道阿蘇神社



球磨川第一橋梁

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- △ 眺望スポット

②東陽町氷川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



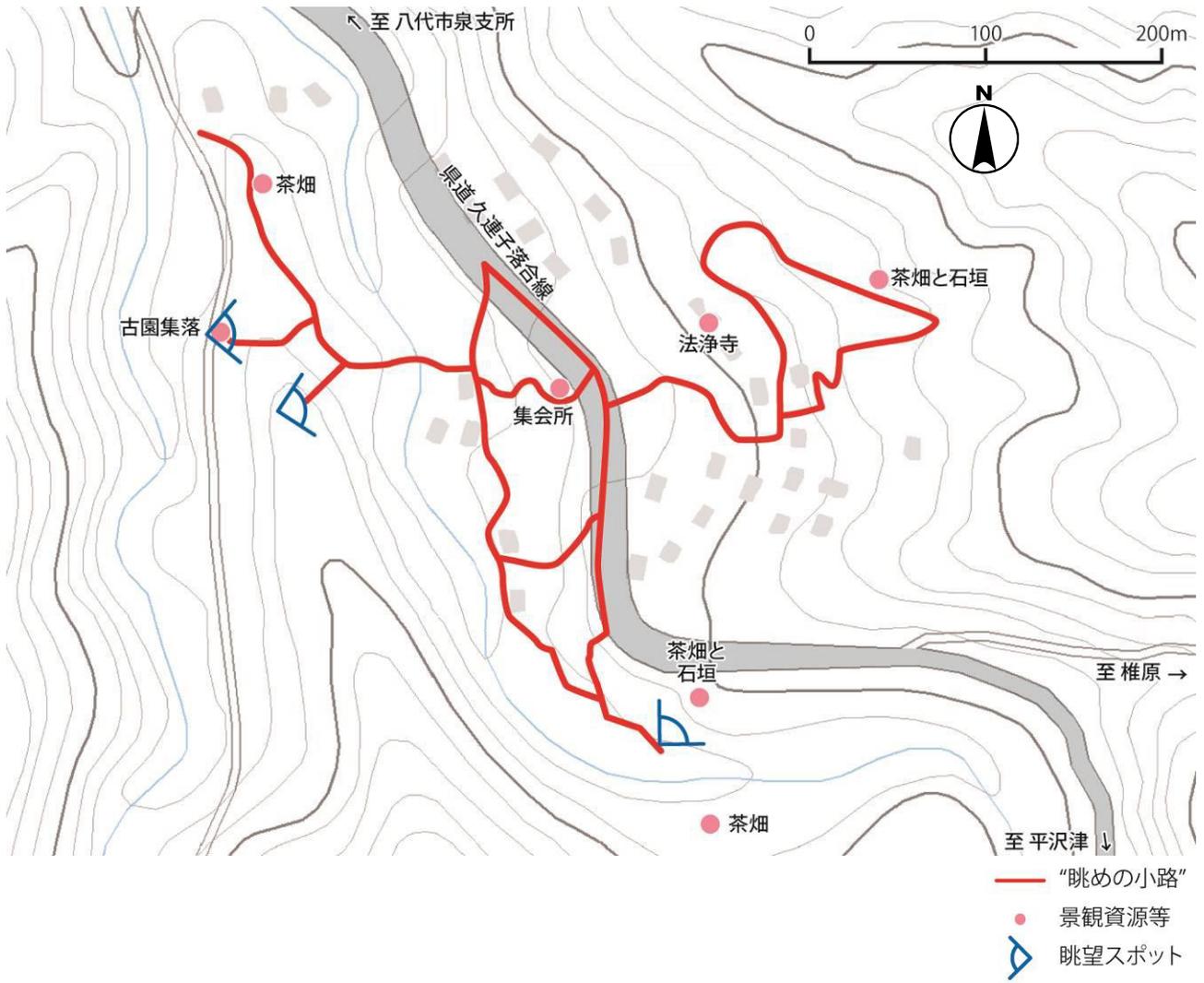
⑬東陽町小浦川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



⑭東陽町河俣川・美生川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



⑮泉町古園地区 棚田巡りの“眺めの小路”

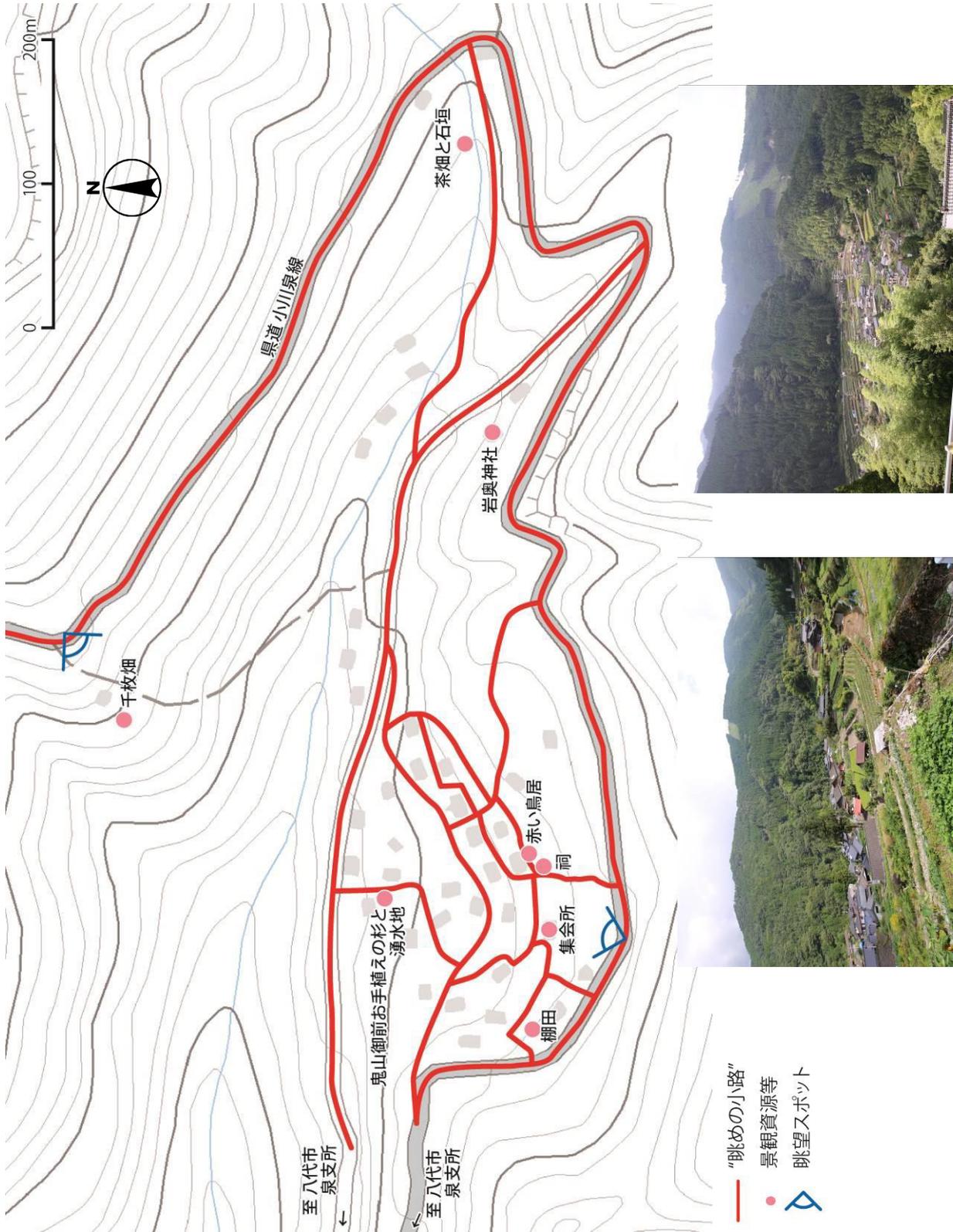


里山の集落と段々茶畑



段々茶畑

⑯泉町岩奥地区 棚田巡りの“眺めの小路”



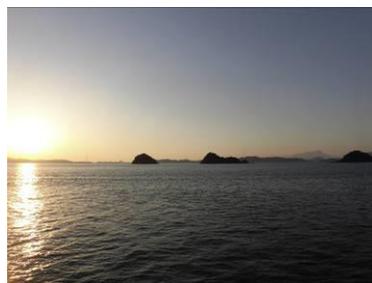
⑰工場群と樋門群の“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット



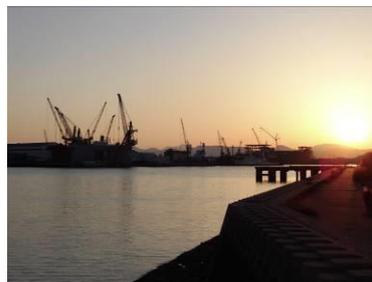
ガントリークレーン



三ツ島と夕日



八代海と工業景観

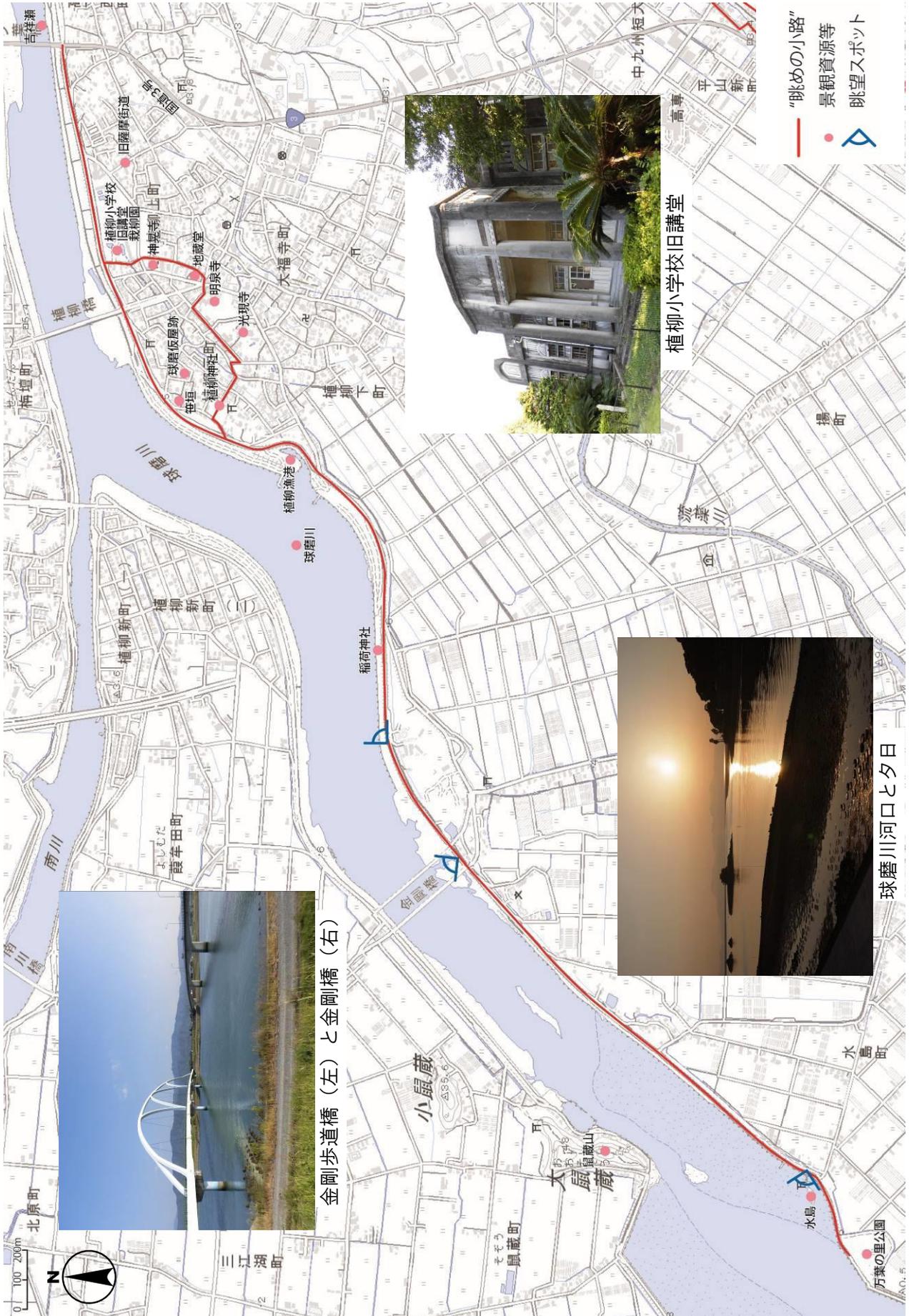


クレーン群と夕日



クレーン群と船舶

⑧球磨川沿いと水島の“眺めの小路”



八代市景観計画

令和2年4月

令和6年4月改定

発行 八代市

編集 八代市 建設部 建設政策課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号

TEL 0965-33-4116

E-mail kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp



八代市景観計画